第２６節 特定活動

第１　在留資格の審査

１　特定活動の在留資格について

（１）特定活動の在留資格により指定する活動の分類

特定活動の在留資格は、法別表第一の一の表から四の表までに掲げるいずれの在留資格に係る活動にも該当しない活動を行う外国人について、入国・在留を認める場合に、法務大臣が個々に活動を指定するものである。

この在留資格に該当する活動は、次のように分類される。

ア　入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であって法務大臣があらかじめ告示で定める活動（特定活動告示に規定する活動）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）において定める活動である。

イ　入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であって上記アの告示で定められていない活動（告示外特定活動）

上記アにおいて定められていない活動であって、法務大臣が人道上その他の特別の事情により特に在留を認めるものである。これには、在留資格変更許可のみによって活動が指定されるものも含まれる。

（２）留意事項

上陸特別許可以外の一般上陸の許可に際して指定される活動は、法第７条第１項第２号の規定により、特定活動告示に規定する活動に該当する活動に限られる。

したがって、告示外特定活動を行おうとするものは、上陸のための条件である同号の規定に適合せず、在留資格認定証明書の交付の対象にならない。

２　特定活動告示に規定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）において規定する活動は次のとおり。

告示の規定	略称
一　別表第一に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会	家事使用人

話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、当該雇用した外国人の家事に従事する活動 ※　別表第一 一　日本国政府が接受した外交官又は領事官 二　条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。） 四　申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表 五　申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表 六　申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条(a)に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条(e)に規定する国際連合の軍隊の構成員	（外交・公用）
二　別表第二に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動 ※　別表第二 一　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの 二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法	家事使用人 （家庭事情型）

律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの	
二の二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該高度専門職外国人の配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）が千万円以上であるものに限る。）に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動	家事使用人 （入国帯同型）
二の三　次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと	家事使用人 （金融人材型）

（２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。	
二の四　次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。 （２）三千万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人数が一人であること。	家事使用人 （特別高度人材型）
三　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	台湾日本関係協会職員及びその家族
四　駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族
五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府若しくはルクセンブルク大公国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府若しくはラトビア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府	ワーキングホリデー （オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、香港、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、韓国、フランス、ポー

との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。）	ランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、ポルトガル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、フィンランド、ラトビア、ルクセンブルク）
五の二　別表第三に掲げる要件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等の査証（同表において「ワーキング・ホリデー査証」という。）の発給を受けた者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため、本邦において一年を超えない期間、休暇を過ごす活　動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）	ワーキングホリデー（台湾）

六　オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動	アマチュアスポーツ選手
七　前号に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	アマチュアスポーツ選手の家族
八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）	国際仲裁代理
九　外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動	インターンシップ（就労）
十　日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者が、本邦において一年を超えない期間、国若しくは地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人に受け入れられて行う福祉に係るボランティア活動	英国人ボランティア
十一　削除	
十二　外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するも	サマージョブ

のとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動	
十三　令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者であって、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動	大阪・関西万博関係者
十四　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動	大阪・関西万博の配偶者等
十五　外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動	国際文化交流
十六　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十（以下「インドネシア協定附属書」という。）第一編第六節８(b)の規定に基づく書面（以下「インドネシア協定書面」という。）により通報された者が、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条第三項に規定する看護師の免許（以下「看護師免許」という。）を受けることを目的として、インドネシア協定附属書第一編第六節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「インドネシア協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面	EPA インドネシア看護師候補者

においてその者について指定された施設内において、同法第五条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	
十七　インドネシア協定書面により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条に規定する介護福祉士となる資格（以下「介護福祉士資格」という。）を取得することを目的として、インドネシア協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面においてその者について指定された施設内において、同法第二条第二項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA インドネシア介護福祉士候補者
十八　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「インドネシア協定」）という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA インドネシア看護師家族
十九　インドネシア協定に基づき介護福祉士として社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等（以下「介護等」という。）の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA インドネシア介護福祉士家族
二十　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極（以下「フィリピン実施取極」という。）第九条に基づく口上書（以下「フィリピン協定口上書」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、フィリピン実施取極第十条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「フィリピン協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基	EPA フィリピン看護師候補者

づき当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	
二十一　フィリピン協定ロ上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA フィリピン就労介護福祉士候補者
二十二　フィリピン協定ロ上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定ロ上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動	EPA フィリピン就学介護福祉士候補者
二十三　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「フィリピン協定」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA フィリピン看護師家族
二十四　フィリピン協定に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA フィリピン介護福祉士家族
二十五　本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動	医療滞在
二十六　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）	医療滞在同伴者

二十七　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「ベトナム交換文研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA ベトナム看護師候補者
二十八　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動	EPA ベトナム就労介護福祉士候補者
二十九　ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動	EPA ベトナム就労介護福祉士候補者
三十　ベトナム交換公文に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA ベトナム看護師家族
三十一　ベトナム交換公文に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	EPA ベトナム介護福祉士家族

三十二　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動	外国人建設就労者
三十三　高度専門職外国人の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、従事しようとする活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五に掲げるいずれかの活動	高度専門職外国人の就労する配偶者
三十三の二　高度専門職外国人であって第二号の四イに該当する者の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五の二に掲げるいずれかの活動	特別高度人材外国人の就労する配偶者
三十四　高度専門職外国人（申請の時点において、世帯年収が八百万円以上の者に限る。）と同居し、かつ、その者又はその者の配偶者の七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父若しくは母又は当該高度専門職外国人の配偶者の父若しくは母（当該高度専門職外国人の父又は母にあっては、この号に掲げる活動を指定されて在留し、当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しく	高度専門職外国人又はその配偶者の親

は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の配偶者の父又は母がいない場合に限り、当該高度専門職外国人の配偶者の父又は母にあっては、この号に掲げる活動を指定されて在留し、当該七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父又は母がいない場合に限る。）として行う日常的な活動	
三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動	外国人造船就労者
三十六　本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動	特定研究等活動
三十七　別表第七に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関（別表第八に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動	特定情報処理活動

三十八　第三十六号又は前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	特定研究等活動等家族滞在活動
三十九　第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母（外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動	特定研究等活動等の親
四十　次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動 イ　我が国が、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、旅行形態を限定することなく、その国又は地域（法第二条第五号ロの地域及び国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。以下同じ。）の国籍者等（国にあってはその国の国籍を有する者をいい、地域にあっては当該地域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。以下同じ。）であって、その国又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券に相当するものをいう。以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとするものについて、日本国領事官等の査証を必要としないこととしている国又は地域（その国又は地域の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。以下「短期滞在査証免除国」という。）のうち、別表第九に掲げるものの国籍者等であること。 ロ　申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、六千万円以上）であること。 ハ　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。 ※　別表第九における保険に加入していること。 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリ	観光、保養等を目的とする長期滞在者

ア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ	
四十一　前号に掲げる活動を指定されて在留する者に同行する配偶者であって、同号イ及びハのいずれにも該当するものが、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動	観光等目的長期滞在者に同行する配偶者
四十二　本邦の公私の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身につけるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動	製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員
四十三　別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から本号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で（ただし、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間	日系四世

が通算して三年を超えた日以後は、当該環境下にあることを要しない。）、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）	
四十四　経済産業大臣が認定した外国人起業活動管理支援計画（外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）にいう外国人起業活動管理支援計画をいう。）に基づき、起業準備活動計画（同告示にいう起業準備活動計画をいう。）の確認を受けた者が、二年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動を除く。）	外国人起業家
四十五　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	外国人起業家の配偶者等
四十六　別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。） ※　別表第十一 一　次のいずれかに該当していること。 イ　本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業して学位を授与されたこと。 ロ　本邦の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ハ　本邦の短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は	本邦大学等卒業者

短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する文部科学大臣の定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、学士の学位を授与されたこと。 ニ　本邦の専修学校の専門課程の学科（専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和五年文部科学省告示第五十三号）第二条第一項の規定により文部科学大臣の認定を受けたものに限る。）を修了し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定により、高度専門士と称することができること。 二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 三　日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。 四　本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに規定する専修学校の専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。	
四十七　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	本邦大学等卒業者の配偶者等
四十八及び四十九　削除	
五十　別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動 ※　別表第十二 一　次のいずれかに該当すること。 イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。 （1）アルペンスキー・ステージⅠ	スキーインストラクター

（2）アルペンスキー・ステージⅡ （3）アルペンスキー・ステージⅢ （4）アルペンスキー・ステージⅣ ロ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）がイに掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有していること。 二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 三　十八歳以上であること。	
五十一　次のいずれにも該当する十八歳以上の者が本邦において二年を超えない期間滞在して行う、就職活動及び本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動（以下この号において「起業準備活動」という。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動並びに起業準備活動に附随して行う報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。） イ　申請の時点において、別表第十三に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位百位までに掲げられている大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職大学をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を授与された日から五年を経過していないこと。 ロ　申請の時点において、申請人の預貯金の額が日本円に換算して二十万円以上であること。 ※　別表第十三 一　クアクアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（ＱＳ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス） 二　タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（ＴＨＥ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）	未来創造人材

三　シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）	
五十二　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	未来創造人材に同行する配偶者又は子
五十三　次のいずれにも該当する者が、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。） イ　本邦に上陸する年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において開始し、又は終了する十二月の期間の全てにおいて、本邦での本号に規定する活動を指定されて滞在する期間が六か月を超えないこと。 ロ　我が国が租税条約（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第一号に規定する租税条約をいう。）を締結している締約国若しくは締約者又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二条において指定する外国であり、かつ、短期滞在査証免除国のうち、別表第十四に掲げるものの国籍者等であること。 ハ　申請の時点において、年収が千万円以上であること。 ニ　本邦における滞在中に志望し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。 ※　別表第十四 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、オーストラリア連邦、	デジタルノマド

オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、台湾、香港	
五十四　短期滞在査証免除国のうち、別表第十五に掲げるものの国籍者等であって、前号ニに該当するものが、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ※　別表第十五 アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カタール国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ	デジタルノマドに帯同する配偶者又は子

合衆国、モーリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ	

（１）家事使用人（告示１号、２号、２号の２、２号の３及び２号の４）

外交官等の家事使用人（告示１号）、家庭事情型として「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」の家事使用人（告示２号）、入国帯同型として「高度専門職」の家事使用人（告示２号の２）、金融人材型として「高度専門職」で投資運用業等に従事する者の家事使用人（告示２号の３）及び特別高度外国人の家事使用人（告示２号の４）がある。

ア　用語の意義

（ア）告示２号及び告示２号の２の「申請の時点において」

① 上陸許可の際に交付される「指定書」に記載する「申請の時点において」は、「上陸申請の時点」を指す。

したがって、告示２号の外国人が在留期間更新許可の申請を行った時点で、雇用主の子が１３歳に達していた場合であっても、指定された活動に変更が生じたことにはならない。

② 上記①は、同一の雇用主に雇用される場合の取扱いであって、雇用主が変更になった場合には、新たな雇用主との契約に基づき在留期間更新等の申請を行ったときが「申請の時点」となる。

（注）雇用主の変更の有無については、FEISにより確認する。

（イ）「事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者」

事業所等における地位の名称・肩書きにとらわれることなく、事業所等の規模、形態及び業種並びに同人の報酬額及び事業所等における権限等を考慮し、事業所等の長に準ずる地位であるか否か総合的に判断する。

【参考】次は、事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者と認められるものの例である。

① 雇用主は、Ｂ銀行の審査部におけるディレクターとして稼働しているところ、同行には同人の上位に２つ以上の職階があるが、同人が長となっている部署は極めて独立性が高く、同行の長から直接指揮を受けているものである。

② 雇用主は、Ｃ株式会社日本支店の財務関連部門におけるディレクターとして稼働しているところ、同支店には同人の上位に２つ以上の職階があるが、

同支店は東アジア地域にある全ての支店を総括する立場にあり、同人も東アジア地域の支店に所属する職員に対し直接指揮命令を行う立場にある。

（ウ）「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」

雇用主の配偶者が日常の家事に従事することができない理由に、当該配偶者の怪我・疾病だけでなく、当該配偶者が本邦の企業等で常勤職員として就労していることを含める。

【参考】次は、病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する雇用主の例である。

雇用主の本邦における同居家族は配偶者のみであるが、当該配偶者は在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって本邦に就労しており、日常的な家事に専念することができないものである。

（エ）「世帯年収が千万円以上」

雇用主である高度専門職外国人の本邦入国後の世帯年収（予定）が１，０００万円以上であることをいう。この「世帯年収」とは、高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれない。また、配偶者が受ける報酬には、①配偶者が高度専門職外国人である場合、②高度専門職外国人の就労する配偶者である場合、③配偶者が「教授」などの就労を目的とする在留資格である場合、④高度専門職外国人の扶養を受ける配偶者が資格外活動許可を得て就労活動を行う場合、⑤配偶者が就労制限のない在留資格で就労する場合に受ける報酬などが含まれ得るが、不法就労により得た報酬は含まれない。

なお、世帯年収を１，０００万円以上に設定したのは、家事使用人への報酬は月額２０万円以上が必要であるところ、厚生労働省の国民生活基礎調査（平成２４年）によれば、夫婦と未婚の子の世帯の平均収入は７３８万円であり、世帯年収が１，０００万円以上であれば家事使用人の雇用は可能と考えられることによるものである。

（オ）「継続して一年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されている」

本邦入国（上陸申請）の１年以上前から家事使用人として雇用されていることをいう。これは、本国等で家族同然に生活している家事使用人を日本に連れて行けないことが高度人材獲得の阻害要因になっているとの指摘・要望に応えるための措置として、１年以上雇用している家事使用人の帯同を認めることとしたものである。

また、家事使用人を入国させるため来日直前に雇用するといった制度の濫用防止の観点をも考慮している。

(カ)「当該高度専門職外国人と共に本邦に転居」

必ずしも同一便で入国することまでを求めるものではなく、同時期に入国の手続を行い、同時期に入国するものであれば足りる。

(キ)「本邦に転居する前に同居していた親族」

ここにいう「親族」は、民法７２５条に規定する親族の範囲（６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族）と同義である。

(ク)「その者の負担においてその者と共に本邦から出国」

雇用主である高度専門職外国人が出国（帰国）する場合は、家事使用人も雇用主と共に出国すること、その場合の費用は雇用主が負担することをいう。これは、上記（オ）のとおり、告示２号の２は家族同然に生活している家事使用人を帯同したいという要望に応える措置であることから、雇用主が出国するにもかかわらず、家事使用人が本邦に残留することは認めないという趣旨である。

(ケ)「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務」

第二種金融商品取引業とは、主要な有価証券（株式や債券等）以外の有価証券の販売や投資信託の自己募集の業務をいい、投資助言・代理業とは、投資顧問契約に基づき、有価証券の価値等に関して助言や投資顧問契約等の締結の代理等を行う業務をいう。また、投資運用業とは、資産運用業者等が行う投資一任契約に基づく財産の運用や投資信託の運用等の業務をいう。

イ　特定活動告示１号、２号２号の２、２号の３及び２号の４（家事使用人）の概要

	雇用主の在留資格等
告	特定活動告示の別表第一に掲げる外国人 ※別表第一 一　日本国政府が接受した外交官又は領事官 二　条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際

示1号	機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。） 四　申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表 五　申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表 六　申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条(a)に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条(e)に規定する国際連合の軍隊の構成員
告示2号	特定活動告示別表第二に掲げる外国人 ※別表第二 一　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人 二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者 三　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者
告示2号の2	申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人
告示2号の3	次のいずれにも該当する法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人 イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （1）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。 （2）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

告示２号の４	次のいずれにも該当する法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格を持って在留する外国人 イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。 ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。 （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

	雇用主の家族状況
告示１号	
告示２号	申請の時点において１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの
	世帯年収が千万円以上であるもの（高度専門職外国人に限る。）
告示２号	世帯年収が千万円以上であるもの

の２	
告示２号	世帯年収の区分に応じて次のとおりであること （１）千万円以上三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していない （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人である

の３	
告示２号の４	世帯年収の区分に応じて次のとおりであること （１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと （２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること

	申請人
告示１号	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者
告示２号	
告示２号の２	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者
	当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国することが予定されているもの
告示２号	雇用主が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者

の３告示２号の４	

	報酬	活動の範囲
告示１号		
告示２号	月額２０万円以上の報酬	雇用した外国人の家事に従事する活動 （注）行うことができる活動は、雇用主たる外国人の家事に従事するものに限定され、これ以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することはできない。
告示２号の２		
告示２号の３告示		

2号の4		

	立証書類	
	在留資格の決定	在留期間の更新
共通	① 雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し ② 雇用主が日常生活において使用する言語について会話力を有することを明らかにする資料（例えば、雇用主が英語を日常会話にしている場合は、申請人の英語能力を明らかにする資料等） ③ 雇用主の身分事項、地位及び在留資格を明らかにする資料	① 雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し ② 申請人の住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。） （外交使節団の構成員の家事使用人である場合を除く。） （注）外交関係に関するウィーン条約第３７条第４項により、外交使節団（使節団の長及びその職員をいう。）の個人的使用人（接受国の国民でない場合や接受国に通常居住していない場合）は、租税等が免除されている。
告示1号		

告示2号	④ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用してない旨を記載した文書 ⑤ 世帯年収を証する文書（高度専門職外国人に限る。） ⑥ 雇用主が１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができな	※雇用主が高度専門職外国人の場合 ③ 雇用主の在留カードの写し ④ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書 ⑥ 雇用主が変更された場合には、新たな

	い配偶者を有することを証する文書 ※　雇用主が高度専門職外国人の場合 ⑦　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	雇用主である高度専門職外国人が１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有することを証する文書 ⑦　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書
告示２号の２	④　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用してない旨を記載した文書 ⑤　世帯年収を証する文書 ⑥　雇用主が出国する場合は、その者の負担により共に出国することが予定されていることを誓約する文書 （注）厚生労働省作成のモデル雇用契約書に「家事使用人の帰国費用は雇用主が負担する」旨の条項が設けられており、当該雇用契約書の写しが提出された場合は、別に提出を求めることは要しない。 ⑦　上陸申請を行う直前までに継続して１年以上雇用されていることを明らかにする資料（雇用契約書の写し等） ⑧　①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	③　雇用主の在留カードの写し ④　雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない旨を記載した文書 ⑥　雇用主が出国する場合は、その者の負担により共に出国することが予定されていることを誓約する文書（雇用契約書に当該内容がある場合には不要）
告示２号	④　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑤　世帯年収を証する文書 ⑥　雇用主の所属機関の金融商品取引法第８条第２項に規定する第二種金融商品取引業、同条第３項に規定する投資助言・	③　雇用主の在留カードの写し ④　雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤　雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は当該高度専門職外国人の世帯年収が三千万円以上の場合において申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑥　雇用主の所属機関の金融商品取引法第８条第２項に規定する第二種金融商品取

の3	代理業又は同条第４項に規定する投資運用業に係る登録済通知書写し等 ⑦ 雇用主が上記⑥のいずれかの業務に従事することを説明する資料 ⑧ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	引業、同条第３項に規定する投資助言・代理業又は同条第４項に規定する投資運用業に係る登録済通知書写し等 ⑦ 雇用主が上記⑥のいずれかの業務に従事することを説明する資料 ⑧ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書
告示2号の4	④ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑤ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑥ 申請時点において雇用主が特別高度人材外国人であることが判明していない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合には、上記に加えて雇用主の学歴又は職歴を証明する文書 ⑦ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書	③ 雇用主の在留カードの写し ④ 雇用主の世帯年収を証する文書 ⑤ 雇用主が申請人以外に家事使用人を雇用していない又は雇用主の世帯年収が三千万円以上の場合において、申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人である旨を記載した文書 ⑥ ①について申請人が労働条件を理解したことを証する文書

	在留期間
告示1号 告示2号	① 下記②に該当する場合を除き１年 ② 申請人の経歴又は在留状況、活動場所等に鑑み、６月に１度活動状況等を確認する必要があると認められるときは６月

告示２号の２	
告示２号の３告示２号の４	

（注）告示２号の２は、高度人材に対する出入国管理上の優遇措置の一つである「高度人材の家事使用人の帯同」を具体化した規定であり、高度専門職外国人が本邦入国前から雇用する家事使用人に関する規定である。平成２９年１２月１日付け特定活動告示の一部改正・施行により、高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合についても入国・在留が認められることとなった。

なお、高度専門職外国人が本邦に転居するまで継続して１年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されており、当該高度専門職外国人の転居後も、引き続き当該高度専門職外国人又は当該高度専門職外国人が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている必要があることから、当該高度専門職外国人が本邦に転居するまで継続して１年以上雇用されていない場合（同居の親族に雇用されていた等）や、当該高度専門職外国人が本邦転居後に当該家事使用人の雇用を中断した場合には、対象とならない。

告示２号の家事使用人と比べ、雇用主の年収要件が設けられていること、本邦入国前から１年以上継続雇用されていること等の点で要件が加重されている一方、雇用主が事業所の長又はこれに準ずる地位にあること、雇用主に１３歳未満の子又は病気等により日常家事を行えない配偶者がいることを要しない点で要件が緩和されている。

(注) 告示２号の３は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年１２月８日閣議決定）において、世界に開かれた国際金融センターを実現することとされたことを受け、投資運用業等の業務に従事する外国人等について、在留資格「高度専門職」に係る特別加算の基準の新設等の措置を講じることとなったことを踏まえ、創設されたものである。

(注) 告示２号の４は、教育未来創造会議における議論を受け、更なる高度人材の受入れを促進するため、高度人材外国人のうち特に秀でた者について「特別高度人材」として位置付け、ポイント計算によらずとも在留資格「高度専門職」を認める等の新たな制度（「特別高度人材制度」）を設けることとなったことを踏まえ、創設されたものである。

ウ　審査

（ア）告示１号

①　基本事項

a　年齢が１８歳以上であること

b　雇用主との意思疎通が可能な語学能力を有していること

c　雇用主が別表１の１号から６号までのいずれかに該当していること

d　雇用主が別表１の３号から６号までのいずれかに該当する場合は、申請人以外に家事使用人（常勤又は非常勤の日本人を含む。）を雇用していないこと

②　信ぴょう性

a　提出資料が真正なものであること

b　申請書、提出資料の記載内容に信ぴょう性が認められること

c　家事使用人を１名しか雇用できない外国人に雇用される個人的使用人に係る入国・在留申請については、次のすべてについて確認した上で処分する。

（a）ＦＥＩＳの「関係機関記録照会」画面において、当該雇用主が家事使用人を雇用していないかどうか確認する。

（b）上記（a）において雇用事実を確認できないときは、さらに、当該雇用主に直接連絡を取り、家事使用人の雇用の有無を確認する（当該雇用主に電話で問い合わせるか、又は「現在、家事使用人を雇用していない。」旨の説明文書を作成・提出させて確認する。）。

なお、特定活動告示の別表第一又は第二に規定されている「家事使用人」とは、外国人の在留資格を問わず、実際に雇用主の家事に従事している者を指すことに留意する。

（イ）告示２号

① 基本事項

a 上記（ア）①a及びbに該当していること

b 雇用主が次のいずれかに該当していること

（a）雇用主が高度専門職外国人であり、かつ、世帯収入が１，０００万円以上であること

（注）上陸申請の時点のほか、在留期間更新許可等の申請を行った時点においても、世帯収入が１，０００万円以上でなければならない。

（b）雇用主が別表二の２号又は３号に規定するいずれかの在留資格を有しており、かつ、事業所の長又はこれに準ずる地位にある者であること

（注）別表第二の各号に該当する雇用主が法別表第二の表の在留資格を取得した場合で、資格取得以前から雇用していた同一の家事使用人を引き続き雇用したいとして申請があった場合には、在留資格が変更になったことのみをもって不許可とはせずに、引き続き雇用することについての必要性等総合的に判断を行うこととする（第２の３参照）。

c 申請人が雇用主に雇用されて上陸申請を行った時点（ア（ア）参照）において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するものであること

d 雇用主が申請人以外に家事使用人（常勤又は非常勤の日本人を含む。）を雇用していないこと

e 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

上記（ア）②に同じ。

（ウ）告示２号の２

① 基本事項

a 上記（ア）①a及びb並びに（イ）①b（a）及びdに該当していること

b 次のいずれかに該当すること

（a）申請人が雇用主と共に本邦に転居する場合

継続して一年以上雇用主に個人的使用人として雇用されていること

（b）申請人が雇用主と共に本邦に転居しない場合

雇用主が本邦に転居するまで継続して一年以上雇用主に個人的使用人として雇用され、かつ、雇用主の転居後引き続き雇用主又は雇用主が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されていること

c　雇用主の負担において雇用主と共に本邦から出国することが予定されていること

d 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

上記（ア）②に同じ。

なお、[redacted]

（注１）告示２号の２については、同号を設けた趣旨に反することから、他の在留資格からの変更や雇用主の変更による（告示２号の２から告示２号の２への）在留資格の変更は認められない。

（注２）「特定活動」の在留資格をもって在留する高度人材外国人から、継続して本国で雇用している個人的使用人を呼び寄せたいとして相談があった場合には、高度人材外国人の在留資格を「高度専門職」へ変更するよう案内する。

（エ）告示２号の３

① 基本事項

a　上記（ア）①ａ及びｂに該当していること

b　次のいずれにも該当すること

（ａ）雇用主が投資運用業等の業務に従事すること

（ｂ）雇用主が世帯年収の区分に応じて、それぞれ次の要件に該当すること

・　１千万円以上３千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと

・　３千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が１名であること

c　月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

a　上記（ア）②ａ及びｂに同じ。

b　電算記録において、当該雇用主が雇用している家事使用人の人数を確認し、申請内容と齟齬がないか確認する。

（オ）告示２号の４

① 基本事項

a 上記（ア）①ａ及びｂに該当していること

b 雇用主が世帯年収の区分に応じて、それぞれ次の要件に該当すること

・ ２千万円以上３千万円未満 申請人以外に家事使用人を雇用していないこと

・ ３千万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が１人であること

c 月額２０万円以上の報酬を受けること

② 信ぴょう性

a 上記（ア）②ａ及びｂに同じ。

b 電算記録において、当該雇用主が雇用している家事使用人の人数を確認し、申請内容と齟齬がないか確認する。

エ 指定する活動

（ア）告示１号

下記に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者が、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

記

1 日本国政府が接受した外交官又は領事官

2 条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者

3 申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。）

4 申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表

5 申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表

6 申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条（ａ）に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に 関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条（ｅ）に規定する国際連合の軍隊の構成員

（イ）告示２号

下記に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された１８歳以上の者が、月額２０万円以上報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

記

1　申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの

2　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

3　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

（ウ）告示２号の２

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する次の外国人と共に本邦に転居した者、又は、当該外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、当該外国人の転居後引き続き当該外国人又は当該外国人が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されていた者が、当該外国人に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

氏　　名：

国籍・地域：

生年月日：

（エ）告示２号の３

次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語より、日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

1　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。

2　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に

該当すること。

（１）千万円以上三千万円未満申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。

（２）三千万円以上申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

（オ）告示２号の４

次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

イ　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の基準に適合している者であること。

ロ　当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

（１）三千万円未満　申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。

（２）三千万円以上　申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

オ　在留期間

（ア）下記（イ）の場合を除き、「１年」を決定する。

（イ）滞在予定期間に応じて、「６月」又は「３月」を決定する。

カ　留意点

（ア）告示２号の２に係る在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示２号の２）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

（イ）告示２号に係る改正の経緯及び経過規定は次のとおり。

平成２４年３月３０日、高度人材外国人に対してポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度に関する法務省告示が制定され、同告示において高度人在外国人に雇用される家事使用人の報酬が「月額２０万円以上」とされたことに伴い、

同日、告示２号に係る報酬が「月額１５万円以上」から「月額２０万円以上」に改正され、同年５月７日から施行された。

改正前の特定活動告示２号により在留する家事使用人（雇用主の変更がない場合に限る。）から在留期間更新許可申請があった場合は、改正前の特定活動告示の規定を適用する。

（注）雇用主が同一である場合は、従前の雇用契約内容が継続している場合もあることから、改正後の告示への適合は求めないこととする。この場合、改正前の告示による活動の指定が継続することとなる。

（ウ）告示２号の３及び告示２号の４については、家事使用人が労働基準法等の適用対象外であることに加え、家事使用人（金融人材型又は特別高度人材型）は、家庭事情等に係る要件が不要であることなど要件が緩和されていることに鑑み、在留期間更新許可申請及び他の在留資格への在留資格変更許可申請の審査において、電話等の適宜の方法により、雇用主やその親族等から暴力等を受けていないか、処遇状況に問題がないか等について、家事使用人（金融人材型又は特別高度人材型）に確認を行う。

なお、確認の結果、問題があることが疑われた場合には、適宜の方法により、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係に連絡する。

キ　優先処理等

告示２号のうち別表第２第１号に係る申請、告示２号の２、告示２号の３及び告示２号の４に係る申請は全て優先処理するものとする。その取扱いについては、第９節第５参照。

（２）台湾日本関係協会職員とその家族（告示３号）

ア 用語の意義

（ア）「台湾日本関係協会の本邦の事務所」

第２の１（１）参照。

（イ）「当該職員と同一の世帯に属する家族」

在留資格「家族滞在」の家族の範囲と同様である。

イ　留意事項

（ア）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の範囲は、同事務所の業務に限定される。

（イ）[redacted]

[redacted]

ウ　審査

（ア）台湾日本関係協会の職員である場合

職員であることを証する文書により、同協会の職員であることを確認する。

（イ）台湾日本関係協会の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書により、当該職員と同一の世帯に属する家族であることを確認する。

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除する。

②　扶養者が台湾日本関係協会の職員であることを証する文書により、扶養者の在職事実を確認する。

エ　立証資料

（ア）台湾日本関係協会の職員である場合

職員であることを証する文書

（イ）台湾日本関係協会の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者が台湾日本関係協会の職員であることを証する文書

オ　指定する活動

台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

カ　在留期間

台湾日本関係協会の職員及びその家族ともに、次の在留期間を決定する。

（ア）下記（イ）の場合を除き、「５年」

（イ）本邦での予定滞在期間が３年以内の場合、「３年」

【参考】

これに該当する者に対しては、出入国管理行政上、次のような特別な取扱いが行われる。

①　個人識別情報の提供免除（入管法第６条第３項等）

②　入管法第１９条の３第４号に規定する法務省令に定める者として、中長期在留者には該当しない（入管法施行規則第１９条の５第１号）。

（３）駐日パレスチナ総代表部職員とその家族（告示４号）

ア　用語の意義

「当該職員と同一の世帯に属する家族」

在留資格「家族滞在」の家族の範囲と同様である。

イ　留意事項

（ア）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の範囲は、同代表部の業務に限定される。

（イ）[redacted]

ウ　審査

（ア）駐日パレスチナ総代表部の職員である場合

職員であることを証する文書により、同代表部の職員であることを確認する。

（イ）駐日パレスチナ総代表部の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書により、当該職員の家族であることを確認する。

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除する。

②　扶養者が駐日パレスチナ総代表部の職員であることを証する文書により、扶養者の在職事実を確認する。

エ　指定する活動

駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

オ　立証資料

（ア）駐日パレスチナ総代表部の職員である場合

職員であることを証する文書

（イ）駐日パレスチナ総代表部の職員の家族の場合

①　職員との身分関係を証する文書

（注）在留期間の更新の場合で、身分関係に特に疑義のないときは、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者が駐日パレスチナ総代表部の職員であることを証する文書

カ　在留期間

駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族ともに、次の在留期間を決定する。

（ア）下記（イ）の場合を除き、「５年」

（イ）本邦での予定滞在期間が３年以内の場合、「３年」

【参考】

これに該当する者に対しては、出入国管理行政上、次のような特別な取扱いが行われる。

①　個人識別情報の提供免除（入管法第６条第３項等）

②　入管法第１９条の３第４号に規定する法務省令に定める者として、中長期在留者には該当しない（入管法施行規則第１９条の５第２号）。

（４）ワーキング・ホリデー（告示５号）

ア　対象国・地域別取決め等の内容

別添一覧表参照。

イ　活動の範囲

次の（ア）及び（イ）の活動が該当する。

（ア）日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動

（イ）（ア）の活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。

ウ　指定する活動の記載

下記に掲げる者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８

項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。） 記 １　ワーキング・ホリデーに関する日本国政府の口上書、協定又は協力覚書の規定の適用を受ける者 ２　特定活動の在留資格に関する告示の別表第三に掲げる要件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等の査証の発給を受けた者

（注１）①　口上書の交換により実施している国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、香港、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、ウルグアイ及びルクセンブルクである。

②　協定の締結により実施している国は、韓国、フランス、ポーランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、フィンランド及びラトビアである。

③　協力覚書により実施している国は、ポルトガル、アルゼンチン及びチリである。

（注２）台湾居住者に対するワーキングホリデーは、口上書、協定又は協定覚書のいずれにもよらず、外務省文書（平成２１年４月３日付けアジア太平洋州局長発亜中モ第３６５３号）により実施されており、ワーキングホリデーに該当する者の要件については、特定活動告示別表第３に規定している。

エ　立証資料

在留資格認定証明書交付申請がなされた場合の提出資料は以下のとおりとする。

（ア）申請理由書（本邦での活動内容の記述を含む。）

（イ）履歴書

（ウ）有効な旅券を所持すること、帰国のための旅行切符又はこれを購入するための十分な資金を所持すること、及び滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持することの証明書類（往復切符写し、預金残高証明書、トラベラーズチェック等）

（エ）その他参考資料

オ　審査

（ア）申請人の作成した本邦において行う活動の概要を説明する文書により、申請人が上記イの（ア）及び（イ）の活動を行うものであることを確認する。

（イ）申請書及び（ア）の文書により、申請人が別添一覧表の「対象者」（各国・地域共通事項に留意）であることを確認する。

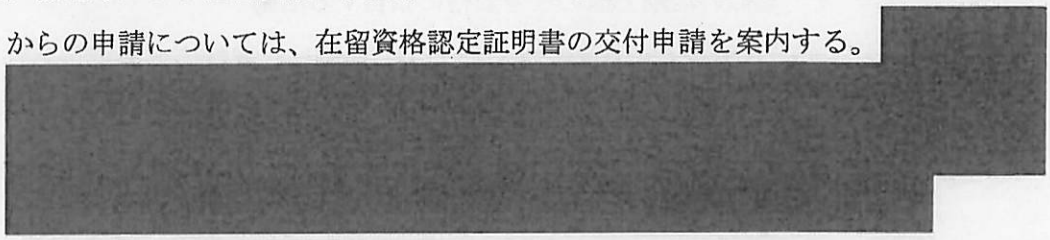
カ　在留期間

ワーキング・ホリデーに関する取決めの内容に従い、「１年」又は「６月」を決定する。

キ　その他の留意事項

（ア）ワーキングホリデーを目的に在留している者からの在留資格変更については、別添一覧表の「在留審査での留意点」を参照。

（注）協定等により在留資格を変更することができないこととされている国・地域の者からの申請については、在留資格認定証明書の交付申請を案内する。



（イ）他の在留資格からワーキングホリデーを目的とする在留資格変更については、在留資格認定証明書交付申請又は査証申請を案内する。ただし、（注１）のとおり、在留中に在留資格認定証明書が交付されたとしても、変更許可はできないこと、（注２）のとおり、在留資格認定証明書交付申請を受け付けたとしても、発給枠数によっては交付できない場合があることから、原則として査証申請を案内する。

（注１）ワーキングホリデー活動は、ワーキングホリデーの相手国に所在する日本大使館で発給された査証を前提として許可されるものであることから、在留資格変更を許可しないものとする。

（注２）ワーキングホリデー査証の発給数に上限が設けられている国・地域があることから、在留資格認定証明書の審査に当たっては、あらかじめ査証発給数に上限が設けられているかについて外務省ホームページを確認し、上限が設けられている国・地域については、本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）を通じて外務省に照会し、査証発給枠のある場合に限り、同証明書を交付することができる。

（５）アマチュアスポーツ選手（告示６号）

ア　該当範囲

（ア）経歴等

オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者

（イ）活動

日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動

（注）この活動を指定されている者が本邦において従事することができる報酬を受ける活動の範囲は、雇用された機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動に限定される。

（ウ）報酬

月額２５万円以上

イ　類似の活動で他の在留資格に該当する活動

（ア）「興行」の在留資格に該当する活動は、興行の形態で行われるスポーツの試合に出場するために雇用されるプロスポーツ選手が報酬を得て行う場合が該当する。

（イ）告示６号に規定されている「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会」については、在留資格「技能」に係る上陸許可基準第８号に同様の文言が設けられているところ、当該基準においては、高度な技術又は技能を有していなければ参加できない国際大会として世界的規模の競技大会やアジア大会などの地域又は大陸規模の競技会を想定しており、二国間の競技大会又は特定国間の親善競技会は含まれない。

一方、告示６号は、本邦の企業等が雇用するスポーツ選手として一定のレベルを有するものが従事する活動を「特定活動」の在留資格により受け入れることとしたものであり、これを受け入れても日本社会に悪影響を及ぼすことは予想されないことにかんがみ、個々の外国人を特に指定して受け入れようとするものであることから、必ずしも「技能」の基準と同一であることを求めるものではない。

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

②　申請人の履歴書及び履歴を証明する資料（卒業証明書、職歴を証明する文書等）

③　競技会の出場歴及び当該競技会における成績を示す資料

④　雇用する本邦の公私の機関の概要（登記事項証明書（登記簿謄本）、貸借対照表、損益計算書等）を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　雇用期間、報酬等の待遇を記載した雇用契約書の写し

②　申請人の住民税又は所得税の納税証明書（総所得が記載されたもの。）

エ　指定する活動

オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報

酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動

オ 在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。以下同じ。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 契約機関がカテゴリー１又はカテゴリー２に該当するもの ④ ③以外の場合は、「特定活動」の在留資格で３年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き５年以上アマチュアスポーツ選手としての活動を行っているもの ⑤ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当せず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの b 就労予定期間が１年を超えるもの ③ ５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの

１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　契約機関がカテゴリー４（カテゴリー１、２又は３のいずれにも該当しない団体・個人）に該当するもの ②　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ③　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３

（１）

ア

イ

（２）

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

（６）アマチュアスポーツ選手の配偶者等（告示７号）

ア　該当範囲

上記（５）に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

（注１）「配偶者」には、内縁の者は含まれない。

（注２）「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（注３）「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　扶養者の在職証明書

④　扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　扶養者の在職証明書

③　扶養者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

ウ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第６号に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

エ　在留期間

次に定めるところにより、在留期間を決定する。

（ア）在留資格変更許可、在留期間更新許可及び在留資格取得許可時

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する。

扶養者が在留申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する（詳細については第２５節第１の６参照）。

（イ）在留資格認定証明書交付時

交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

（ウ）在留期間の決定に当たっての留意点

① ３年を超える在留期間の決定は、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間（本国における居住期間を含む。）が３年を超えるもの）に限る。

② 申請人の在留状況を一定の期間内に確認する必要がある場合には、上記（ア）及び（イ）にかかわらず、確認に必要な在留期間を決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」の在留期間を決定する。

※１ 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２ 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（７）外国弁護士の国際仲裁代理（告示８号）

ア 該当範囲

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和６１年法律第６６号）第５８条の２に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）

（注１）外国弁護士とは、「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」（外弁法第２条第２号）をいうが、外弁法第５８条の２にいう「外国弁護士」には外国法事務弁護士としての承認を受けた者は含まれない。

なお、外国法事務弁護士も外弁法第５条の２に基づき国際仲裁代理を行うことができる。

（注２）国際仲裁事件及び国際調停事件については、第１５節第１の３（１）イ（イ）及び（ウ）を参照。

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　外国において弁護士としての資格を有することを証明する文書

②　国際仲裁代理又は国際調停代理を外国において依頼され、又は受任した旨を証明する文書（委任契約書など）

③　依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料

（注）報酬額や最終学歴など、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない。

（イ）在留期間の更新時

国際仲裁代理又は国際調停代理を外国において依頼され、又は受任した事件を処理している旨の文書

ウ　指定する活動

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）

エ　在留期間

在留期間	運用
５年	次のいずれにも該当するもの。 ①　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届

	出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③ 就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれにも該当するもの b 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの a ５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかに該当しないもの b 就労予定期間が１年を超えるもの ③ ５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの。 ① ３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかに該当しないもの ② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１ 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２ 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）

ア

イ

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。

（８）インターンシップ（告示９号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（注）フランスのグランゼコールは、大学と同等の教育機関と位置付けられ、卒業時に学位も授与されることから、同機関の学生はインターンシップの対象となるが、グランゼコール予備学級は学位取得がないため、インターンシップの対象とならない。

（イ）滞在期間

１年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の２分の１を超えない期間内であること。

（注）①　告示において「通算して当該大学の修業年限の２分の１を超えない期間」と規定されていることから、申請に際し、申請人からこれまでのインターンシップによる入国歴を証する文書の提出をさせ、出入国記録の確認を行う。

②　「修業年限」は、申請者の在学する大学等が所在する国の教育制度上、学位を取得するのに必要な最短の期間をいうこととし、その２分の１以内で相応の在留期間を付与する。

（ウ）活動内容

外国の大学の教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該機関の業務に従事する活動

（注）「報酬」とは、インターンシップの活動を行う学生に対し、就労の対価として受入れ機関から支払われる金銭である。具体的には、時間給や日額単価に勤務日数を乗じた額の金銭が支払われた場合などである。

支給される手当の個々の内容により報酬か否かを個別に判断する。報酬額等については、インターンシップの趣旨にかんがみ、制限は設けていない。

イ　審査のポイント

インターンシップ制度が、安価な労働力の供給源として悪用される事案も発生していることなどから、令和２年５月にインターンシップの活動を行う者について、「外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件第９号））に係るガイドライン」が定められたことから、当該ガイドラインを参照の上、審査する。

ただし、特定活動告示第９号に規定された要件を除き、ガイドライン上の一要件に該当しないことをもって直ちに不利益処分を行うことなく、インターンシップの形態から総合的に判断する。

（ア）ガイドラインの規定に係る審査上の留意点

①　他の法令等により別途要件が求められているものについては、その趣旨を踏まえ、当該要件についても確認するよう留意することとしているが、特に次の点に留意する。

法律上資格を有することとされている業務を行う場合は、インターンシップ生が当該資格を有していることを確認する。例えば、看護師としての業務に従事する場合は我が国における看護師の国家資格を有している必要があるため、当該資格を有していることを確認する。

なお、インターンシップにおいて国家資格を必要としない範囲で看護に関わる活動を行うとして申請があった場合は、必要に応じ業所管省庁への確認を求める。

また、事業を行う際に、当該企業や事業所に特定の資格保有者を必ず置かなければならないとされているもの（必置資格）があれば、当該有資格者が適切に配置されていることを確認する。

②　介護業務に係るインターンシップについて

介護は、利用者の生命、安全に密接に関係する業務であり、介護職種の技能実習においては、固有の要件を設けている。これに鑑み、介護を主たる目的とするインターンシップに従事する場合は、介護職種の第１号技能実習における固有の要件を参考とし、具体的には以下の点を確認する。

ただし、インターンシップ制度は、技能実習とは異なり「就業体験」としての位置づけであることから、当該要件を満たしていない場合であっても、当該要件と同等の評価が可能な場合については、その形態に鑑み柔軟に対応して差し支えない。

ａ　インターンシップ生について

日本語能力試験のＮ４相当以上の日本語能力を有していること。

（注）日本語能力試験、Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定、日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴ等、試験により当該能力を有することが証明されていることのほか、在籍している外国の大学等において６月以上（学習時間３００時間以上）の日本語教育を行っていることが確認できる場合又は来日後の研修により当該能力を有することとなるものも対象とする。

なお、インターンシップ生を常時フォローできる十分な数の通訳が配置されている場合など、コミュニケーションに係る体制が別途十分に確保されていると認められる場合は、この限りではない。

ｂ　受入れ機関について

（ａ）受入れ人数の目安については、事業所単位でなく機関単位で算出したもので差し支えない。また、受入れ人数の目安の算出根拠とする受入れ機関の常勤職員について、介護担当職員に限定する必要はない。ただし、この場合であっても、実際にインターンシップを行う事業所ごとに、１名以上の介護福祉士の資格を有する指導員を配置していること及びインターンシップ生５名あたり１名の指導員（介護福祉士の資格を有していない者を含む。）を配置していることを確認する。

（ｂ）インターンシップ生を単独で介護業務に従事させないことを確認する。

③　専攻科目との関連性について

インターンシップは教育課程の一部として実施されることが要件となっており、従事しようとする業務内容と当該学生の専攻との関連性についても留意する必要があるが、関連性自体は告示上の要件ではなく教育課程の一部としての評価基準の一つに過ぎない。そのため関連性がないと思われる業務に従事する場合であっても、インターンシップが「就業体験」としての位置づけであることを踏まえ、当該インターンシップに従事することにより大学においてどのように教育課程の一部として評価されるのかが明らかであれば認めて差し支えない。

④　必要書類について

外国の大学と本邦の公私の機関との契約書（写し）を必須書類として求めているところ、その他の資料については、資料の名称にかかわらず、ガイドラインに規定する事項が記載されている場合は当該資料の提出をもって審査して差し支えない。例えば、大学からの承認書、推薦状等、単位取得等教育課程の一部として実施されることを証明する資料については、当該内容が「外国の大学と本邦の公私の機関との契約書」に

内容が盛り込まれていることでも差し支えない。

また、ガイドラインに規定する全ての項目について個別に立証資料を求めているものではないため、受入れ人数が概ね受入れ人数枠の範囲内であり、また、外国の大学と本邦の公私の機関との契約書の記載内容から適正なインターンシップの実施について特段の疑義がない場合は、ガイドライン上の全ての項目について追加資料の提出を求めて確認することまでは要するものではなく、説明書（ガイドライン別添参考様式）の提出があったものについては、提出された説明書の記載を確認することとし、全ての記載項目に記載があること及び全ての項目について「該当」にチェックがされていることを確認されれば、原則として追加資料の提出を要しない。

⑤ 受入れ人数枠について

インターンシップで従事する業務内容等を踏まえて個別に判断するものであり、ガイドライン上の人数枠を超える場合であっても、その形態からみて適正なインターンシップの遂行に支障がないと認められる場合は許可して差し支えない。例えば、インターンシップ生を座学や見学形態によるものと実務を行うものに分けローテーションによりインターンシップを実施する場合も考えられるところ、実務に従事しない者に対してはガイドラインに規定する指導体制を要するものではない。

（イ）インターンシップの実施による卒業時期の変更について

インターンシップは「教育課程の一部」として実施されるものであり、また、「修業年限」は、申請者の在学する大学等が所在する国の教育制度上、学位を取得するために必要な最短の期間をいうこととしているため、インターンシップに参加することにより卒業時期が延期されることは通常は想定されない。

ただし、学則等によりインターンシップ参加者の卒業時期が異なる旨の規定がある場合は、認めて差し支えない。

なお、インターンシップ参加期間を休学扱いとし、その結果として卒業時期が延期となるものについては「教育課程の一部」とは認められない。

（ウ）インターンシップ生の受入れ機関の変更について

インターンシップ先の倒産等、やむを得ない事情によりインターンシップ生の受入れ機関を変更する場合は、就労資格証明書の交付申請を案内し審査することとする。

なお、在留資格認定証明交付申請時に申告のない同一機関内の他の事業所においてインターンシップを実施する場合も同様とする。

ただし、インターンシップは、インターンシップ生の受入れ機関を指定しているもの

ではないため、就労資格証明書交付申請がないまま別の受入れ機関でインターンシップに従事していることをもって、ただちに不利益処分を行うことがないよう留意する。

在留審査において受入れ機関における過去の実績等からこれらの事実が判明した場合は、受入れ機関に対しその事情を聴取の上、次回以降は管轄する地方出入国在留管理官署にあらかじめ相談するよう指導する。

ウ　指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

エ　在留期間

（ア）予定する活動期間が６月以上の場合は、「１年」（更新は認めない）。

（イ）予定する活動期間が６月以内の場合は、「６月」。

（９）英国人ボランティア（告示１０号）

ア 該当範囲

（ア）対象となる者

日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者

ボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者は、具体的には、次のいずれにも適合する者（以下「英国人ボランティア」という。）であることを要す。

①　英国に居住する英国市民であること。

②　入国の日から１年を超えない期間我が国に滞在するものであること。

③　非営利の福祉の活動を予定すること。

（注１）管理事務的な活動又は専ら食事の準備、洗濯等の単純作業を行うことを予定しているものは含まない。

（注２）英国の医師、看護師等医療関係資格を所持する者であっても、これらに相当する資格に係る我が国の免許を所持しない者は、当該免許を所持しない者が行うことが認められない行為に及ぶ行為は認められない。

④　日本国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）

が受け入れること。

（注１）「独立行政法人」とは、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。

（注２）「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定するものをいう。

（注３）「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利法人をいう。

⑤ 無報酬にて活動すること。

（注１）受入れ機関における活動を行うための日常生活に必要な実費弁償として支払われる住居費、食費、交通費等の手当を除く。

（注２）実費として支払われる諸手当以外に小遣いが支払われる場合にあっては、週７，０００円程度以内であること。

⑥ 配偶者又は子を同伴しない者であること。

（注）配偶者が本件特定活動をもって入国又は在留する場合を除く。

⑦ 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

⑧ 我が国における滞在期間中に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

⑨ 滞在終了時に我が国から出国する意図を有すること。

⑩ 健康であること。

（イ）滞在期間

本邦において１年を超えない期間

（ウ）受入れ機関

国又は地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（エ）活動

福祉に係るボランティア活動

イ 立証資料

英国人ボランティアとして入国を希望する者又はその代理人から在留資格認定証明書交

付申請があったときは、次の資料の提出を求める。

（ア）申請人本人を受入れ機関が受け入れるものであることを記載した文書

（イ）受入れ機関の概要の分かる文書（名称、所在地、所有する附属施設の概要、代表者氏名、職員数等）

（注）受入れ機関の概要が公刊物その他により明らかな場合は、特に必要がある場合を除いて提出を求めることを要しない。

（ウ）受入れ機関において行おうとする活動の概略を記載した文書（活動の内容、場所、時間等）

（エ）受入れ機関における待遇を記載した文書（住居費、食費、交通費等のほか、小遣いその他金銭の支給の明細を記載するもの）

（オ）本邦滞在中の経費の支弁を記載した文書

（カ）ボランティア活動終了後の予定を記載した文書

ウ　指定する活動

日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者が、本邦において一年を超えない期間、国若しくは地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人に受け入れられて行う福祉に係るボランティア活動

エ　在留期間

「１年」とする。

オ　在留資格関係の取扱い

（ア）在留期間の更新

英国人ボランティアについては、「１年」を超える活動を認めていないので、当該活動の継続を目的とする在留期間更新許可申請があった場合には、これを不許可とする。

（イ）在留資格の変更

ボランティア活動を行っている英国人から、他の在留資格に係る活動を目的に在留資格変更許可申請があった場合には、原則として、人道上やむを得ない場合、身分関係を理由とする「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等への変更のときを除いて、許可しない。

（ウ）就労資格証明書

ボランティア活動を行っている英国人から、就労資格証明書の交付申請があった場合は、不交付とする。

カ　本庁報告

本件ボランティア活動を目的とする在留資格認定証明書交付申請に関し、処分の有無、処分を行ったときは、交付・不交付件数を入管ＷＡＮにより、翌月中に本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）へ報告する。

【参考】査証事務取扱

（ア）受理公館

英国人ボランティアに係る査証申請は、在連合王国日本国大使館又は総領事館においてのみ受理されることとなっている。

（イ）発給

①　英国人ボランティアに係る査証申請があったときは、原則として、現地公館限りで査証が発給され、疑義があるものについてのみ、外務本省へ経伺されることとなっている。

②　発給される査証は、次のとおり。

目　　的：(s) as volunteer

滞在期間：１年、有効期間：１年、有効回数：一次

（１０）サマージョブ（告示１２号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（イ）滞在期間

当該外国の大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、３月を超えない期間内

（ウ）活動

その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして当該大学と本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

（注）外国の大学の夏季休暇等の期間を利用し、本邦の公私の機関から報酬を受けて３月を超えない期間内に、当該大学が指定する当該機関の業務に従事する活動を行おうとする外国人に対しては、特定活動告示第９号の「外国の大学の学生が当該教育課程の一部として」行われるものでないもの（単位取得の対象とならないもの）でも、「特定活動」の在留資格を付与することとしたものである。

イ　立証資料

（ア）在学証明書

（イ）申請人の休暇の期間を証する資料

（ウ）活動に係る資料

①　外国の大学と本邦の公私の機関との契約書（写し）

②　処遇を証明する資料

ウ　指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

エ　在留期間

「３月」を決定する。

（１１）国際文化交流（告示１５号）

ア　該当範囲

（ア）対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）

（イ）活動期間

当該外国の大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、３月を超えない期間内

（ウ）活動

次に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含

む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動

① 当該者に対しその在留期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制を整備していること。

② 当該者の出入国及び在留に係る十分な管理を行う体制を整備していること。

③ 当該事業において当該者が講義を行う場所、期間及び報酬を明確に定めていること。

（注１）本邦の公私の機関には、受入れ機関が公立と私立の教育機関との違いにより、契約者が地方公共団体、独立行政法人又は私立の教育機関の場合がある。

（注２）国際文化交流に係る事業は、語学の指導や講義形式に限らない。

イ 立証資料

（ア）在学証明書

（イ）申請人の休暇の期間を証する資料

（ウ）活動に係る資料

① 申請人と本邦の公私の機関との契約書（写し）

② 地方公共団体が作成した特定活動告示第１５号の別表第４の要件を満たしていることを証明する文書（事業計画書等）

ウ 指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動

エ 在留期間

「３月」を決定する。

（１２）二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師等としての活動（告示１６号から２４号まで及び２７号から３１号まで関連）

ア 概要

（ア）経済連携協定の概要

二国間の経済連携協定（以下「EPA」という。）による看護・介護人材受入れは、一定の要件を満たす者が、一定の要件を満たす本邦の病院・施設等で看護師候補者又は介護福祉士候補者として就労又は就学しながら、本邦の看護師又は介護福祉士の国家資格を取得するための研修を受け、国家資格取得後は引き続き本邦で就労することを目的とするものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではなく、公的な枠組みで特例的に行うものである。

したがって国家資格取得前については、本邦の病院・施設等が国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

（注１）平成２０年７月１日、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「日尼EPA」という。）発効

（注２）平成２０年１２月１１日、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「日比EPA」という。）発効

なお、日比EPAにおいては、介護福祉士養成施設に入学し、所定の養成課程を修了することによって介護福祉士の国家資格を取得する就学コースが設けられている。

（注３）平成２４年４月１８日、「看護師及び介護福祉士の入国及び及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」（以下「日越EPA」という。）発効

なお、日越EPAにおいては、介護福祉士養成施設において必要な知識及び技能を修得しながら国家試験の合格による介護福祉士の資格の取得を目指す就学コースが設けられている。

（注４）出入国管理に係る運用上の指針については、

① 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２０年法務省告示第２７８号。以下「日尼EPA指針」という。）

② 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２０年法務省告示第５０６号。以下「日比EPA指針」という。）

③ 「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成２４年

法務省告示第４１１号。以下「日越EPA指針」」という。）が制定されており、また、受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項については

④ 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２０年厚生労働省告示第３１２号。以下「インドネシア厚生労働省告示」という。）

⑤ 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２０年厚生労働省告示第５０９号。以下「フィリピン厚生労働省告示」という。）

⑥ 「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成２４年厚生労働省告示第５０７号。以下「ベトナム厚生労働省告示」という。）

が制定されている。

なお、協定による滞在期間の延長の特例が認められる看護師候補者及び介護福祉士候補者の出入国管理上の取扱いについては、下記タ参照。

（イ）受入れ調整機関及び送り出し調整機関

EPAの枠組みによる受入れについては、本邦においては社団法人国際厚生事業団（以下「JICWELS」という。）が受入れの調整機関となり、相手国側においては相手国の政府関係機関が送り出しの調整機関となる。

（ウ）人数枠の設定

EPAの枠組みによる受入れについては、協定上人数枠に係る規定が設けられており、国内労働市場への影響を考慮して、年度ごとの受入れに際して、年間の受入れ最大人数を設定している。

（エ）調整作業

JICWELSは、EPAの枠組みによる受入れを希望する本邦の受入れ機関（その設立している病院・施設において雇用する契約を当該外国人との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可を当該外国人に対し与えた医療法人、社会福祉法人等をいう。以下同じ。）を募集し、一定の要件を満たす受入れ機関を選考し、他方、相手国の政府関係機関はEPAの枠組みにより本邦への入国を希望する自国民を募集し、

一定の要件を満たす候補者を選考する。その後、JICWELS と相手国の政府関係機関が本邦の受入れ機関及び受入れ施設（当該外国人が受入れ機関との契約に基づき就労する病院・施設及び受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設をいう。以下同じ。）並びに候補者に関する情報を交換し、JICWELS が調整を行い、候補者の受入れ機関及び受入れ施設が決定される。

（オ）査証発給及び入国手続

JICWELS の調整により本邦の受入れ機関及び受入れ施設が決定した者は、相手国政府により指名され、口上書をもって日本国政府に対して通報される。

なお、EPA の適用を受ける者の本邦入国日については日本国政府が指定することとなっている。

（カ）EPA 看護師候補者（インドネシア人看護師候補者、フィリピン人看護師候補者及びベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）及び EPA 看護師（インドネシア人看護師、フィリピン人看護師及びベトナム人看護師をいう。以下同じ。）については、患者の居宅において看護サービスを提供する業務（以下「在宅看護サービス」という。）に従事することはできない。

（キ）EPA 介護福祉士候補者（インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人就労介護福祉士候補者、フィリピン人就学介護福祉士候補者、ベトナム人就労介護福祉士候補者及びベトナム人就学介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）については、在宅サービスや訪問サービス等、利用者の居宅において介護サービスを提供する業務（以下「訪問系介護サービス」という。）に従事することはできないが、国家資格取得後の EPA 介護福祉士（インドネシア人介護福祉士、フィリピン人介護福祉士及びベトナム人介護福祉士をいう。以下同じ。）は訪問系介護サービスに従事することができる。

（ク）EPA 看護師等（フィリピン人就学介護福祉士候補者及びベトナム人就学介護福祉士候補者を除く。）については受入れ機関と雇用契約を締結しており、各種労働法規の適用を受ける。

また、同じ病院・施設等で同様の業務に従事する日本人と同等以上の報酬を受けなければならない。

イ　日尼EPAの適用を受けるインドネシア人看護師等（告示１６号、１７号及び日尼EPA 指針）

（ア）インドネシア人看護師候補者（告示１６号）

①　該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（ア）①に記載のとおり。

②　滞在期間

インドネシア人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）インドネシア人介護福祉士候補者（告示１７号）

①　該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（イ）①に記載のとおり。

②　滞在期間

インドネシア人介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）インドネシア人看護師・介護福祉士（日尼EPA指針第三の三・四及び第五の三・四）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすインドネシア人であること。

①　次のいずれかの期間に看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者であること

a　インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者として在留中の間

b　インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者として在留の後

（注１）例えば、インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者としての在留期間内に国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験・合格した者が想定される（インドネシア人看護師候補者又は介護福祉士候補者としての入国・在留歴がある者に限る）。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したインドネシア人又は①b に該当するインドネシア人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

ウ 日比 EPA の適用を受けるフィリピン人看護師等（告示２０号～２２号及び日比 EPA 指針）

（ア）フィリピン人看護師候補者（告示２０号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（オ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）フィリピン人就労介護福祉士候補者（告示２１号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（カ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人就労介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）フィリピン人就学介護福祉士候補者（告示２２号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（キ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

フィリピン人就学介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な期間ま

で、在留期間を１年又は６月とする在留期間更新許可を受けることが可能である（ただし、養成課程の期間は４年を超えないものとする。）。

③ 国家資格取得

平成２９年３月３１日までに所定の養成課程を修了すれば、国家試験を受験することなく介護福祉士資格が取得できるが、平成２３年度以降フィリピン人就学介護福祉士候補者の派遣はない。

なお、それ以降に養成課程を修了した者が介護福祉士資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、令和９年３月３１日までに養成課程を修了した場合には介護福祉士となる資格を有するとする経過措置が設けられている。

（エ）フィリピン人看護師（日比 EPA 指針第三の四及び第五の四）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすフィリピン人であること。

① 次のａ又はｂのいずれかに該当するフィリピン人であること

ａ フィリピン人看護師候補者として在留中の間に看護師免許を受けた者

ｂ 看護師の国家試験に合格することにより看護師免許を受けた者（ａを除く。）

（注１）例えば、フィリピン人看護師候補者としての在留期間内に看護師国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者や、フィリピン人看護師候補者としての入国・在留歴はないが、「留学」等の在留資格で入国し、看護師国家試験を受験して看護師免許を取得したフィリピン人が想定される。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したフィリピン人又は①ｂに該当するフィリピン人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

（オ）フィリピン人介護福祉士（日比 EPA 指針第三の五及び第五の五）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすフィリピン人であること。

① 次のいずれかの期間に介護福祉士資格を取得したものであること（ただし、ｂについては介護福祉士国家試験に合格したものに限る。）

ａ フィリピン人就労介護福祉士候補者又は就学介護福祉士候補者としての滞在の間

ｂ フィリピン人就労介護福祉士候補者としての滞在の後の期間

（注１）例えば、フィリピン人就労介護福祉士候補者としての滞在期間内に介護福祉士国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者が想定される（フィリピン人就労介護福祉士としての入国・在留歴がある者に限る。）。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したフィリピン人又は①ｂに該当するフィリピンは、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に対し通報された者であること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、介護福祉士としての業務に従事しようとする者であること

エ 日越 EPA の適用を受けるベトナム人看護師等（告示第２７号～２９号及び日越 EPA 指針）

（ア）ベトナム人看護師候補者（告示２７号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（コ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人看護師候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大２回受け、その間に看護師国家試験を最大３回受験することが可能である。

（イ）ベトナム人就労介護福祉士候補者（告示２８号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（サ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人就労介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、在留期間を１年とする在留期間更新許可を最大３回受け、その間に介護福祉士国家試験を１回受験することが可能である（介護福祉士国家試験の受験資格を得るためには３年の実務経験が必要であるため、受験できるのは４年目のみとなる。）。

（ウ）ベトナム人就学介護福祉士候補者（告示２９号）

① 該当範囲

対象者及び活動内容は、下記コ（シ）①に記載のとおり。

② 滞在期間

ベトナム人就学介護福祉士候補者は、在留期間を１年とする上陸許可を受けた後、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な期間まで、在留期間を１年又は６月とする在留期間更新許可を受けることが可能である。

③ 国家資格取得

日越EPAに基づくベトナム人介護福祉士として就労するためには、介護福祉士国家試験に合格することが必要である。

なお、令和２年度時点において、ベトナム人就学介護福祉士候補者の派遣実績はない。

（エ）ベトナム人看護師・介護福祉士（日越EPA指針第三の四・五及び第五の四・五）

該当範囲

次の①及び②の要件を満たすベトナム人であること。

① 次のいずれかの期間に国家試験に合格することにより看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者であること

ａ ベトナム人看護師候補者、就学介護福祉士候補者又は就労介護福祉士候補者（以下「ベトナム人看護師候補者等）という。）として在留中の間

ｂ ベトナム人看護師候補者等として在留の後

（注１）例えば、ベトナム人看護師候補者等としての在留期間内に国家試験に合格できず帰国したが、その後「短期滞在」等の在留資格で入国し、国家試験を受験したところ合格した者（ベトナム人看護師候補者等としての入国・在留歴がある者に限る。）が想定される。

（注２）①ａに該当し、かつ、再入国許可を取得することなく単純出国したベトナム人又は①ｂに該当するベトナム人は、次の（ａ）及び（ｂ）の条件を満たさなければならない。

（ａ）ベトナム政府により指名され、及び日本国政府に対し通報されたものであること

（ｂ）JICWELS のあっせんにより本邦の公私の機関と契約を締結した者であること

② 本邦の公私の機関との契約に基づき、看護師としての業務に従事しようとするものであること

オ 上陸審査

（ア）入国予定日等の事前通報

EPA 看護師等については、協定上、日本国政府が指定した日に本邦へ入国することとされており、[redacted]

（注）[redacted]

（イ）EPA 看護師及び介護福祉士からの上陸申請

EPA 看護師又は EPA 介護福祉士としての活動は、通常、EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者としての活動を行っていた者からの在留資格変更許可申請により決定される活動であり、これらの活動は特定活動告示外である[redacted]

カ 在留資格変更許可申請

（ア）対象

① EPA 看護師候補者から EPA 看護師へ移行、EPA 介護福祉士候補者から EPA 介護福祉士へ移行する場合

② 受入れ機関等を変更する場合

③ 看護師国家試験に合格したが看護師免許を取得していない EPA 看護師候補者が、「短期滞在」で入国後に看護師免許を取得した場合

④ その他

ａ 准看護師資格を取得した EPA 看護師候補者から「医療」への在留資格変更許可申請がなされた場合

協定に基づく滞在期間中の最後（下記タの特例延長を受けている者については、特例延長による滞在期間中）の看護師国家試験に不合格であった者からの申請について

は、在留状況に問題がなく、在留資格「医療」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留期間を「１年」として在留資格の変更を認める。

なお、協定又は特例延長に基づく残りの滞在期間中に看護師国家試験の機会がある者からの申請については、准看護師資格を取得後、引き続き看護師国家試験に合格することを目的として必要な知識及び技能に係る研修として業務に従事する場合、EPA 看護師候補者として「特定活動」の在留資格に該当することから、「医療」の在留資格への変更を認めるに足りる相当の理由はなく、在留資格の変更は認めない。

b　看護師資格を取得したEPA看護師候補者又はEPA看護師から在留資格「医療」への在留資格変更許可申請がなされた場合

在留資格「医療」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

c　介護福祉士資格を取得したEPA介護福祉士候補者又はEPA介護福祉士から在留資格「介護」への在留資格変更許可申請がなされた場合

在留資格「介護」に係る上陸基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

d　EPA 介護福祉士候補者から特定産業分野を介護とする在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請がなされた場合

EPA 介護福祉士候補者としての就労・研修を３年１０月以上修了しており、かつ介護福祉士国家試験を受験している者が、以下のいずれかに該当し、「特定技能１号」に係る上陸基準省令及び特定技能基準省令に適合するときは、在留資格の変更を認める。

（ａ）介護福祉士国家試験において、合格基準点の５割以上の得点であり、すべての試験科目群で得点があり、４年間にわたり就労・研修に適切に従事したものとして、介護分野の技能水準や日本語能力水準を証明していること。

（ｂ）介護技能評価試験、介護日本語評価試験及び日本語能力水準を証明する試験のいずれにも合格していることを証明していること。

（注）EPA 介護福祉士候補者としての就労・研修を３年１０月以上修了していないこと又は介護福祉士国家試験を受験していないことに、やむを得ない事情がある場合には、在留資格の変更を認めることとして差し支えない。

なお、やむを得ない事情としては、以下のものが想定される。

・　就労・研修を３年１０月以上修了していない場合の例

受入れ機関における人権侵害行為等により退職し、新たな受入れ機関が見つからなかった場合

・　介護福祉士国家試験を受験していない場合の例

病気等により国家試験を受験する機会を失ってしまった場合

e　受入れ機関等の名称変更等に係る取扱い

受入れ機関等が名称変更等する場合は、JICWELS に対し届出がなされ、JICWELS において、受入れ施設要件確認を要するものかどうかの確認が行われる。そのため、外国人本人又は受入れ機関等の職員が地方出入国在留管理官署へ出頭し、名称変更に伴う指定書の差替えや在留資格変更の希望があった場合は、JICWELS に名称変更等に係る届出の有無等所要の確認を行い、以下のとおり取り扱う。

ア　受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされており、かつ、単なる名称変更等であることを確認した場合は、指定書の差替えを行う。

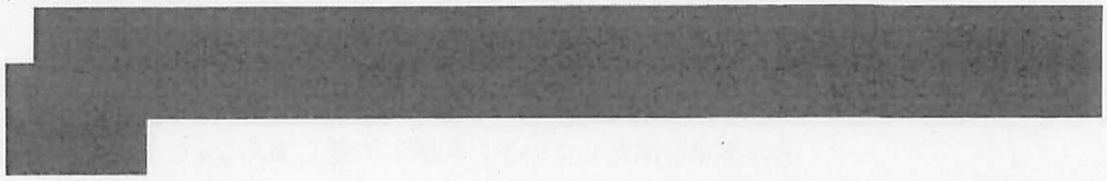
イ　受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされているが、受入れ施設要件の確認を要するものであることを確認した場合は、在留資格変更許可申請を案内する。

ウ　受入れ機関等から JICWELS に対し名称変更等の届出がなされていないことが判明した場合は、速やかに届出を行うように案内するとともに、JICWELS において、受入れ施設要件の確認を要するものかどうかの確認を行うので、その結果を踏まえ、上記ア又はイのとおり取り扱う。

（注１）EPA 看護師候補者及び EPA 介護福祉士候補者については、上記①ないし④のほか、身分関係の成立又は出国準備を理由とする在留資格変更許可申請の場合以外は、原則として、在留資格の変更を許可しない（これら以外の理由で在留資格変更の希望があった場合は、在留資格認定証明書交付申請をもって対応する。）。

（注２）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者としての活動を行う「特定活動」については、上陸許可する場合においてのみ決定される在留資格であるため、EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者がやむを得ない事情により受入れ機関等を変更する場合を除き、原則として、在留資格変更許可により決定されることはない。

（イ）請訓



また、元ＥＰＡ看護師・介護福祉士が、再度ＥＰＡ看護師・介護福祉士として在留す

ることを目的として、他の在留資格から、「特定活動」への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、以下の資料の提出を求めた上で、意見を付して本庁在留管理支援部在留管理課に請訓する。

① フィリピン及びインドネシアにあっては政府の指名及び我が国への通報、ベトナムにあっては送出調整機関による募集過程を経た者である旨を確認する相手国政府作成の口上書

② 申請人と本邦の受入れ機関の雇用契約書（公益財団法人国際厚生事業団（JICWELS）のあっせん及び送出調整機関との調整を経たことが確認できるもの）

③ 年間の収入及び納税額に関する証明書

キ 在留期間更新許可申請

EPA 看護師等の受入れ機関及び受入れ施設については指定書をもって特定されており、これらを変更する場合は法第２０条第１項に基づき在留資格変更許可を受ける必要があるため、在留期間更新許可に当たってはこれらの変更がないか必ず確認する。

ク 立証資料

（ア）在留資格の変更時

① EPA 看護師候補者から EPA 看護師へ移行する場合又は EPA 介護福祉士候補者（就労コース）から EPA 介護福祉士へ移行する場合

a JICWELS のあっせんによる場合

（a）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（b）年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

（c）看護師免許若しくは看護師免許登録済証明書又は介護福祉士登録証の写し（交付に相当の期間を要するため、国家試験合格通知書をもって申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

b JICWELS のあっせんによらない場合

上記 a の書類に加え次の資料、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

なお、当該資料の写しの提出をもって、受入れ機関等が EPA に係る厚生労働省告示の事項を満たしていると判断して差し支えない。以後、当該資料の写しが提出があった場合は、同様に取り扱う。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁在留管理支援部在留管理課就労審査係（以下「本庁就労審査係」という。）に照会する。

② EPA介護福祉士候補者（就学コース）からEPA介護福祉士へ移行する場合

a JICWELSのあっせんによる場合

（ａ）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（ｂ）介護福祉士登録証の写し（交付に相当の期間を要するため、提出がなくとも申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

（ｃ）介護福祉士養成施設の卒業証明書

b JICWELSのあっせんによらない場合

上記ａの書類に加え次の資料「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

③ EPA看護師又はEPA介護福祉士が受入れ機関又は受入れ施設を変更する場合

a 変更後の雇用契約がJICWELSのあっせんによる場合

（ａ）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書

（ｂ）年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

b 変更後の雇用契約がJICWELSのあっせんによらない場合

上記ａの書類に加え、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し

（注１）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

（注２）日尼 EPA 指針、日比 EPA 指針及び日越 EPA 指針において、受入れ機関はEPA看護師又はEPA介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、JICWELS を通じてすみやかに地方出入国在留管理局に届け出なければならないことになっており、当該届出が提出されていることを確認する。

④ 看護師国家試験に合格したが看護師免許を取得していない EPA 看護師候補者が、「短期滞在」で入国後に看護師免許を取得した場合

a JICWELS のあっせんによる場合

（a）活動の内容、期間、地位及び報酬の記載のある雇用契約書の写し

（b）看護師免許又は看護師免許登録済証明書（交付に相当の期間を要するため、国家試験合格通知書をもって申請を受け付けて差し支えない。ただし、交付され次第速やかに提出させること。）

b JICWELS のあっせんによらない場合

上記 a の書類に加え、「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関等において当該資料の交付を受けていないことが判明した場合は、本庁就労審査係に照会する。

⑤ 受入れ機関の名称変更等について、受入れ施設の要件確認を要する場合

「EPA に基づく看護師／介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し。

（注）受入れ機関の名称変更等によって新たな雇用契約書を有する場合はその写し。

（イ）在留期間の更新時

① EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者（就労コース）の場合

a 次のいずれかで、活動の内容、期間及び地位を証する文書

（a）在職証明書

（b）雇用契約書の写し

b 年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

c 研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書

（注１）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者の受入れ機関については、インドネシア厚生労働省告示、フィリピン厚生労働省告示又はベトナム厚生労働省告示に基づき、毎年１月１日現在で JICWELS に対し定期報告を行うこととなっているところ、上記 c については、その定期報告に使用した厚生労働省通知様式各号の写しを使用して差し支えない。

なお、厚生労働省通知様式については JICWELS のホームページからダウンロード可能である（http://www.jicwels.or.jp/index.html）。

（注２）申請人が受入れ機関又は受入れ施設を変更していないか確認する。

② EPA介護福祉士候補者（就学コース）の場合

a 在学証明書及び出席・成績証明書

b 在留中の一切の経費の支弁能力を証する次のいずれかの文書

（a）申請人が学費・生活費を支弁する場合

i 学費・生活費等として必要な資金を有していることを明らかにする本人名義の銀行等における預金残高証明書その他の資料

ii 申請人が奨学金の給付を受ける場合は、奨学金の給付に関する証明書

（b）本国からの送金により学費・生活費等を支弁する場合

i 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）の写し

ii 送金者名義の銀行等における預金残高証明書

（c）申請人以外の本邦に居住するものが経費を支弁する場合

i 送金証明書又は本人名義の預金残高証明書（送金事実が記入されたもの）の写し

ii 経費支弁者の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）又は預金残高証明書

③ EPA看護師又はEPA介護福祉士の場合

a 次のいずれかで、活動の内容、期間及び地位を証する文書

（a）在職証明書

（b）雇用契約書の写し

b 年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

c 日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書

（注１）申請人が受入れ機関又は受入れ施設を変更していないか確認すること。

（注２）EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れ機関については、インドネシア厚生労働省告示、フィリピン厚生労働省告示又はベトナム厚生労働省告示に基づき、在留期間更新許可申請時に JICWELS に対し定期報告を行うこととなっているところ、上記ｃの書類についてはその定期報告に使用した厚生労働省通

知様式第３号別紙（看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士に対する同等報酬について）の写しを使用して差し支えない。

ケ　在留期間

（ア）EPA 看護師候補者又は EPA 介護福祉士候補者について

①　下記②又は③に該当する場合を除き、「１年」

②　EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の在留期間更新許可申請について、指定された介護福祉士養成施設における所定の養成課程の修了のために必要な残余期間が６月以下の場合は、「６月」

（注）EPA 看護師候補者及び EPA 介護福祉士候補者については、協定上、受入れ施設における研修を開始する前に、本邦で原則６か月の日本語等研修を受けることとなっているため、例えば、２年制の介護福祉士養成施設に入学した EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の本邦における在留期間の合計は、２年６月となる。

③　EPA 介護福祉士候補者（就学コース）の在留期間更新許可申請について、指定された介護福祉士養成施設の在籍管理状況、申請人の在留状況等にかんがみ、活動状況等を６月に１度確認する必要があると認められる場合は、「６月」

（注１）国家資格取得前の候補者であって、指定された受入れ機関又は受入れ施設の変更に伴い在留資格変更許可を受ける場合の在留期間については、本庁に請訓の上決定される。

（注２）協定又は特例延長に基づく滞在期間の最終年度の国家試験には不合格であった者が、国家試験不合格後も、今後の看護師（介護福祉士）国家試験の合格を目的として、雇用契約に基づき、看護師（介護福祉士）の監督の下で、研修としての業務に従事する場合は、国家試験不合格後も在留期間満了日までの間、当該活動を継続して差し支えない。なお、当該活動を継続していれば、みなし再入国許可の対象となる。

（イ）EPA 看護師又は EPA 介護福祉士について

①　下記②又は③に該当する場合を除き、「３年」

（注）国家資格取得後の初回の在留資格変更許可については必ず「３年」を決定する。

②　指定された受入れ機関又は受入れ施設の変更に伴い在留資格変更許可を受けるものについて、申請人の経歴又は在留状況、雇用先等にかんがみ、活動状況等を１年に１度確認する必要があると認められる場合は、「１年」

③ 在留期間更新許可について、申請人の経歴又は在留状況、雇用先等に鑑み、活動状況等を１年に１度確認する必要があると認められる場合は、「１年」

コ 指定する活動の記載

（ア）インドネシア人看護師候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書１０第１編第６節８（ｂ）の規定に基づく書面により通報された者が保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、協定附属書１０第１編第６節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該書面においてその者について指定された施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（イ）インドネシア人介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書１０第１編第６節８（ｂ）の規定に基づく書面により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、協定附属書１０第１編第６節６の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該書面においてその者について指定された施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督

の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号、××県××市××町×番×号）の施設（※）内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

※ 同一の雇用契約機関が設置する複数の施設で研修を実施する場合（月曜はデイケア、火曜は特別養護老人ホーム等、又は、午前はデイケア、午後は特別養護老人ホーム等といった研修形態が考えられる。）には、研修施設をすべて指定する必要がある。

（ウ）インドネシア人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（エ）インドネシア人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動

機　関　名：

本店等所在地：

※ 訪問系介護サービスについては、各種サービスをグループ内の別法人が運営している場合が考えられることから、複数の機関と雇用契約を継続する場合には、全ての契約機関を記載する。

（オ）フィリピン人看護師候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者

が、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該口上書においてその者について指定された施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番　×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（カ）フィリピン人就労介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間で入国前にあらかじめ締結された雇用契約に基づき当該口上書においてその者について指定された施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市　××町×番×号）の施設内

において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（キ）フィリピン人就学介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第１２条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極第９条に基づく口上書により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、実施取極第１０条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該口上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

② 上陸許可後①で指定された養成施設を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、××（所在地：××県×　×市××町×番×号）において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

（ク）フィリピン人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××　（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（ケ）フィリピン人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動

機　関　名：

本店等所在地：

（コ）ベトナム人看護師候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市××町×番　×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（サ）ベトナム人就労介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

② 上陸許可後①で指定された雇用契約機関等を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××（所在地：××県××市　××町×番×号）の施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（シ）ベトナム人就学介護福祉士候補者

① 上陸を許可する場合

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項第１号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

② 上陸許可後①で指定された養成施設を変更し、入管法第２０条第３項による在留資格の変更を許可する場合

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、××（所在地：××県×　×市××町×番×号）において同法第２条第２項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

（ス）ベトナム人看護師

○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき××　（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動

（セ）ベトナム人介護福祉士

次の機関との間の雇用契約に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

サ　諸申請

（ア）再入国許可申請

通常の取扱いとする。ただし、在留期間の更新時又は在留資格の変更時において、長期にわたって出国している事実が確認されたときは、申請人の研修状況、在留状況について、特に慎重な審査を要する。

（イ）資格外活動許可申請

① EPA看護師候補者及びEPA介護福祉士候補者（就労コース）

国家資格取得のための知識技術を習得することに専念させるため、原則として許可しない。

② EPA介護福祉士候補者（就学コース）

指定された介護福祉士養成施設における学費その他の必要経費を補う目的のアルバイト活動については、第１０編第２章第２節第１の１、２、４及び５のいずれの要件にも適合し、かつ、介護福祉士の国家資格取得に資するものと認められる業務（ただし、訪問系介護サービスに従事する業務は除く。）であって、従事する時間が１週について２８時間以内（介護福祉士養成施設の長期休暇期間中にあっては、１日８時間以内）の場合は、個別許可の対象とする。

③ EPA看護師

原則として許可しないが、臨時的に指定活動に含まれているもの以外の病院等において看護師として行う活動については、個別許可の対象とする（ただし、利用者の居宅における看護サービスは除く。）。

④ EPA介護福祉士

原則として許可しないが、臨時的に指定活動に含まれているもの以外の介護施設等において介護福祉士として行う活動については、個別許可の対象とする。

シ　定期報告及び随時報告

（ア）定期報告

日尼EPA指針、日比EPA指針及び日越EPA指針において、EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者（就労コース）の受入れ機関は以下の①から③について、EPA介護福祉士候補者（就学コース）の受入れ機関は以下の②及び③について、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れ機関は以下の①及び②について、毎年１月１日現在でJICWELSを通じて地方出入国在留管理局に報告することとなっているため、当該報告を毎年１月２０日まで（看護師候補者の受入れ機関については毎年２月２０日まで）にJICWELSに提出させる。

① 日本人と同等額以上の報酬を看護師等に支払う旨の要件の遵守状況

② 雇用受入れ施設又は介護福祉士養成施設の要件の遵守状況

③ 研修の実施状況

（イ）随時報告

日尼EPA指針、日比EPA指針及び日越EPA指針において、看護師等の受入れ機関は、以下①から③の事情が生じた場合はJICWELSを通じて速やかに地方出入国在留管理局に報告することとなっている。

① 看護師等の雇用契約を終了する場合又は入学許可を取り消す場合（終了予定日及び終了の理由について報告）

② 看護師等が失踪した場合（発覚日時及び失踪状況について報告）

③ 看護師等が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び資格外活動許可を受けて行う活動を除く）を行ったことを知った場合（発覚日時及び当該活動の状況について報告）

ス 不正行為

（ア）基本的考え方

日尼EPA指針第三の一の２(一)、第三の二の２(一)、第三の三の２(一)及び第三の四の２(一)、日比EPA指針第三の一の２(一)、第三の二の２(一)、第三の三の２(一)、第三の四の２(一)及び第三の五の２（一）並びに日越EPA指針第三の一の２（一)、第三の二の２（一)、第三の三の２（一)、第三の四の２（一）及び第三の五の２（一）では、過去３年間に「インドネシア人（若しくはフィリピン人又はベトナム人）看護師等、特例インドネシア人（若しくはフィリピン人又はベトナム人）特例看護師候補者等の受入れ及び外国人の就労に係る不正行為」又は「フィリピン人（若しくはベトナム人）看護

師等の受入れ及び外国人の留学又は就学に係る不正行為」がある受入れ機関は、看護師等を受け入れることができない旨規定している。

「不正行為」の認定を行った場合には、当該受入れ機関は、以後３年間の新規受入れが不可能となる。[redacted]

なお、看護師等に係る「不正行為」認定は、受入れ機関に対してのみ行い、受入れ機関の経営者や職員に対しては行わない（指針上、受入れ機関の経営者や職員に対する不正行為認定が規定されていない。）。

（イ）想定される「不正行為」の類型について（EPA 介護福祉士候補者（就学コース）を除く）

① 第１類型

地方出入国在留管理局に対し虚偽の内容の書面を提出した場合

a 職員の人員配置、病床数等に係る虚偽申請

b 就労場所に係る虚偽申請（指定された施設以外での就労活動等）

c 研修内容に係る虚偽申請

② 第２類型

EPA 看護師等の人権を侵害した場合

a 暴行・監禁等

b 旅券・在留カードの取上げ

c その他人権侵害行為

③ 第３類型

EPA 看護師等の管理を怠った場合

a 報告義務違反

b 失踪者の多発（受け入れ機関の責に帰すべき事情がない場合は除く）

④ 第４類型

外国人の就労に関し違法な行為を行った場合

a 労働基準法違反

b 保健師助産師看護師法違反

c 不法就労者の雇用

d　その他外国人の就労に係る不正な行為

セ　労働基準監督機関との相互通報

労働基準監督機関と当局との間には、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等を受け入れている機関に係る労働基準関係法令違反を相互に通報する制度を設けているところ、同制度は次のとおり運用する。

（ア）当局から労働基準監督機関に対する通報について

①　対象事案

地方出入国在留管理官署においてインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ機関について、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案

②　通報方法

別記第１３号様式により、地方出入国在留管理局長又は同支局長から通報事案に係る受入れ機関を管轄する都道府県労働局長あて通報する。

③　通報時期

上記①に該当する事案を確認した後、速やかに行う。

④　通報事案の処理

都道府県労働局長あて通報した事案については、労働基準監督機関において所要の措置を講じた上、その結果が地方出入国在留管理局長又は同支局長あて回報されることとなっているところ、当該回報を受領した後、速やかに本庁に上申の上、「不正行為」認定等の措置を講じる。

なお、「不正行為」認定等の措置を講じたときは、その内容を別記第１４号様式により都道府県労働局長に回報する。

（イ）労働基準監督機関から当局に対する通報について

①　対象事案

労働基準監督機関においてインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ機関に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

②　通報方法

都道府県労働局長から通報事案に係る受入れ機関を管轄する地方出入国在留管理局

長又は同支局長あて通報される。

③ 通報時期

上記①に該当する事案を確認した場合、速やかに通報される。

④ 通報事案の処理

都道府県労働局長から通報を受けたときは、速やかに実態調査等の所要の調査を行い、不正行為の認定等をすべきか否かの意見を付して本庁に上申する。

また、その結果を別記第１４号様式により都道府県労働局長に回報する。

ソ 看護師家族滞在活動及び介護福祉士家族滞在活動（告示１８号、１９号、２３号、２４号、３０号及び３１号）

（ア）該当範囲

① インドネシア人看護師家族滞在活動（告示１８号）

インドネシア人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

② インドネシア人介護福祉士家族滞在活動（告示１９号）

インドネシア人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

③ フィリピン人看護師家族滞在活動（告示２３号）

フィリピン人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

④ フィリピン人介護福祉士家族滞在活動（告示２４号）

フィリピン人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

⑤ ベトナム人看護師家族滞在活動（告示第３０号）

ベトナム人看護師と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

⑥ ベトナム人介護福祉士家族滞在活動（告示第３１号）

ベトナム人介護福祉士と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

（イ）在留資格決定における注意点

① 扶養者となれるのは本邦の国家資格を取得し、EPA看護師又はEPA介護福祉士としての活動を行っている者のみであり、EPA看護師候補者又はEPA介護福祉士候補者は、扶養者となれない。

②「家族滞在」等とは異なり、扶養者たるEPA看護師又はEPA介護福祉士と同居することが特定告示において定められている。

③「配偶者」には、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚の者は含まれない。

④「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（ウ）立証資料

① 在留資格の決定時

a 扶養者との身分関係を証する文書（出生証明書、結婚証明書等）

b 扶養者の在留カード及び旅券の写し

c 扶養者の在職証明書

d 扶養者の年間の収入及び納税額に関する証明書（原則として、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）を提出させること）

（注）在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に以下のとおり記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

インドネシア人看護師の家族の場合 「特定活動（１８号）」

インドネシア人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（１９号）」

フィリピン人看護師の家族の場合 「特定活動（２３号）」

フィリピン人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（２４号）」

ベトナム人看護師の家族の場合 「特定活動（３０号）」

ベトナム人介護福祉士の家族の場合 「特定活動（３１号）」

② 在留期間の更新時

上記①と同じ。

なお、身分関係に特に疑義がないときは、①の資料の提出を免除して差支えない。

（エ）在留期間

上記（６）エのとおり。

（オ）指定する活動の記載

① インドネシア人看護師の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するインドネシア人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② インドネシア人介護福祉士の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するインドネシア人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

③ フィリピン人看護師の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するフィリピン人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

④ フィリピン人介護福祉士の配偶者又は子

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するフィリピン人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

⑤ ベトナム人看護師の配偶者又は子

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本側書簡に基づき保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留するベトナム人○○○ と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

⑥　ベトナム人介護福祉士の配偶者又は子

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本側書簡に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第２条第２項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定されて在留するベトナム人○○○と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）資格外活動許可申請

第１０編第２章第２節第２の７のとおり

タ　看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の特例延長

（ア）閣議決定

①　決定の趣旨

日尼EPA、日比EPA又は日越EPAに基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合には帰国することとなるが、国家資格取得者の数が非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。「包括的経済連携に関する基本方針」（平成２２年１１月９日閣議決定）における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られることが平成２３年３月１１日閣議決定された。

その後も、国家試験合格率は依然として低い水準に留まる一方で、滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの累積合格率が上昇傾向にあること、本国政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、引き続き、一定の外国人看護師・介護的な滞在期間の延長を認めることが適当であるとして、閣議決定により、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り与えられている。

②　措置の概要

日尼EPA及び日比EPAに規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援は平成２２年度から本格的に開始された。この支援が開始される前の平成２０年度又は平成２１年度に入国した

外国人看護師・介護福祉士候補者（インドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第１陣及び第２陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第１陣）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日尼EPA及び日比EPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に１年間の滞在期間延長を認める対象とされた。

平成２２年度以降に入国した者（ベトナム人看護師・介護福祉士候補者を含む。）についても、外交上の配慮の観点から、平成２３年３月１１日閣議決定と同様、EPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に１年間の滞在延長を認める対象とされている。

（注）各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第１陣」という。

③ 条件

次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手続及び審査を経て、上記②のとおり一年間の追加的滞在を認めることができる。

a 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

b 候補者本人から、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

c 受入機関により、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

d 受入機関により、協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

e 協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

（注）閣議決定により対象者となった外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、条件が決定されていない者については、就労開始後に行う研修に対する政府によ

る支援の程度及び上記ｅの基準（対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点に係るものをいう。）も勘案しつつ、基本的には上記③と同様の条件の下にこれを認めることとされ、その具体的な内容については、改めて検討することとされている。

（イ）告示の制定

上記の閣議決定を踏まえ、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２３年法務省告示第３６７号。以下「インドネシア特例告示」という。）、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２４年法務省告示第１５９号。以下「フィリピン特例告示」という。）及び「平成２４年４月１８日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成２９年法務省告示第２４８号。以下「ベトナム特例告示」という。）が制定・改正されている。また、当該特例を受ける者の雇用管理、研修の実施等に関し、「特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２３年厚生労働省告示第１９２号。以下「特例インドネシア厚生労働省告示」という。）、「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２４年厚生労働省告示第１９０号。以下「特例フィリピン厚生労働省告示」という。）及び「特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成２９年厚生労働省告示第９９号。以下「特例ベトナム厚生労働省告示」という。）が制定・改正されている。

（ウ）在留資格の変更の手続

インドネシア特例告示に基づく特例インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者、フィリピン特例告示に基づく特例フィリピン人看護師候補者・介護福祉士候補者又はベトナム特例告示に基づく特例ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者の在留資格の変更の手続は、インドネシア特例告示、フィリピン特例告示及びベトナム特例告示第五の一に定めるところにより、次のとおりとする。

①　対象となる者

ａ　特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者

（ａ）特例インドネシア厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件

に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

ｂ　特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者

（ａ）特例フィリピン厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

ｃ　特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者

（ａ）特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の１及び第二の二の１に定める要件に適合するとして、同告示第四の規定により、厚生労働省から特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

（ｂ）在留状況が良好であること。

②　決定する在留資格

上記①ａ、ｂのそれぞれいずれにも該当する者については、入管法第２０条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を「特定活動」とし、特例告示に定める特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定する。

③　指定する活動

ａ　特例インドネシア人看護師候補者、特例フィリピン人看護師候補者及び特例ベトナム人看護師候補者

保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第７条第３項に規定する看護師の免許を受けることを目的として、特例受入れ機関である○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき特例雇用受入れ施設である××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第５条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

ｂ　特例インドネシア人介護福祉士候補者、特例フィリピン介護福祉士候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第３９条に規定する介護福祉士となる資格を取得することを目的として、特例受入機関である ○○（所在地：○○県○○市○○町○番○号）との間の雇用契約に基づき、特例雇用受入れ施設である××（所在地：××県××市××町×番×号）の施設内において、同法第２条第２項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

（注）○○には特例受入れ機関の名称及び所在地を、××には特例雇用受入れ施設の名称及び所在地をそれぞれ記入する。

④ 決定する在留期間

変更後の在留期間は１年とする。

（エ）審査上の留意点

① 滞在期間の特例延長対象者であることの確認について

滞在期間の特例延長の対象者に該当するか否かについては厚生労働省において確認することとされており、その確認結果については、法務省からの照会に応じて厚生労働省から法務省にリスト化して情報提供されるので、本庁在留管理支援部在留管理課において当該リストを入管ＷＡＮに掲載することとする。在留資格変更許可申請をしたインドネシア人看護師候補者、インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師候補者フィリピン人介護福祉士候補者、ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者が同リスト掲載者であることが確認され、在留状況が良好であり、かつ、日尼EPA指針、日比EPA指針又は日越EPA指針第三の一の２又は二の２のいずれにも適合するものであることが確認された場合は、在留資格の変更を許可することとする。

② その他

審査におけるその他の立証資料については、ク（イ）①による。ただし、「c研修・就労の内容、場所、期間、進捗状況を証する文書」については、①のとおり同様の内容が厚生労働省において確認されていることから、提出は不要とする。

（１３）入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者（告示２５号）

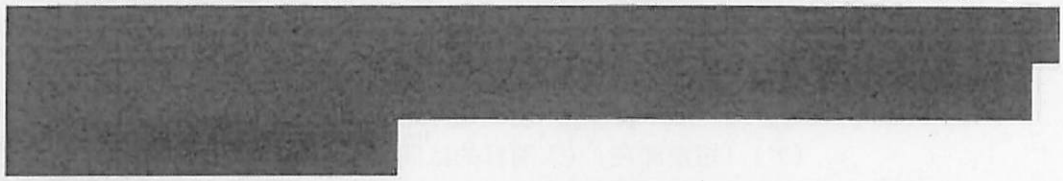
ア 該当範囲

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

（注）① 対象となる活動は、入院して医療を受ける活動であるので、単にホテル等に滞在

して療養する者については本号の対象とならない。

② 「入院」について、申請人が入院すべき相応の状態にあることが必要であり、単なる教育入院や準備入院、人間ドックに伴う入院等は本号の対象とならない。



③ 入院前及び退院後に受ける医療は、入院の直接的な要因となった疾病又は傷害に由来するものに限る。

イ 用語の意義

（ア）「相当期間」

９０日以上であることを要する。

（イ）「疾病又は傷害について医療を受ける活動」

出産も含まれる。

（ウ）「継続して医療を受ける活動」

入院前・入院中・退院後の一連の医療が連続的・継続的に行われることを意味し、医療に連続性・継続性があるか否かは、医師の診断書により個別に判断する。

ウ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記様式第２６号）

② 指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

③ 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料

（注）費用支弁については、以下の資料等を求めることとする。

・ 医療機関への前払金、預託金等の支払済み証明書（領収書）

・ 民間医療保険の加入証書及び約款の写し（加入している医療保険等により、治療等に要する経費を支弁することが立証されるもの。）

・ 預金残高証明書

・ スポンサー、支援団体等による支払保証書

（イ）在留期間の更新時

① 医師が作成した当該外国人患者に係る診断書

② 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記第２６号様式）

③　指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

④　本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料（上記ウ③（注）に同じ。）

エ　在留審査

（ア）「短期滞在」（入国目的は問わない。）の在留資格をもって在留中に本邦の病院等に入院し医療を受けることとなった外国人であって、[redacted]医療を受ける活動を行うことを目的とする申請

①　医療を受ける予定期間（入院期間を含む）が９０日以内の場合は「短期滞在」に係る在留期間更新を許可する。また、在留期間は医療を受ける予定期間に応じて決定する。

なお、在留期間更新許可後、入院期間の延長等を理由として再度在留期間更新許可申請があった場合であって、当該申請に対する許可により入国日からの通算期間が１８０日を超える場合は、入国・在留審査要領第１２編第２章第２０節（短期滞在）及び第２６節（特定活動）の規定を踏まえて「短期滞在」の在留期間更新許可又は特定活動（告示２５号）への在留資格変更許可の可否について検討することとなるが、申請時点において、引き続き医療を受ける必要があるとされる期間が９０日を超える場合は、原則として「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更を許可する。

②　医師が作成した診断書により、予定される活動期間が９０日以上６月以内とされている場合は「６月」とする。

③　医師が作成した診断書により、予定される活動期間が６月以上であることが明らかであり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、６月に１度活動状況等を確認する必要がないと認められるときは「１年」とする。

（イ）「短期滞在」以外の在留資格（在留資格「特定活動」（告示２５号）を除く。）をもって在留中に本邦の病院等に入院し医療を受けることとなった外国人であって、[redacted]医療を受ける活動を行うことを目的とする申請

①　医療を受ける予定期間（入院期間を含む。）が９０日以内の場合は「短期滞在」への在留資格変更を許可する。（「特定活動」（出国準備期間）の在留資格をもって在留

する者については、同資格の更新を許可する。)。また、在留期間は医療を受ける予定期間に応じて決定する。

なお、「短期滞在」への在留資格変更許可後、入院期間の延長等を理由として在留期間更新許可申請があった場合、当該申請に対する許可後においても「短期滞在」への在留資格変更からの通算期間が１８０日以内となる者に対しては「短期滞在」に係る在留期間更新を許可し、１８０日を超える者に対しては入国・在留審査要領第１２編第２章第２０節（短期滞在）及び第２６節（特定活動）の規定を踏まえて「短期滞在」の在留期間更新許可又は在留資格「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更許可の可否について検討することとするが、引き続き医療を受ける必要がある期間が９０日を超える場合は、原則として「特定活動」（告示２５号）への在留資格変更を許可する（「特定活動」（出国準備期間）の更新を許可した者についても、引き続き医療を受ける必要がある期間が９０日を超える場合は、「特定活動」（告示２５号）への変更を許可し、９０日以内の場合は「特定活動」（出国準備期間）の更新を許可する。)。

② 医療を受ける予定期間（入院期間を含む。）が９０日を超える場合は前記（ア）②及び③と同様とする。

（ウ）[redacted]

①

②

オ 指定する活動

「本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動」

（１４）入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者の付添人（告示２６号）

ア　該当範囲

上記（１３）の告示２５号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

イ　用語の意義

「日常生活上の世話をする活動」

例えば入院中の身の回りの世話や、入院の前後における病院への送迎、付添いなどである。

（注）①　付添人は親族に限定されず、例えば外国人患者の友人も付添人となり得るが、当該患者が使用する言語により日常会話を行うことができないなど、患者本人の縁故者でない蓋然性が高い者については、当該患者との関係を十分確認する必要がある。また、本邦において行われる活動（外国人患者の日常生活上の世話をする活動）の対価として給付を受ける場合は、報酬を受ける活動に該当する。

②　付添人数については、その必要性について個別に判断する。

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

②　本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

（イ）在留期間の更新時

①　指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

②　本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

エ　在留期間

上記（６）エのとおり。なお、この場合において、上記（６）のエ中「扶養者」とあるのは、「患者」と読み替える。

オ　指定する活動

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 国　　籍： 氏　　名： 生年月日：

（１５）高度専門職外国人の就労する配偶者（告示３３号）

ア　該当範囲

本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人と同等額以上の報酬を受けて行う「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「興行」のいずれかに該当する活動。

イ　用語の意義

（ア）「配偶者」とは、「家族滞在」の在留資格にいう「配偶者」と同義であり、事実婚の相手方や同性婚の相手方は含まれない。

（イ）「（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）」とは、「高度専門職外国人の配偶者」という身分関係を前提とするものである以上、高度専門職外国人から完全に独立した経済活動を配偶者に許容するのは、本措置が実質的には就労資格に係る上陸許可基準の緩和措置であることから相当でないと考えられ、本邦において高度専門職外国人と同居していることを要件としたものである。

（ウ）「本邦の公私の機関」及び「契約」の用語の意義は、第１節参照。

ウ　審査

申請人が高度専門職外国人の配偶者であること及び次のいずれにも該当することを確認する。

（ア）行おうとする活動が別表第五に定める次のいずれかの活動に該当すること。

①　研究を行う業務に従事する活動

②　本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

③　自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

④　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

a　商品又は事業の宣伝に係る活動

b　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

c　商業用写真の撮影に係る活動

d　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

（注）上記①から④の活動への該当性は、それぞれ在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興行」の在留資格該当性の審査と同様である。なお、基準適合性は問題としない。

（イ）高度専門職外国人である配偶者と同居するものであること。

（ウ）日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

エ　使用する申請書

申請人の就労活動に応じた申請書の様式

（ア）別表第五の一（研究）　N

（イ）別表第五の二（教育）　I

（ウ）別表第五の三（技術・人文知識・国際業務）　N

（エ）別表第五の四（興行）　O

オ　立証資料

（ア）在留資格決定に係る申請時

①　申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

②　高度専門職外国人の配偶者であることを証明する文書

（イ）在留期間更新許可申請時

①　申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の五に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

②　高度専門職外国人と同居していることを明らかにする資料

カ　指定する活動

（ア）研究活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動

記

１　氏　　名：　　国
　籍：　　生年月日：
２　機　関　名：（本店等所在地：　　）

（イ）教育活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

記

１　氏　　名：　　国
　籍：　　生年月日：
２　機　関　名：
（本店等所在地：　　）

（ウ）技術・人文・国際活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

１　氏　　名：
国　　籍：
生年月日：　　２
機　関　名：　　（本店
等所在地：　　）

（エ）興行活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う芸能活動（興行に係る活動を除く。）で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

記

１　氏　　名：

　　国　　籍：　　生年月日：

２　機関名：

（本店等所在地：　　）

カ　在留期間

滞在予定期間又は本邦の公私の機関との契約期間のいずれか短い期間に応じて５年、３年又は１年

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３３）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

ク　優先処理等

告示３３号に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては第９節第５参照。

（１６）特別高度人材外国人の就労する配偶者（特定活動告示第３３号の２）

ア　概要

これまで本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人と同等額以上の報酬を受けて行う「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「興行」のいずれかに該当する活動については、特定活動告示第３３号に該当するとしているところ、特別高度人材外国人の配偶者については、対象となる在留資格を拡大し、上記の４つの資格に加えて「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」又は「技能」に該当する活動を行う場合であっても認めることとしたものである。

イ　用語の意義

入在要領第１２編第２６節第１の２（１５）イのとおり。

ウ　審査

特別高度人材外国人の就労する配偶者に係る在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請について、申請人が特別高度人材外国人の配偶者であること及び次のいずれにも該当することを確認する（ただし、基準適合性は問題としない。）。

（ア）行おうとする活動が特定活動告示別表第五の二に定める次のいずれかの活動に該当すること。

①　本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

②　収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

③　外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活　動

④　外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

⑤　研究を行う業務に従事する活動

⑥　本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

⑦　自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項並びに法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

⑧　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ａ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ｂ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ｃ　商業用写真の撮影に係る活動

ｄ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

⑨　本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ａ　料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務（ｉに掲げるものを除く。）に従事する活動

ｂ　外国に特有の建築又は土木に係る技能を要する業務に従事する活動

c　外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を要する業務に従事する活動

d　宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能を要する業務に従事する活動

e　動物の調教に係る技能を要する業務に従事する活動

f　石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能を要する業務に従事する活動

g　航空機の操縦に係る技能について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事する活動

h　スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する活動

i　ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を要する業務に従事する活動

（イ）特別高度人材外国人である配偶者と同居するものであること。

エ　使用する申請書

申請人の就労活動に応じた申請書の様式を使用する。

オ　立証書類

（ア）申請人の活動に応じた法施行規則別表第三に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

（イ）特別高度人材外国人の配偶者であることを証明する文書

（ウ）申請時点において配偶者が特別高度人材外国人であることが判明していない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合には、上記に加えて配偶者の学歴又は職歴を証明する文書及び配偶者の年収を証明する文書

カ　在留期間

滞在予定期間又は本邦の公私の機関との契約期間のいずれか短い期間に応じて「５年」、「３年」又は「１年」

キ　指定する活動

（ア）教授活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動

記

1	氏　　名　：
国　　籍	：
生 年 月 日：	
2 機　関　名：	
（本店等所在地：）	

（イ）芸術活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

1	氏　　名　：
国　　籍	：
生 年 月 日：	
2 機　関　名：	
（本店等所在地：）	

（ウ）宗教活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動

記

1	氏　　名　：
国　　籍	：
生 年 月 日：	
2 機　関　名：	
（本店等所在地：）	

（エ）報道活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

記

１　　氏　　名　　：
　国　　籍　　：
　生 年 月 日：
２ 機　関　名：
　（本店等所在地：　）

（オ）研究活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動

記

１　　氏　　名　　：
　国　　籍　　：
　生 年 月 日：
２ 機　関　名：
　（本店等所在地：　）

（カ）教育活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動研究を行う業務に従事する活動

記

１ 氏　　名：
国　　籍：
生 年 月 日：　　２
機　関　名：　　（本店等所在地：　）

（キ）技術・人文知識・国際業務活動の場合（※以下枠線内）

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づ

いて行う自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項並びに法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

記

１　氏　　名：　　国

　　籍：　　生年月日：

２　機　関　名：

　（本店等所在地：　）

（ク）興行活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う芸能活動（興行に係る活動を除く。）で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

記

１　氏　　名：　　国

　　籍：　　生年月日：

２　機　関　名：

　（本店等所在地：　）

（ケ）技能活動の場合

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する下記１の外国人の配偶者（当該外国人と同居する者に限る。）が下記２の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務（リに掲げるものを除く。）に従事する活動

ロ　外国に特有の建築又は土木に係る技能を要する業務に従事する活動

ハ　外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能を要する業務に従事する活動

ニ　宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能を要する業務に従事する活動
ホ　動物の調教に係る技能を要する業務に従事する活動
ヘ　石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能を要する業務に従事する活動
ト　航空機の操縦に係る技能について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事する活動
チ　スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する活動
リ　ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能を要する業務に従事する活動

記

１　氏　　名：　　国
　　籍：　　生 年 月 日：
２　機　関　名：
　（本店等所在地：　）

カ　在留資格認定証明書交付時の留意事項

交付時には紙の在留資格認定証明書の場合は在留資格の欄に「特定活動（告示３３号の２）」と記入することとするが、電子交付の場合には備考欄の最上段に「告示３３号の２」と入力する。

ク　入国・在留目的コード

[redacted]

ケ　在留期間更新許可申請

上記ウに基づいて処理することとするが、審査における立証資料として以下の文書（資料）を確認する。

（ア）申請人の活動に応じた入管法施行規則別表第三の五に規定する在留資格の項の下欄に掲げる文書

（イ）高度専門職外国人と同居していることを明らかにする文書

コ　特別高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子

高度専門職外国人の扶養を受ける配偶者又は子と同様、在留資格「家族滞在」として扱うこととし、その審査については入在要領第１２編第２５節に基づくこととするが、[redacted]なお、申

請時点において特別高度人材外国人がこれまでに特別高度人材であると認められていない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合については、入在要領１２編第２章第９節第４の２（２）アの書類を併せて確認することとする。

サ　優先処理等

告示３３号の２に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては入在要領第１２編第９節第５参照。

シ　在留資格変更の特例

入在要領第１２編第９節第４の２（１）の要件を満たす外国人の配偶者又は子が、「短期滞在」の在留資格により在留中に、新たに行おうとする活動に応じた在留資格への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、やむを得ない特別の事情に基づくものとする。

（１７）高度専門職外国人又はその配偶者の親（告示３４号）

ア　該当範囲

高度専門職外国人若しくはその配偶者の父又は母であって、当該高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子の養育を行おうとする者又は妊娠中の高度専門職外国人の配偶者若しくは妊娠中の高度専門職外国人の介助、家事その他の必要な支援を行おうとする者が該当する。なお、高度専門職外国人等の実親に限らない。

イ　審査

申請人が高度専門職外国人又はその配偶者の父又は母であること及び次のいずれにも該当することを確認する。

（注）養育しようとする子の年齢が７歳に到達するまでの期間が、申請人の入国予定日から起算して３か月未満である場合は、「短期滞在」による入国を案内する。

（ア）申請の時点において、高度専門職外国人の世帯年収（予定）が８００万円以上であること。

（注）高度専門職外国人又はその配偶者の産前産後の休業や育児休業（以下「産休・育休」という。）の取得等により高度専門職外国人の世帯年収が減少したことによって、この要件を満たさなくなった場合の取扱いは下記のとおりとする。

下記①及び②の資料の提出を求め、高度専門職外国人又はその配偶者の雇用が継続しており復職が見込まれること、産前産後の休業や育児休業の取得等による収入の減少が一時的なものであると認められること及び産休・育休を取得しない場合又は復職後の高度専門職外国人の世帯年収が当該要件を満たすことのいずれも確認でき、かつ、

その他に特段の疑義がない場合には、申請の時点において当該要件を満たすものとして取り扱う。

① 高度専門職外国人本人又はその配偶者が産休・育休を取得しないこととした場合の世帯年収を証する文書若しくは復職後の当該文書

② 高度専門職外国人本人又はその配偶者の産休・育休の取得予定期間を説明した文書

（イ）高度専門職外国人と同居するものであること。

（ウ）高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子の養育又は妊娠中の高度専門職外国人の配偶者若しくは妊娠中の高度専門職外国人に対し介助、家事その他の必要な支援を行おうとするものであること。

（注）「高度専門職外国人若しくはその配偶者の７歳未満の子」には、高度専門職外国人と配偶者の間の子のほか、婚姻前に出生した実子（いわゆる連れ子）や、養子も含まれる。

（エ）申請人が高度専門職外国人の父又は母である場合は、高度専門職外国人の配偶者の父又は母が告示３４号の活動を指定されて在留しているものでないこと。

（オ）申請人が高度専門職外国人の配偶者の父又は母である場合は、高度専門職外国人の父又は母が告示３４号の活動を指定されて在留しているものでないこと。

ウ 使用する申請書

「特定活動」の在留資格に係る申請書の様式

エ 立証資料

（ア）在留資格決定に係る申請時

入管法施行規則別表第三の特定活動の在留資格の項の下欄五に掲げる次の資料

① 高度専門職外国人又はその配偶者との身分関係を証する文書

② 高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子を養育しようとする場合は、養育しようとする者が高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子であることを証する文書

③ 高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合は、高度専門職外国人又はその配偶者が妊娠中であることを証する文書（診断書、母子健康手帳の写し等）

④ 高度専門職外国人、高度専門職外国人の配偶者及びその７歳未満の子の在留カード（写し）又は旅券（写し）

⑤　高度専門職外国人の世帯年収を証する文書

⑥　高度外国人材に係る確認書（別記第１２５号様式）

（イ）在留期間更新許可申請時

入管法施行規則別表第三の五の特定活動の在留資格の項の下欄四に掲げる次の資料

①　高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合は、高度専門職外国人又はその配偶者が妊娠中であることを証する文書（診断書、母子健康手帳の写し等）

②　高度専門職外国人、高度専門職外国人の配偶者及びその７歳未満の子の在留カード（写し）

③　高度専門職外国人の世帯年収を証する文書

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する次の外国人と同居し、かつ、その者若しくはその者の配偶者の七歳未満の子を養育し又はその者の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中のその者の介助、家事その他の必要な支援を行うその者の○○○として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。）
氏　　名：
国　　籍：
生年月日：

（注）○○○には、「父」、「母」、「配偶者の父」又は「配偶者の母」のいずれか一つを記入する。

カ　在留期間

（ア）高度専門職外国人又はその配偶者の７歳未満の子を養育しようとする場合

１回の在留期間の上限を「１年」として、養育する子の年齢が満７歳を迎える日又は高度専門職外国人の在留期間の満了日（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日のいずれか早い日以降であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

（イ）高度専門職外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度専門職外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を行おうとする場合

１回の在留期間の上限を「１年」とし、上記（６）エのとおり決定する。

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３４）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

ク　優先処理等

告示３４号に係る申請は、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては、第９節第５参照。

ケ　特別高度人材外国人の親

（ア）立証書類及び審査等

高度専門職外国人の親と同様、入在要領第１２編第２６節第１の２（１６）に基づいて扱うこととするが、[redacted]なお、申請時点において特別高度人材外国人がこれまでに特別高度人材であると認められていない（特別高度人材証明書の交付を受けていない）場合については、入在要領第１２編第９節第４の２（２）の書類を併せて確認することとする。

（イ）在留資格認定証明書交付時の留意事項

交付時には紙の在留資格認定証明書の場合は在留資格の欄に「特定活動（告示３４号）」と記入することとするが、電子交付の場合には備考欄の最上段に「告示３４号」と入力する。

（１８）特定研究等活動（告示３６号）

ア　該当範囲

（ア）告示３６号には、次の４つの類型が該当する。

①　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」との契約に基づいて当該機関の施設で特定分野に関する研究をする活動

②　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」との契約に基づいて当該機関の施設で特定分野に関する研究指導をする活動

③　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（国立大学法人等）との契約に基づいて当該機関の施設である大学等において特定分野に関する教育をする活動

④　上記①、②又は③と併せて行うこれらのと関連する事業を自ら経営する活動

（イ）用語の意義

①　「本邦の公私の機関との契約」

第１節第１の「本邦の公私の機関との契約」参照。

なお、報酬に係る要件は特に規定されていないが、高度な専門的知識を必要とする研究内容等に応じた報酬額であることが求められる。

② 本邦の公私の機関の「施設」

法務大臣が指定するのは「本邦の公私の機関」であり、当該機関の「施設」は指定の対象とならないので、例えば、当該機関との契約に基づき東京にある「施設」で研究等の活動を行っていた者が、当該機関の大阪の「施設」で研究等の活動を行ったとしても、資格外活動とはならない。

なお、当該機関の子会社や関連会社の施設については、当該機関の「施設」には当たらないので、子会社等の研究施設で稼働したり、子会社等へ移籍（出向）して稼働することは資格外活動となることに留意する。

③ 大学等で「教育」をする活動

当該「教育」活動については、申請人が希望し、かつ、法務大臣が指定する機関（当該機関が下記イの要件を満たすもの）において上記（ア）③に該当する活動を行う場合には、在留資格「特定活動」（在留期間５年）を付与することが可能となっている。

④ 「事業を自ら経営」する活動

告示３６号の「経営」は、高度な専門的知識を有する特定の分野に関する研究、研究指導、又は教育活動と併せて行う当該活動に関連した事業の「経営」であり、当該研究等の活動を行わずに「経営」だけを独立して行うことはできない。また、事業の「管理」については、これに含まれない。

なお、在留資格「経営・管理」に係る上陸許可基準の適用は受けないので、事業所の確保や事業の規模等については要件とされない。

イ 「事業活動」の要件

本邦の公私の機関の指定に当たり、当該機関の行う「事業活動」が別表第六の各号のすべての要件に該当していることを確認する。

一 高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究（以下「特定研究」という。）を目的とするものであること。
二 特定研究を行う本邦の公私の機関（以下「特定研究機関」という。）が、当該特定研究に必要な施設、設備その他の研究体制を整備して行うものであること。

三　特定研究の成果が、当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に現に利用され、又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。

四　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

要件の内容

（ア）第１号

「高度な専門的知識を必要とする…研究」とは、修士課程修了以上の能力を有する者が通常行う水準の研究であって、基礎的・創造的分野におけるものをいう。「特定の分野」とは、自然科学系の分野であると人文科学系の分野であるとを問わないが、学術上一般的に独立した研究分野として具体的に特定されている必要がある。

（イ）第２号

「研究体制を整備して行う」とは、当該機関の保有する施設の規模や研究費等が研究分野に応じて確保され、特定研究を行う体制が整備されていることをいう。

（ウ）第３号

特定研究の成果が現に利用され、又は利用が相当程度見込まれるものであることについては、その立証を求めて判断することとなる。

（エ）第４号

この活動を指定されて在留する外国人について、十分な管理体制が整備されていることを要することを規定するものである。

なお、過去に書面で同意した内容に反した行為を行ったことがある機関については、原則として「十分な管理体制」が整備されていないものとして取り扱うこととする。

ウ　審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

①　活動の審査

「申請人の卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、上記ア（ア）①から④までのいずれかに該当することを確認する。

②　本邦の公私の機関が事業活動の要件に該当することの審査の手続

a　指定

在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、当該機関の行う事業活動が上記イのすべての要件に該当し、かつ、適当であると判断したときは、告示３６号に規定する本邦の公私の機関として「指定」することとなる。

なお、当該「指定」については、地方局長又は支局長限りで行うことができる（指定結果については、別途本庁在留管理支援部在留管理課へ報告する。）が、疑義があるときは本庁へ進達する。

また、過去に「指定」されたことのある機関（当該機関の名称等は、別途本庁在留管理支援部在留管理課で取りまとめて入管ＷＡＮ掲示板に掲示する。）については、指定のための審査を簡略化して差し支えないが、下記ｂ（ｄ）ⅳ に係る「同意書」は、申請人ごとに必ず提出させることとする

おって、法務大臣が「指定」した公私の機関の名称及び所在地については、在留資格認定証明書の裏面に記載され、また、上陸許可等の際に交付する「指定書」にも記載されることとなる。

（注）本庁報告

地方局長又は支局長は、在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、新たに「本邦の公私の機関」を指定したときは、事案の概要が分かる資料（事業活動の要件を満たすことを証する資料の写し等）を添えて、その都度個別に本庁在留管理支援部在留管理課あて文書で報告する。

なお、当該機関の不正行為（指定を受ける際に提出した「誓約書」の不履行、労働関係法令その他の法令違反等）が判明したときは、速やかに本庁在留管理支援部在留管理課あて文書で報告する。

ｂ　事業活動の要件に該当することの審査

（ａ）第１号に適合することについては、「申請人の卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により確認する。

（ｂ）第２号の「研究体制を整備」しているか否かについては、「申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料」及び「申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料」により判断する。

（注１）申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含める。

（注２）申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料は、具体的には、事業活動要件省令の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

（ｃ）第３号の「特定研究の成果」が「現に利用され」又は「利用が相当程度見込まれる」ことについては、「特定研究の成果に関する資料」により、当該機関に立証させ、その妥当性を判断することとする。

（ｄ）第４号の「十分な管理体制を整備」しているか否かについては、次の書面を提出させることによって確認する。

ｉ　定期報告（１年に１回）として、申請人の稼働状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況、申請人の事業の経営状況（同事業に係る外国人社員リストを含む。））を報告することに同意すること（第３章の参考様式参照）。

ii　随時報告として、契約内容の変更又は契約の終了（解雇を含む。）、入管法違反又は刑罰法令違反等があった場合に速やかに報告することに同意すること（同上）。

iii　契約が終了した場合に申請人を速やかに出国させること（申請人が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）に同意すること（上記参考書式に記載を求める）。

iv　本邦在留中における日本国法令の遵守について申請人を指導・監督することについて同意すること（同上）。

③　申請人が研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行おうとする場合

「申請人と契約を結んだ本邦の事業の内容を明らかにする資料」の提出を求め、申請人の研究等と関連する事業であることを確認する。

④　外国人研究者等の能力

本活動に従事しようとする外国人研究者等については、学歴・実務経験年数は問われないが、本活動にいう「研究」、「研究の指導」及び「教育」は、修士課程修了以上の能力を有する者が通常行う水準が想定されていることから、当該外国人は、当該水準の活動を行おうとし、かつ、行える能力を有すると認められることが必要である。

（イ）在留期間の更新時

①　「活動の内容、期間及び地位を証する文書」により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する。

② 「年間の収入及び納税額に関する証明書」により、申請人の在留活動及び納税状況を確認する。

③ 研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行っている場合には、当該事業に係る事業所の「損益計算書の写し」により、事業を経営する活動を行っていることを確認する。

エ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

② 申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（ア）から（エ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

③ 申請人が研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行おうとする場合には、当該事業の内容を明らかにする資料

④ 卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書

⑤ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（イ）在留期間の更新時

① 活動の内容、期間及び地位を証する文書

（注）当該文書により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する必要がある。

② 年間の収入及び納税額に関する証明書

③ 研究、研究の指導又は教育と関連する事業を自ら経営する活動を行っている場合には、当該事業に係る事業所の損益計算書の写し

オ 在留期間

「５年」を決定する。

カ 指定する活動

次の機関との契約に基づいて当該機関の施設において高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せ

て当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動 機　関　名： 本店等所在地：

（注）「本店等所在地」欄には当該機関の本邦にある主たる事業所の所在地を記入する。

キ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３６号）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（１９）特定情報処理活動（告示３７号）

ア　該当範囲

（ア）告示３７号には、次の３つの類型が該当する。

①　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（ＩＴ企業等）との契約に基づき、当該機関の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関において情報処理活動に従事するもの。

②　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（人材派遣会社）との契約に基づき、派遣先機関（ＩＴ企業等）の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関が人材派遣会社であって、派遣先の機関において情報処理活動に従事するもの。

③　法務大臣が指定する「本邦の公私の機関」（情報処理と労働者派遣の業務を併せて行う会社）との契約に基づき、当該機関の事業所又は派遣先機関の事業所で自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動

（注）申請人が契約を行った機関が①と②の両方を行う機関であって、申請人がいずれか又は両方の活動に従事するもの。

（イ）用語の意義

①　「本邦の公私の機関との契約」

第１節第１の「本邦の公私の機関との契約」参照。ただし、特定活動ロは上陸許可基準が適用されるので、当該活動を行う者に係る「報酬」については、日本人と同等額以上であることが必要となる。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、「契約」は雇用契約に限られ、かつ、常勤職員として雇用するものである必要がある。

② 本邦の公私の機関の「事業所」

法務大臣が指定するのは「本邦の公私の機関」であり、当該機関の「事業所」は指定の対象とならないので、例えば、当該機関との契約に基づき東京にある「事業所」で情報処理活動を行っていた者が、当該機関の大阪の「事業所」で情報処理活動を行ったとしても、資格外活動とはならない。

なお、当該機関の子会社や関連会社については、当該機関の「事業所」には当たらないので、子会社等の事業所で稼働したり、子会社等へ移籍（出向）して稼働することは資格外活動となることに留意する。

また、当該機関が情報処理に係る業務を他の機関（注文主）から請け負った場合に、当該外国人が注文主の事業所で稼働することも、上記「事業所」における活動には当たらないので、資格外活動となることに留意する（注文主の事務所での稼働を希望するときは、資格外活動許可申請を行わせるか、又は在留資格「技術」に係る在留資格変更許可申請等を行わせる。）。

③ 「自然科学」又は「人文科学」の知識等

告示３７号は、単なる情報処理活動でなく、理学・工学その他の自然科学又は法律学・経済学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理活動である必要がある。

「人文科学」の分野が併せて規定されているので、例えば、会計学（人文科学の分野）に属する知識を有する者が当該知識に基づいて会計処理プログラムの開発に携わることも可能となる。

また、外資系であるか否かにかかわらず、経営や管理に従事する活動も自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事するものであれば対象となる（「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動とは異なり括弧書きの規定はない。）

イ 「事業活動」の要件

本邦の公私の機関の指定に当たり、当該機関の行う「事業活動」が別表第八の各号のすべての要件に該当していることを確認することとされている。

一　情報処理に関する産業に属するもの（情報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業に係るものを含む。以下「情報処理事業活動等」という。）であること。
二　情報処理事業活動等を行う本邦の公私の機関（以下「情報処理事業等機関」という。）が、情報処理に関する外国人の技術又は知識を活用するために必要な施設、設備その他の事業体制を整備して行うもの（当該情報処理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあっては、労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措置を講じて行うもの）であること。
三　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること

要件の内容

（ア）第１号

当該機関の事業活動が、「情報処理に関する産業に属するもの」又は「情報処理に係る業務について行う労働者派遣事業に係るもの」のいずれかに該当することを求めている。

「情報処理に関する産業」とは、「情報処理」（電子計算機を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうこと）に関する産業をいい、「情報処理に係る業務」とは、具体的には、コンピュータプログラムの開発、情報処理システムの開発・管理、ネットワークシステムやデータベースシステムの開発・管理等に係る業務をいう。なお、情報処理に関する機械・機器等のいわゆるハードウエアの単なる製造等に係る業務は、これに含まれない。

「労働者派遣」とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないもの」であり、「労働者派遣事業」とは、「労働者派遣を業として行うこと」をいう。

（イ）第２号

「事業体制を整備」しているか否かについては、当該機関の施設・設備・事業費等が、情報処理に関する外国人の技術・知識を活用するために確保されているか否かのほか、それらが業務量や従業員数等に照らして妥当といえるかどうか等を確認して判断するが、申請人が当該機関で使用される言語を十分に理解できず効率的に業務遂行を行うことができないと認められるときは、この要件に該当しないこととなる。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、派遣先について、上記の事業体制の整備状況を確認する必要がある。

（ウ）第３号

「十分な管理体制を整備」しているか否かについては、書面を提出させること によって確認するが、過去に書面で同意した内容に反した行為を行ったことがある機関については、原則として「十分な管理体制」が整備されていないものとして取り扱うこととする。

なお、この要件に適合するためには、次の各事項について同意していることを要する。

① 定期報告（１年に１回）として、申請人の稼働状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況（派遣先でのものも含む。））を報告することに同意していること（第３章の参考様式参照）。

② 随時報告として、契約内容の変更（派遣先の変更を含む。）又は契約の終了（解雇を含む。）、入管法違反又は刑罰法令違反等があった場合に速やかに報告することに同意していること（同上）。

③ 契約が終了した場合に申請人を速やかに出国させること（申請人が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）に同意すること（上記参考書式に記載を求める）。

④ 本邦在留中における日本国法令の遵守について申請人を指導・監督することについても同意すること（同上）。

ウ 申請人の要件

申請人が別表第七の各号のいずれの要件にも該当していることを確認することとされている。

一 従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）に定める試験に合格し又は資格を有している場合は、この限りでない。　イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと 同等以上の教育を受けたこと。　ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修 了（当該修了に関し出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定 める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件（平成二十三年 法務省告示第三百三十号）の二のイ又はロ

のいずれかに該当する場合に限る。）　したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期　課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻　した期間を含む。）を有すること。

二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

要件の内容

告示３７号は、別表第八により「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準と同一の内容の基準を満たすことを要件としている。第１５節第１の３参照。

エ　審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

①　活動の審査

「卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」及び「活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書」により、上記ア（ア）①から③までのいずれかに該当することを確認する。

②　本邦の公私の機関が事業活動の要件に該当することの審査の手続

a　指定

在留資格認定証明書交付申請等の審査に当たり、当該機関の行う事業活動が上記イのすべての要件に該当し、かつ、適当であると判断したときは、告示３７号に規定する本邦の公私の機関として「指定」することとなる。

なお、当該「指定」については、地方局長又は支局長限りで行うことができる（指定結果については、別途本庁在留管理支援部在留管理課へ報告する。）が、疑義があるときは本庁へ進達する。

また、過去に「指定」されたことのある機関（当該機関の名称等は、告示３６号の場合と同様に入管 WAN に掲示）については、指定のための審査を簡略化して差し支えないが、上記イ（ウ）④に係る「同意書」は、申請人ごとに必ず提出させることとする。

b　事業活動の要件に該当することの審査

（a）第１号に該当することについては、「申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料」及び「申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料」による。

（注１）機関の概要を明らかにする資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含める。

（注２）機関の事業内容を明らかにする資料は、上記イの要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

（ｂ）第２号の要件に該当することについては、（ａ）の資料による。

なお、当該機関が労働者派遣事業を行うものであるときは、派遣先について、上記の事業体制の整備状況を確認する必要があり、労働者派遣法第３１条に規定する派遣先として「派遣先の概要を明らかにする資料」により、確認する。

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

（ｃ）第３号の要件に該当することについては、上記イ（ウ）①から④までの書面を提出させることによって確認する。

③ 別表第七に係る審査

別表第七の要件に適合することについて、「卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書」、「情報処理技術に関する試験又は資格の合格証又は資格証書」又は「DOEACC制度の資格認定証（A、B又はC）」により確認する。

（イ）在留期間の更新時

① 「活動の内容、期間及び地位を証する文書」により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する。

② 「年間の収入及び納税額に関する証明書」により、申請人の在留活動及び納税状況を確認する。

オ 立証資料

（ア）在留資格の決定の場合

① 申請人と契約を結んだ本邦の機関の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

② ①のほか、当該機関が労働者派遣法第２３条第１項に規定する「派遣元事業主」である場合には、同法第３１条に規定する「派遣先」の概要を明らかにする資料

（注）この資料の中には、「外国人社員リスト」（第３章の参考様式参照）を含めることとする。

③ 申請人と契約を結んだ本邦の機関の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（ア）から（ウ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

④ ③のほか、当該機関が労働者派遣法第２３条第１項に規定する「派遣元事業主」である場合には、同法第３１条に規定する「派遣先」の事業内容を明らかにする資料

（注）具体的には、上記イ（イ）の要件を満たしていることの立証資料がこれに当たる。

⑤ 卒業証明書及び職歴その他の経歴を証する文書

⑥ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

（イ）在留期間の更新の場合

① 活動の内容、期間及び地位を証する文書

（注）当該文書により、法務大臣が指定した機関との契約が継続していることを確認する必要がある。

② 年間の収入及び納税額に関する証明書

カ 在留期間

「５年」とする。

キ 指定する活動

次の機関との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動 機　関　名： 本店等所在地：

（注）「本店等所在地」欄には当該機関の本邦にある主たる事業所の所在地を記入する。

ク 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３７号）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（２０）特定研究等家族滞在活動又は特定情報処理家族滞在活動（告示３８号）

ア 該当する活動

（ア）本活動は、特定研究等活動又は特定情報処理活動を行う外国人の家族として扶養を受けようとする者の活動について定めたものであり、家族として認められる範囲及び活動内容は、「家族滞在」の在留資格と同様である。

（イ）「配偶者」には、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。

「子」には、成年に達した者、養子及び認知された非嫡出子も含まれる。

イ　審査のポイント

在留資格の決定及び在留期間の更新の場合ともに、次のとおり（なお、在留期間更新の場合、身分関係に特に疑義がないときは、（ア）の資料の提出を免除して差し支えない。）。

（ア）「扶養者との身分関係を証する文書」により、上記ア（イ）に該当することを確認する。

（イ）「扶養者の在留カード又は旅券の写し」により、扶養者が告示３６号又は３７号のいずれかの在留資格をもって本邦に在留中であること又は入国予定であることを確認する。

（ウ）「扶養者の職業及び収入に関する証明書」により、扶養することが可能な資金的裏付けを有することを確認する。

ウ　立証資料

在留資格の決定及び在留期間の更新の場合ともに、次のとおり（なお、在留期間更新の場合、身分関係に特に疑義がないときは、（ア）の資料の提出を免除して差し支えない。）。

（ア）扶養者との身分関係を証する文書

（イ）扶養者の在留カード又は旅券の写し

（ウ）扶養者の職業及び収入に関する証明書

エ　在留期間

上記（６）エのとおり。

オ　指定する活動

（ア）特定研究等家族滞在の場合

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３６号に規定する活動を指定されて在留する次の外国人の扶養を受ける配偶者（子の場合は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

（イ）特定情報処理家族滞在の場合

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３７号に規定する活

動を指定されて在留する次の外国人の扶養を受ける配偶者（子の場合は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）
氏　　名：
国　　籍：
生年月日：

カ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３８号)」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

（２１）特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親（告示３９号）

ア　該当範囲

（ア）対象者の範囲

告示３６号又は３７号に掲げる活動を指定されて在留する者（以下「扶養者」という。）の「親」及び扶養者の配偶者の「親」

（イ）活動の範囲

次のすべての条件を満たしているもの

①　扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けること。

②　外国において扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていたこと。

③　扶養者と共に本邦に転居をすること。

（注）「当該在留する者と共に本邦に転居をするもの」については、第２の１（３）ウ参照。

イ　使用する申請書

在留資格認定証明書交付申請書は、その２・その３ともに「U」を使用することとし、その２の「２０ 活動内容」については「家族と同居」の項目をマークさせる。

ウ　立証資料

（ア）在留資格認定証明書の交付申請時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　外国において扶養者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていたことを証する文書

（注）住民登録や納税申告など公的証明書の提出を求めることを原則とするが、外国の実状に応じて、陳述書の提出をもってこれに代えることとしても差し支えない。

③　扶養者と共に本邦に転居をする旨を申し立てる書面

④　扶養者の職業及び収入に関する証明書

（イ）在留期間の更新時

① 扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がないときは、提出を免除して差し支えない。

② 扶養者の在留カード又は旅券の写し

③ 扶養者の職業及び収入に関する証明書

エ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第一三一号）の第３６号又は第３７号に規定する活動を指定されて在留する次の者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の○○○○○（ 外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。） 氏　　名： 国　　籍： 生年月日：

（注）指定する活動の「○○○○○」部分には、「父」、「母」、「配偶者の父」又は「配偶者の母」のいずれか一つを記入する。

オ 在留期間

上記（６）エのとおり。

カ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示３９）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

キ 資格外活動許可

資格外活動許可申請があっても、本件特例措置が設けられた趣旨に鑑み、原則としてこれを許可しない。

（２２）観光、保養等を目的として長期間本邦に滞在する者（告示４０号）

ア 用語の意味

（ア）「観光、保養、その他これらに類似する活動」

「その他これらに類似する活動」とは、スポーツ、知人・親族の訪問、娯楽、参詣、競技会やコンテスト等へのアマチュアとしての参加、教育機関等の行う講習への参加等

であり、業務連絡、収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動は含まない（告示４１号も同じ）。

（イ）「申請の時点において」

「申請の時点において」は、「在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点」を指す。したがって、当該外国人が在留期間更新許可の申請を行った時点で、例えば３千万円以上の預貯金残高がないとしても、指定された活動に変更が生じたことにはならない。

（ウ）「申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して３千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあっては、６千万円以上）であること」

① 「配偶者」とは、現に婚姻中の者を指し、内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。

② 預貯金の額については、夫婦の預貯金額を合算することが可能である。この際、夫婦のうち一方のみが入国を希望する場合に、他方の配偶者名義の預貯金の額を入国を希望する者の資産に加えて計算することが可能である。

③ 夫婦のうち一方が既に告示４０号に掲げる活動を指定されており、他方の配偶者も同号に掲げる活動を指定されて本邦に入国することを希望する場合、又は夫婦が同時に同号に掲げる活動を指定されて本邦に入国することを希望する場合には、夫婦で合算して６千万円以上の預貯金があることを要する。この際、例えば夫婦のうち一方に６千万円以上の預貯金があれば、他方の配偶者名義の預貯金がない場合であっても、夫婦の両方について同号に掲げる活動を指定することが可能である。

イ 該当範囲

（ア）対象となる者

次のいずれにも該当する１８才以上の者

① 告示別表第九に掲げる国籍者等であること。

② 申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して３千万円以上（当該配偶者が告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとしている場合にあっては、６千万円以上）であること。

③ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

１年を超えない期間滞在して行う、観光、保養その他これらに類似する活動

（ウ）滞在期間

原則６月（１回更新可、下記カ参照。）

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における活動内容及び預貯金の額に係る記述を含む。）

（注１）在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書の「具体的な在留目的」の欄又は適宜の用紙に記入させる。

（注２）預貯金の額について記述を求めるのは、預貯金額を証明する資料等の発行後、申請までの間に、預貯金額が変動する可能性を考慮したものであり、申請時の預金残高が要件を満たしていないのに、これを偽って申告し在留資格認定証明書の交付を受けて、当該預金額を証明する資料等に基づき上陸許可の証印等を受けた場合は、在留資格の取消しの対象となる。

②　申請人（及びその配偶者）名義の銀行等の預貯金口座の現在残高及び申請の時点から遡って過去６か月分の当該口座の入出金が分かる資料（預貯金通帳等の写し）

（注１）預貯金通帳の写しについては、最終取引まで記載されているものを提出させる。なお、当該最終取引が申請から遡って３か月より前に行われている場合は、（注２）のとおり取り扱う。

（注２）過去６か月分の入出金が分かる資料を提出することができない場合、又は過去６か月分の入出金について、不審な点が認められる場合（[redacted]）は、資産形成過程を明らかにする資料の提出を求める。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また保障内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

（イ）在留期間の更新時

①　上記ウ（ア）①及び③に同じ。ただし、①（注１）において、「在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書」とあるのは、「在留期間更新許可申請書」と読み替えるものとする。

② 滞在予定期間に生計を維持するための十分な資金を所持することの証明書類（預金残高証明書、トラベラーズチェック等）

エ 審査

（ア）在留資格決定の場合

① 旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者 等であることを確認する。

② 在留目的が、上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

③ 資産要件（上記イ（ア）②）を満たしていることを確認する。

（注１）提出された預貯金通帳等の写しに記載された預貯金額と在留資格認定証明書交付申請書等において申請人が申告した預貯金額が異なる場合で、現に提出された預貯金通帳等の写しに記載された預貯金残高では資産要件を満たさないが、申請書等における申告額は資産要件を満たしているときは、当該申告のあった預貯金額を有することを明らかにする資料（預貯金残高証明書等）の提出を求める。

（注２）[redacted]

④ 申請人が加入する民間保険について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が保障の対象となっていること、本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（イ）在留期間更新の場合

① 上記（ア）①②④に同じ。

② 更新を希望する期間中の生計を維持するための十分な資金を所持していることを確認する。この際、必ずしも告示４０号ロの要件を満たしている必要はない。

オ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第４０号に掲げる要件のいずれにも該当する１８歳以上の者が、本邦において１年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ 在留期間

「６月」とする。

ただし、告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者からの本号への変更申請を許可する場合、及び当該変更許可を受けた者からの更新申請を許可する場合は、これまで本号及び告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留した期間と併せて１年を超えない範囲で６月を上限として月単位で決定する。

※　上記のただし書の場合を除く在留資格決定時において、滞在予定期間が６月を超える場合でも、「６月」を決定する。また、入国後１回に限り更新を認める。

キ　その他の留意事項

（ア）本号に係る在留資格認定証明書交付申請については、代理人に係る規定を設けていないことから、本人からの申請を想定している。

（イ）本号に該当する外国人は、本邦内を移動しながら観光等を行うことも想定されることから、在留期間更新許可申請があった場合には、申請受付後に申請人と連絡がとれなくなり、その後の手続を進めることが困難になることを避けるため、審査に支障がある場合を除き、可能な限り受付した日の当日に処分する。

（ウ）資格外活動許可申請があった場合は、制度の趣旨に鑑み、原則としてこれを認めない。

（エ）告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に入国した者が、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者の出国、預貯金の増加等を理由として、本号への変更申請に及んだ場合、本号に規定する要件に該当していることが確認できれば、これを認める。

ただし、在留期間は告示４１号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間と併せて１年を超えない範囲で６月を上限として月単位で決定する。

（２３）観光、保養等を目的として長期間本邦に在留する者に同行する配偶者（告示４１号）

ア　用語の意味

（ア）「同行する」

本邦において、告示４０号に該当する者と住居地を同じくして観光等の活動を行うことが求められるという趣旨であり、必ずしも告示４０号に該当する者と同時に入国する必要はない。なお、本号に該当する配偶者が、告示４０号に該当する者に先行して単独で入国すること、又は告示４０号に該当する者が出国した後に単独で本邦に在留することは認められない。

また、本邦在留中は、本号に該当する者について、日常的な買い物等ある程度の単独行動が認められるが、夫婦が、相当の期間、別々に住居地を構え観光等の活動を行う場合は、同行しているとは認められない。

イ　該当範囲

（ア）告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者に同行する配偶者であって、次のいずれにも該当する者

① 告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者等であること。

② 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

１年を超えない期間、同行する配偶者が行う、観光、保養その他これらに類似する活動

（注）その他これらに類似する活動については、上記（２２）ア（ア）参照。

（ウ）滞在期間

原則６月（１回更新可、下記カ参照。）

ウ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者との身分関係を証する文書

② 具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における活動内容を含む）

（注）在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書の「具体的な在留目的」の欄又は適宜の用紙に記入させる。

③ 民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また保障内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

（イ）在留期間の更新時

上記ウ（ア）①から③に同じ。ただし、②（注）において、「在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書」とあるのは、「在留期間更新許可申請書」と読み替えるものとする。

エ 審査

（ア）在留資格決定の場合

① 旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第九に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

② 告示４０号に掲げるする活動を指定されて本邦に在留する者の配偶者であることを確認する。

（注）本号の規定により在留が認められる「配偶者」については、上記（２２）ア（ウ）①を参照。

③ 在留目的が上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

④ 申請人が加入する民間保険について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が保障の対象となっていること、本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（イ）在留期間更新の場合

上記（ア）①から④に同じ。

オ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第４０号に掲げる活動を行う次の者に同行する配偶者であって、同号に掲げる要件（ロを除く。）のいずれにも該当するものが、本邦において１年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。） 国 籍 等： 氏　　名： 生年月日：

（注）本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者の査証には、Remarks 欄に本邦において同行する予定の告示４０号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者（配偶者）の旅券番号が記載されるので、上陸許可時に交付する指定書に記載する氏名等については、査証の Remarks 欄に記載された旅券番号により電算記録を検索し（夫婦が同時に入国する場合など、当該配偶者の旅券を確認できる場合は、当該旅券により）当該配偶者を特定して記載する。この際、本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者が単独で入国しようとする場合は、当該配偶者が本邦に在留していることを併せて確認する。

カ 在留期間

１回の在留期間の上限を「６月」として、上記（６）エのとおり決定する。なお、この場合において、上記（６）エ中「扶養者」とあるのは、「配偶者」と読み替える。

※ 在留資格を決定する場合にあっては、滞在予定期間が６月を超える場合でも、「６月」を決定する。

キ その他の留意事項

上記（２１）キ（ア）から（ウ）に同じ。

（２４）製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員（告示４２号）

ア　該当範囲

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号。以下本項において「経産省告示」という。）に基づき、製造特定活動に従事する者（特定外国従業員）

（注）「製造業外国従業員受入事業」とは、経済産業省の所掌に係る製造事業者が、外国にある当該事業者の事業所の職員への特定の専門技術の移転等を実施するための「製造特定活動計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、当該計画に基づいて当該職員を本邦にある事業所に期間を定めて転勤させて、特定の専門技術の移転等を実施する事業であり、当該製造事業者（以下本項において「特定外国従業員受入企業」という。）との雇用契約に基づいて、本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動を「製造特定活動」という。

（参考１：製造業外国従業員受入事業の趣旨（経産省告示第３））

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする。

特定外国従業員受入企業は、製造業外国従業員受入事業の実施により、その生産拠点を海外展開するに当たって、当該事業者の外国にある事業所の職員であって新製品の製造や新技術の導入等に関して中心的な役割を果たすことが見込まれる職員を、人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点での生産活動に従事（併せて関連する管理、開発等一定水準以上の技術又は知識を要する業務に従事する場合を含む。）させることを通じ、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を円滑に移転することが可能となる。

なお、製造業外国従業員受入事業の実施によって、国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは、本邦にある事業所における従業員の雇用が圧迫されるため適当ではない。

（参考２：製造特定活動計画が経済産業大臣に認定されるための要件（経産省告示第４の３））

（１）特定外国従業員受入企業の要件

① 過去５年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

② 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

③ 労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回労働災害を防止するための措置が講じられていること。

④ 過去５年間に経産省告示別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。

⑤ 特定外国従業員に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑥ 経産省告示第７の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取り消しの日から起算して５年を経過していること。

⑦ 過去５年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。

（２）特定外国従業員の要件

① 特定の専門技術の移転の必要性や当該技術の内容等が、経産省告示第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

② 製造特定活動に従事しようとする期間が１年を超えないこと。

③ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

④ 特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）が１年以上であること。

（３）その他の要件

① 製造業外国従業員受入事業に関する内容が、経産省告示第３に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。

② 製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項（経産省告示第４の２（４））の内容が、計画の期間全体を通じて事業を円滑かつ確実に実施させるために適切と認められるものであり、かつ、特定外国従業員になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないこと。

イ 立証資料

（ア）在留資格の決定時

① 経産省告示第４の認定を受けた「製造特定活動計画認定証」の写し

（注）予め定められた様式に相違ないか確認すること。

② 雇用契約書の写し

③ 申請人の履歴書

④ 申請人の身分を証する文書（旅券の写し等）

⑤ 特定外国従業員受入企業の概要を明らかにする資料

⑥ 特定外国従業員受入企業の外国にある事業所と申請人との間で締結された契約書等（本国の所属機関が作成し、申請人に交付した出向命令書、転勤命令書、辞令など）の写し

（イ）在留期間更新時

① 経産省告示第４の認定を受けた「製造特定活動計画認定証」の写し

（注）予め定められた様式に相違ないか確認すること。

② 特定外国従業員受入企業が発行した在職証明書

③ 年間の収入及び納税額に関する証明書

（注）製造業外国従業員受入事業では、特定外国従業員は１年を超えない期間で在留し、在留期間は「６月」（１回に限り更新可能。後記エ）を決定することとなるので、納税等の時期からして、住民税の課税証明書・納税証明書等を求めることが必ずしも適当でないものもあることから、特定外国従業員受入企業が発行した給与の支払いに係る証明書等を求める等して、申請人の報酬等を確認すること。

④ 旅券及び在留カード（提示）

ウ 審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

申請人及び特定外国従業員受入企業が経産省告示第４の３に規定する各要件を満たしていることを確認する。

なお、同要件に該当していることは、製造特定活動計画の認定時に経済産業省において確認していることから、申請人ないし特定外国従業員受入企業に関して提報が寄せられている等の特段の事情がない限り、「製造特定活動計画認定証」の写しが提出されていることをもって、各要件を満たしていると認めて差し支えないが、次の点に留意して審査する。

① 申請人が製造特定活動に従事しようとする期間が１年を超えないこと。（経産省告示第４の３（３）②）

② 申請人の報酬予定額が、同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。（経産省告示第４の３（３）③）

③ 特定外国従業員受入企業の外国にある事業所における申請人の勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）が１年以上であること。（経産省告示第４の３（３）④）

④ 特定外国従業員受入企業が、過去５年間に経産省告示別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。（経産省告示第４の３（１）④）

※ 当該企業が経産省告示別表に掲げる不正行為を行っていないことについては、製造特定活動計画の認定時に経済産業省において確認がされていることから、当局の

審査においては、計画の認定から当局における処分までの間について、当局が把握している範囲で不正行為を行った事実がないかを確認すること。

（イ）在留期間の更新時

① 「在職証明書」により、特定外国従業員受入企業における雇用契約が継続していることを確認する。

② 特定外国従業員受入企業が発行した給与の支払いに係る証明書等により、申　請人の在留状況及び収入の状況を確認する。

エ　在留期間

「６月」を決定する。

（注）製造業外国従業員受入事業で受け入れられる外国人は、１年を超えない期間在留する者であり（経産省告示第４の３（３）②）、在留期間は「６月」を決定するので、在留期間更新は、通常、１回に限り可能である。

オ　指定する活動

次の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身に付けるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動 機　関　名： 本店所在地：

カ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４２号）」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載する。

キ　その他

（ア）審査の参考とすべき資料

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成２８年経済産業省告示第４１号）のほか、同告示の内容をより具体的に示した「製造業外国従業員受入事業に関するガイドライン」が策定されていることから、審査に当たってはこれらの資料を参考とする。

（イ）特定外国従業員受入企業による報告の活用

特定外国従業員受入企業は、本事業の実施状況等に関し、地方出入国在留管理局に定期及び随時の報告をすることとされていることから（上記告示第５）、これらの報告を在留審査に活用する。

（２５）日系四世（告示４３号）

ア　本制度の内容

（ア）目的

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋となる人材を育成する。

（イ）受入れ対象者

下記（エ）の要件を満たす１８歳以上３５歳以下の日系四世

※　年齢は上陸申請の時点で要件に適合している必要があるところ、在留資格認定証明書交付申請においては、入国予定日の年齢で判断する。

（ウ）人数制限

年間４，０００人（ただし、今後、社会情勢の変化等により当該数を変更する必要が生じた場合にあっては、関係行政機関の長と別途協議の上、変更する。）

（エ）対象者の要件

次のいずれにも適合すること。

①　特定の個人又は団体（※）から下記（オ）の活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境にあること（本制度によって通算して３年を超えて在留した者を除く。）

※　例えば、親族、ホストファミリー、雇用主等、日系四世に対して、その活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で行うことができる個人又は団体（以下「日系四世受入れサポーター」という。）

②　帰国旅費が確保されていること

③　滞在費支弁能力があると認められること

④　健康であること

⑤　素行が善良であること

⑥　医療保険に加入しているこ

※　入国後に我が国の公的医療保険に加入することが予定されていることで足りる。

⑦　一定の日本語能力を有すること

※　１８歳以上３０歳以下の場合は、入国時、日本語能力試験Ｎ５相当以上の日本語能力を有していること。

ただし、通算して１年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していること、通算して３年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していること。

３１歳以上３５歳以下の場合は、入国時、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していること。

（オ）活動内容

①　日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動（日本語を習得する活動を含む。）

※　通算して３年を超えて本邦に在留しようとする場合には、在留期間中の活動を通じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていること。

②　上記①の活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（注）上記①の活動を行うことなく、報酬を受ける活動（上記②）のみ行うことは認められない。また、上記②の活動を通じてのみ、日本語の習得を含めた日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動をした場合、当該活動は上記①の活動に当たらない。

（カ）期間

通算して最長５年

※　再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国していた期間を含む。また、帰国後に本制度により入国する場合、在留できる期間は前回の在留期間と通算して最長５年となる。

イ　日系四世受入れサポーターについて

（ア）役割

次のいずれの役割も無償で行う（注）こと。

※　なお、日系四世が本制度を使って通算して３年間在留する間は、日系四世受入れサポーターによる支援を受けることが必須であるが、通算して３年を超えて在留することとなる場合は、支援を受けることが必須ではない（日系四世の希望により支援を継続することは可能であるが、支援は無償で行う必要がある）。

① 支援を行う日系四世（以下「対象日系四世」という。）の入国手続（在留資格認定証明書交付申請の代理申請）を行うこと

② 対象日系四世の日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を提供すること

※　活動支援の例

・　日本語教育、生活、医療、雇用等に関する情報提供や相談

・　地方出入国在留管理局に係る諸手続の援助

③ 対象日系四世と定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況を把握すること

④ 対象日系四世（通算して３年を超えて在留する者を除く。）の在留期間更新許可申請に当たり、対象日系四世の日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

⑤ 地方出入国在留管理局から対象日系四世の日本文化等の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

⑥ 対象日系四世に対して支援を行うことが困難となった場合、速やかに対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

（注）「無償で行う」とは、対象日系四世や対象日系四世の雇用先など関係者から上記の役割を行う又は行ったことに対する報酬として対価を得ることは認められないというものであって、例えば、日系四世受入れサポーターが、各種申請のために地方出入国在留管理局に赴いた際の交通費等の実費を、日系四世から徴収することは認められる。

ただし、地方公共団体など、日系四世の関係者以外の者が日系四世受入れサポーターに対して一定の金銭的な補助を行う場合であって、明らかに日系四世受入れサポーターの支援活動に影響を与えるおそれがないと認められる場合を除く。

（イ）日系四世受入れサポーターの要件

次のいずれにも適合すること。

① 対象日系四世の人数が個人については３名までであること

団体（注１）については人数制限なし

なお、本制度を使って、通算して３年を超えて在留する日系四世の人数は３名までの人数制限に含まれない。

② 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことがある個人又は団体でないこと（注２）

③ その他日系四世受入れサポーターになるに当たり、活動支援を確実かつ適切に提供できると認められない事情がないこと（注３）

④ 外国人が日系四世受入れサポーターになる場合は、当該外国人が永住者又は 特別永住者であることや、３年以上の在留歴があって３年以上の在留期間が決定されている定住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等であること

（注１）日系四世受入れサポーターになることができる団体は、対象日系四世が居住する地域において（※１）、国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利の法人に限る（※２）。ただし、当該法人以外の法人又はその他の団体に所属している者が、個人として日系四世受入れサポーターになることを妨げない。

※１ 対象日系四世が居住する地域に所在しない又は事務所等を有しない法人であっても、当該地域において活動しているなど、適切な支援が期待される場合には、適合するものとして取り扱う。

※２ 国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利法人については、例えば、国際交流を主たる活動としている公益財団法人のほか、法令上、「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」商工会議所や商工会は団体としてサポーターになることが可能であるが、他方で、法令上、「その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」農協、漁協及び事業協同組合はサポーターになることができない。

（注２）例えば、技能実習制度で不正行為をしたと認定された者が該当する。

（注３）例えば、対象日系四世に対して人権侵害行為をしたことがある者や地方出入国在留管理局に虚偽の文書を提出したことがある者はこの要件に適合しない。また、１８歳未満の者もこの要件に適合しない。

（ウ）日系四世受入れサポーターを探している者からの問合せへの対応

出入国在留管理庁のホームページに掲載する日系四世受入れサポーターとなることを希望する非営利法人等を必要に応じて案内する。

ウ　入国・在留審査事務の取扱い

（ア）在留資格認定証明書交付申請について

①　申請の受付け及び交付

在留資格認定証明書交付申請については、同申請書の所属機関等作成用に日系四世受入れサポーターが記載されていることを確認する。

②　立証資料

a　曾祖父母（日本人）の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書）

b　本国（外国）の機関が発行した曾祖父母、祖父母及び両親の結婚証明書

c　本国（外国）の機関が発行した祖父母、両親及び申請人の出生証明書

d　本国（外国）の機関が発行した申請人の認知に係る証明書（認知に係る証明書がある場合のみ）

e　申請人の出生届受理証明書又は認知届受理証明書（日本の役所に届出をしている場合のみ）

（注）祖父母又は両親のうちいずれかの者が日系人（日系二世又は三世）と認められて本邦に在留している者については、原則として、上記ａからｆまでの全ての資料ではなく、当該日系人と申請人の身分関係を立証する資料のみで確認することとする（申請人の日系性に疑義がある場合を除く。）。

※　本制度ではなく「定住者」の在留資格をもって入国・在留しようとする者の取扱いは従前のとおりとする。

f　申請人が本人であること及び年齢が１８歳以上３５歳以下であることを証明する公的な資料（身分証明書（旅券、ＩＤカード、運転免許証、選挙人手帳等））

g　申告書（別記第４５号様式）

h　帰国旅費が確保されていることを証明する資料

※　申請人が確保していること

i　滞在費支弁方法を立証する資料

j　健康診断の結果を証明する資料

k　申請人の国籍国又は日本に入国する前に居住していた居住国における権限　のある機関が発行した犯罪経歴証明書又は無犯罪証明書

l　国民健康保険又は健康保険等の公的医療保険に加入すること（又は加入して　いること）を証明する資料（上記ｇの申告書又は健康保険証（写し）保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

m　日本語能力を立証する資料

n　日系四世受入れサポーター誓約書（別記第４６号様式又は別記第４６号の２様式）

※　団体サポーターの場合には、役員及び活動支援担当者一覧表（別記第４７号様式）の提出を求める。

o　日系四世受入れサポーターの住民票（個人の場合）

p　日系四世受入れサポーターの登記事項証明書（団体の場合）

q　活動支援を担当する常勤職員が当該団体の職員であることを証する資料（団体の場合）

r　当該団体の主たる活動が国際交流又は地域社会への奉仕を目的とした活動で　あることを立証する資料（団体の場合。パンフレット等。）

③　審査

a　身分関係の信ぴょう性について、身分関係を立証する証明書に基づき審査する。

b　申告書の記載について、次の点を確認する。

i　入国目的に日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動（日本語を習得する活動を含む。）が含まれていること

ii　入国後の就労予定がある場合、就労条件について承知していること

iii　本邦への渡航費用等として前借金と賃金の相殺に係る契約がないこと

（注）当該契約がある場合、契約書等により、前借金の額、返済方法及び返済期間が明示され、同条件が収入と比して一般的に妥当であり、かつ、申請人が同条件に自由な意思により同意していることを確認する。

iv　その他、上記ア（エ）①及び⑥に適合していることを確認する。

c　帰国旅費が確保されていることについて、預貯金残高証明書等により確認する。

d　滞在費支弁能力について、入国・在留審査要領第１２編第２章第２８節第１の４（１）に準じて審査する。

※　入国後の就労予定がなく、当面の間、申請人の自己資金で滞在費を支弁　する場合は、ｃ及びｄを合わせて４，０００米ドルを所持していることを目安とする。

e　申請人の素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する。[redacted]

f　１８歳以上３０歳以下の申請人については、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを試験その他の方法によって証明されていること又はＮ５相当以上の日本語能力を有することを試験によって証明されていることを確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１　節第１１を参照。

なお、試験その他の方法による証明には、過去に学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）において１年以上の教育を受けたことがある者及びＪＩＣＡ監修の入国前日本語講座（仮称）を修了した者が該当し、日本語能力Ｎ５相当として取り扱う試験には以下のものが該当し、過去に学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）において１年以上の教育を受けた場合の日本語能力を立証する資料としては、１年以上の教育を受けたことを証する卒業証明書、成績表等の手元にある書類の写し又は通学した期間の申告等が必要である。

また、日本語能力Ｎ４相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

i　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定（特定非営利活動法人日本語検定協会が実施するＪ．ＴＥＳＴ実用日本語検定をいう。以下同じ。）のＤ－Ｅレベル試験３５０点以上

ii　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴ（株式会社専門教育出版が実施する日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴをいう。以下同じ。）の４級以上

また、日本語能力Ｎ５相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

iii　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定のＦ－Ｇレベル試験の２５０点以上

iv　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴの５級以上

※　通算して１年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力試験Ｎ４相当以上、通算して３年を超えて本邦に入国・在留しようとする場合は、日本語能力Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることが必要であるところ、過去に日本語要件を満たさずに在留期間の更新が認められなかった者などが、帰国後

に再度本制度によって入国・在留しようとする場合であって、今次上陸許可において決定される在留期間が通算して１年又は３年を超える者については、下記（イ）②ｃ及びｄのとおり、それぞれ日本語能力試験Ｎ４相当以上又はＮ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

g　３１歳以上３５歳以下の申請人については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを試験によって証明されていることを確認する。

なお、日本語能力Ｎ３相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

i　Ｊ．ＴＥＳＴ実用日本語検定のＤ－Ｅレベル試験５００点以上

ii　日本語ＮＡＴ－ＴＥＳＴの３級以上

h　過去に本制度を使って帰国した者が、再度入国・在留しようとする者であって、今次上陸許可において決定される在留期間が通算して３年を超える者については、日本文化等習得状況報告書の提出を求め、下記（イ）②ａに準じて審査する。

なお、前回の在留期間中に上記ア（オ）①に係る活動を行っていなかった者については、入国目的について慎重に審査する。

i　日系四世受入れサポーターが上記イ（イ）の要件に適合していることを日系四世受入れサポーター誓約書[redacted]により確認するとともに、当該日系四世受入れサポーターが過去に技能実習に関し不正行為をしたことがないか確認する。

※[redacted]

※[redacted]

j　申請人と日系四世受入れサポーターの間に仲介者（誓約書に記載されている「紹介者」）がいる場合、仲介が無償で行われていることを確認する（当該仲介において職業紹介が行われる場合を含む。）。なお、当該仲介において仲介者が事業として職業紹介を行う場合、その仲介者が職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づき許可を得て、又は届出を行うこと等により、適法に職業紹介事業を行う者であ

ることを確認する（有料職業紹介事業の許可を受けた職業紹介事業者が無料で申請人と日系四世受入れサポーターとの間の職業紹介を行うことを妨げるものではない。）。

※　職業紹介を「事業」として行うとは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、１回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思を持って行われていなければ、事業性は認められない。

k　日系四世受入れサポーターが暴力団関係者でないことの確認について

本制度では、日系四世が行う活動の円滑な遂行に必要な支援を日系四世受入れサポーター（その者が法人である場合は、その役員及び活動支援担当者）から無償で受けることができる環境の下で行われることが許可要件の一つとされている。そのため、日系四世受入れサポーターが次のいずれかに該当する場合は、当該環境の下で行われる活動とは言えず、在留資格該当性が認められない。

ⅰ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ⅱ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がⅰ又はⅲのいずれかに該当するもの

ⅲ　法人であって、その役員のうちにⅰ又はⅱのいずれかに該当する者があるもの

ⅳ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ⅴ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのあるもの

（注）[redacted]

l　その他、入国・在留審査要領第９編第２章第３節に基づき審査する。

④　留意事項

a　申請代理人

特定活動代理人告示により、申請人の雇用主のほか、日系四世受入れサポーターも申請代理人となることができる。

b　人数制限

在留資格認定証明書を交付することができる日は、在留資格認定証明書交付件数が人数制限を超えた日の翌日までのところ、人数制限を超えた場合には、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係から連絡する。

c　家族

本制度において家族の帯同は認めない（配偶者が日系四世として本制度や就労資格等の在留資格により入国・在留することが可能な場合を除く。）

⑤　決定する在留資格

特定活動

⑥　在留期間

本制度による過去の入国・在留歴がない者については、原則として６月を決定する。ただし、過去に中長期在留者として本邦入国・在留歴がある場合は過去の在留状況等を踏まえ、１年又は６月を決定する。

また、本制度による過去の入国・在留歴がある者については、本制度による過去の在留期間及び今次入国時に決定することとなる在留期間の合計期間と日本語能力の確認時期（注）を考慮した上で、１年又は６月を決定する。

（注）決定する在留期間中に通算して１年を超えて在留することとなる者は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認し、また、決定する在留期間中に通算して３年を超えて在留することとなる者については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する必要がある。

⑦　指定する活動（特定活動告示第四十三号）

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から同告示第四十三号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で（ただし、本号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する期間が通算して三年を超えた日以後は、当該環境下にあることを要しない。）、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは

同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

⑧ 入国・在留目的コード

[redacted]

（イ）在留期間更新許可申請について

① 立証資料

a 在職証明書又は預貯金残高証明書等の滞在費支弁方法を立証する資料

b 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

c 国民健康保険等の保険証（写し）（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。） d 生活状況報告書（参考書式）

※ 通算して３年を超えて在留する者については、提出を要しない。

e 日本文化等習得状況報告書（参考書式）

f 通算１年を超えて在留しようとする者については、日本語能力Ｎ４相当以上を有することを立証する資料

g 通算３年を超えて在留しようとする者については、日本語能力Ｎ３相当以上を有することを証する資料（試験による証明に限る。）を求める。

② 審査

a 生活状況報告書及び日本文化等習得状況報告書等の資料により、申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動（週１回程度）を行っていたことを確認する。

（注）申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動を行っていなかった場合、そのことについて合理的理由が認められないときは、原則として在留期間の更新を認めない。

ただし、[redacted]

[redacted]

b　滞在費支弁能力について、入国・在留審査要領第１２編第２章第２８節第１の４（１）に準じて審査する。

c　通算１年を超えて在留しようとする者については、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

d　通算３年を超えて入国・在留しようとする者は、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認するほか、日本文化等習得状況報告書の内容から、在留期間中の活動を通じて、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることを確認する。

具体的には、日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していることを証明する試験に合格、日本文化（茶道、華道又は柔道等）に関する資格の取得、又は自治体の活動や地域住民との交流会などに継続的に参加し、地域社会の一員としての地位を確立していることなどが考えられる[redacted]

（注）[redacted]の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

e　素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する（前記ウ（ア）③ｅに同じ。）。

f　その他、入国・在留審査要領第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき審査する。

③　留意事項

a　日系四世受入れサポーターの変更

申請人が入国時又は前回の在留期間更新許可時の日系四世受入れサポーターと異なる日系四世受入れサポーターの支援を受けて在留しようとする場合は、変更する理由を確認し、[redacted]

[redacted]

b　在留期間

本制度による通算の在留期間及び日本語能力の確認時期（注）を考慮した上で、１年又は６月を決定する。

なお、本制度において活動することができる期間は、通算して５年であることから、最後の在留期間更新許可申請については、１年又は６月いずれかの在留期間のうち通算して５年を上回る最短の在留期間を付与することとなるが、残余の在留期間があっても、在留した期間が通算して５年に達した時点で、以後の活動は認められないことを適宜の方法により申請人に案内する。

（注）決定する在留期間中に通算して１年を超えて在留することとなる者は、日本語能力試験Ｎ４相当以上の日本語能力を有していることを確認し、また、決定する在留期間中に通算して３年を超えて在留することとなる者については、日本語能力試験Ｎ３相当以上の日本語能力を有していることを確認する必要がある。

c　「日系四世の方への手引き」及び「日系四世受入れサポーターの方への手引き」の周知

日系四世受入れサポーターに変更が生じた場合には「日系四世受入れサポータの方への手引き」を配布する。また、新規入国後も初回の在留期間更新許可時及び日系四世が本制度の趣旨を十分に理解していないと認められる場合には、改めて「日系四世の方への手引き」を配布する。

（ウ）在留資格「特定活動」（告示４３号）への在留資格変更許可申請

他の在留資格から在留資格「特定活動」（告示４３号）への在留資格変更許可申請の場合は、入国・在留審査要領第１０編第４章第２節第２の在留資格変更に係る特則に留意した上で、在留資格の変更を認めて差し支えない。

ただし、人数制限の把握のため、在留資格認定証明書の交付を受けた者からの在留資格変更許可申請を受付し、処分した場合には、[redacted]

エ　対象日系四世又は日系四世受入れサポーターからの相談等への対応

（ア）対象日系四世から日系四世受入れサポーターの適切な支援が受けられないとして相談があった場合には、双方から事情を聴取した上で必要な指導を行うとともに、[redacted]

また、賃金不払等の労働関係法令違反に係る相談を受けた場合は、労働基準監督署などの相談窓口を紹介するほか、悪質な関係法令違反と思料される場合には、労働基準監督署への通報を検討する。

（イ）対象日系四世が上記ア（オ）①の活動を行っていないなど在留状況に問題があるとして、日系四世受入れサポーターから相談又は報告があった場合には、双方から事情を聴取した上で必要な指導を行うとともに、[redacted]

（ウ）対象日系四世から日系四世受入れサポーターの支援を受けられなくなった旨の相談又は日系四世受入れサポーターから対象日系四世に活動支援を提供することが困難となった旨の報告があった場合には、新たな日系四世受入れサポーターが見つからなければ、引き続き在留することが認められず（通算して３年を越えて在留する場合を除く。）、３か月が経過したときは、在留資格の取消し（出入国管理及び難民認定法第２２条の４第１項第６号該当）の対象となり得ることを案内し、新たな日系四世受入れサポーターを見つけるよう指導する。

なお、日系四世受入れサポーターが不在の間の対象日系四世の活動状況の確認については、当該対象日系四世の住居地を管轄する地方出入国在留管理局において、少なくとも月１回は行うものとする。

（エ）本邦在留中の日系四世が日系四世受入れサポーターを変更しようとする場合は、新たに日系四世受入れサポーターとなる者から上記ウ（ア）②n ないし r の資料の提出を求め、上記イ（イ）の要件に適合することを確認した上で（※）、当該提出資料を直近の在留期間更新許可申請（在留期間更新許可申請がない場合は、在留資格認定証明書交付申請）の記録に追加登載する。

また、[redacted]

※ [redacted]

（オ）日系四世受入れサポーターを辞退したい旨の連絡を受けたときは、辞退申出書（参考書式）の提出を求め、当該提出資料を直近の入国・在留諸申請の記録に追加登載する。

また、[redacted]。

（カ）その他、本邦における生活等について相談を受けた場合には、関係機関を紹介するなど必要な情報を提供する。

オ　受付件数の報告について

各地方出入国在留管理局及び同支局（空港支局を除く。）においては、１か月に受け付けた在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請について、申請番号及び申請件数を翌月１０日までに、管下出張所分を含めて本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係宛て入管ＷＡＮメールにより報告することとする。

なお、在留資格認定証明書を添付して在留資格変更許可申請に及んだ場合は、在留資格認定証明書の交付数にのみ含めることとする。

カ　在留資格「定住者」（告示外）への在留資格変更許可申請

本制度を使って通算して５年間の活動を終了した者が在留資格「定住者」（告示外）への在留資格変更許可申請に及んだ場合には、次のとおりとする。

（ア）立証資料

①　日本語文化等習得状況報告書（参考書式）

②　日本語能力試験Ｎ２相当以上を有することを証明する資料

③　預貯金残高証明書、在職証明書又は雇用契約書（写し）

④　住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

⑤　国民健康保険等の保険証（写し）（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る。）

（イ）要件

①　本制度を使って日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活　様式を理解する活動を通算して５年間適切に行ったこと

②　日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していること

③　素行が善良であること

④　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

⑤ 公的義務（納税や出入国管理及び難民認定法に定める届出の義務）を適正に履行していること。

（ウ）審査

① 日本語文化等習得状況報告書及びこれまでの在留期間更新許可申請に係る記録により、申請人が日本語の習得を含む日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解する活動（週１回程度）を行っていたことを確認する。

② 日本語能力試験Ｎ２相当以上の日本語能力を有していることを確認する。

なお、日本語能力Ｎ２相当として取り扱う試験には以下のものが該当する。

ＢＪＴビジネス日本語能力テスト４００点以上

※ [redacted]の結果の真偽照会については、入国・在留審査要領第１２編第２章第１節第１１を参照すること。

③ 素行が善良であることについて、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の４のとおり審査する。

[redacted]

④ 預貯金残高証明書、在職証明書又は雇用契約書（写し）により、独立の生計を 営むに足りる資産又は技能を有していることを確認する。

⑤ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）により、申請人が納税義務を適正に履行していることを確認し、また、[redacted]出入国管理及び難民認定法に定める届出の義務を適正に履行していることを確認する。

⑥ その他、入国・在留審査要領第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき 審査する。

（エ）在留資格

定住者（告示外）

（オ）在留期間

初めて定住者（告示外）を許可する場合は、原則として１年を決定し、その後の在留期間更新許可申請においては、入国・在留審査要領第１２編第２章第３０節第１の３（２）エに準じて決定する。

（２６）外国人起業家（告示４４号）

ア 制度の内容

外国人起業家の受入れを促進し、受け入れた外国人起業家の確実な起業に繋げ、我が国の成長発展に寄与するため、「外国人起業活動促進事業に関する告示」（平成３０年経済産業省告示第２５６号。以下本項において「経済産業省告示」という。）に従って、地方公共団体又は民間事業者（以下本項において「地方公共団体等」という。）から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、出入国管理手続上、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認めるもの。

なお、当該「特定活動」を付与された外国人は、２年を超えない範囲で、在留資格「経営・管理」に係る要件を満たすことを目的とし、貿易その他事業の経営を開始するための事業所の確保その他の起業準備活動を行うことができることとしている。

イ　外国人起業活動促進事業の概要

経済産業省告示により、以下のとおり定められている。

（ア）外国人起業活動管理支援計画の認定

経済産業大臣は、外国人起業活動促進事業を行おうとする地方公共団体等から提出された外国人起業活動管理支援計画を審査し、外国人に対する支援等の内容が適当であると確認された場合、当該外国人起業活動管理支援計画を認定する。

なお、外国人起業活動促進事業を実施する地方公共団体等を「外国人起業促進実施団体」という。

（イ）外国人起業促進実施団体による起業準備活動計画の確認

起業をしようとする外国人は、外国人起業促進実施団体である地方公共団体等に対し起業準備活動計画の確認申請又は確認更新申請をする。

申請を受けた地方公共団体等は、経営に関し見識を有する者の意見を聴いた上、以下のａ及びｂのいずれにも該当（確認更新申請時においてはａに該当）すると認めたときには、当該外国人に対し、起業準備活動確認書（確認更新申請時にあっては、起業準備活動確認書（更新用）。いずれも参考様式）を交付する。

ａ　申請時において、次のいずれにも該当するものであること

（ａ）特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家の行う起業準備活動が、我が国（外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体等である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

（ｂ）特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家の行う起業準備活動に係る計画が適正かつ確実なものであること。

（ｃ）当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後１年以内（在留期間の更新後にあっては６月以内）に次のいずれにも該当する見込みがあるものであること。

ｉ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

ii　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が３，０００万円以上であること。

（ｄ）当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後又は在留資格の変更後１年以内（更新申請時にあっては６月以内）に本邦に有することとなる見込みがあること。

（ｅ）次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。

ｉ　申請する者の行う起業準備活動の期間

ii　申請する者が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であって、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもって在留した期間

（ｆ）申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていること。

ｂ　申請人が、次のいずれかに該当すること。

（ａ）事業の経験又は管理について１年以上の経験を有していること。

（ｂ）経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していること

ウ　立証資料

（ア）在留資格決定時

①　起業準備活動計画確認証明書の写し（有効期間内のものに限る）
②　外国人起業促進実施団体からの確認を受けた起業準備活動計画の写し
③　②の起業準備活動計画に添付した資料
④　上記イ（イ）ｂを証明する資料
⑤　その他参考となる資料

（イ）在留期間更新時

①　起業準備活動計画確認証明書（更新用）の写し（有効期間内のものに限る。）

② その他参考となる資料

エ 審査のポイント

（ア）在留資格の決定時

申請人が行おうとする起業のための準備活動は、地方公共団体等が起業準備活動計画書を審査することによって、申請人が経済産業省告示に定める要件に適合しているものとみなされるため、[redacted]特段の疑義がない限り、有効な起業準備活動確認書の写しが提出されていることをもって、当該活動を行うものと判断して差し支えない。

なお、起業準備活動計画を申請する外国人に係る要件として、学歴又は職歴に係る要件が挙げられているところ、[redacted]

過去に申請人が外国人起業活動促進事業又は特区事業を利用したことがある場合は、それらの事業を活用して在留した期間を合算して２年を超えないように留意する。

その他、第９編第１章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（イ）在留期間更新時

[redacted]特段の疑義がない限り、有効な起業準備活動確認書（更新用）の写しが提出されていることをもって、引き続き当該活動を行うものと判断して差し支えない。

なお、経済産業省告示第８により、外国人起業促進実施団体は、特定外国人起業家に係る起業準備活動の実施状況等について確認し、区域を管轄する地方出入国在留管理局に報告することとされていることから、当該報告の内容については、審査の参考とすること。

過去に外国人起業活動促進事業又は特区事業を利用したことがある場合は、それらの事業を活用して在留した期間を合算して２年を超えないよう留意する。

その他、第１０編第４章第３節に基づき審査する。

オ 在留期間

（ア）在留資格の決定時

「１年」を決定する。

ただし、外国人起業促進実施団体が、上陸後又は在留資格の変更後６月以内に、当該起業準備活動に係る事業の規模が在留資格「経営・管理」の要件に該当する見込みがあると判断した場合は、「６月」を決定する。

過去に外国人起業活動促進事業又は特区事業による在留歴がある場合には、それらの事業を活用して在留した期間の累計と今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する。

（イ）在留期間更新許可申請時

「６月」を決定する。

カ　入国・在留目的コード

[redacted]

キ　指定する活動

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）第５の認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に基づき、起業準備活動計画の確認を受けた者が、下記の外国人起業促進実施団体の管理又は支援の下二年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

記

外国人企業促進実施団体名（地方公共団体等名）

ク　その他（ア）申請代理人

a　当該申請をする外国人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員又は当該事務所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）

b　当該申請に係る起業準備活動について起業準備活動計画の確認をした外国人起業促進実施団体の職員

（イ）　資格外活動

資格外活動は認めない（起業準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開

始した後引き続き当該事業の経営を行う活動により報酬を受ける活動は、資格外活動には当たらない。)。

ケ　留意事項

（ア）在留期限内の確実な処分

「特定活動（告示４４号)」においては、在留資格決定時に原則「１年」、在留期間更新時には「６月」を許可することとしている。この場合において特例期間が生じた場合、最後の在留期間更新時に「６月」の許可とすべきところ、同資格による通算の在留期間が２年を超えてしまうため、これを許可することができないこととなる。これを予防するため、本事業を目的とした在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請（特区事業によって「経営・管理」の在留資格が許可された者からの申請に限る。）を受け付けた際は、当該申請について即日処理するなど、在留期限内の確実な処分に努める。

（イ）告示改正後初回更新時の申請種別

令和７年１月１日に「特定活動（告示４４号)」の告示が改正された。改正前後では指定する活動が異なるため、本来であれば在留資格変更許可申請として受け付けるところ、実質的な活動内容が変わらないこと、在留資格変更許可申請とすると申請者の混乱を招く可能性が考えられることから、「特定活動（告示４４号)」の在留資格をもって在留する者について、今後、初回の更新の際は、在留期間更新許可申請として受け付ける。

なお、指定書については、改正後のものに差し替えるよう留意する。

（２７）特定外国人起業家の配偶者等（告示４５号）

ア　該当範囲

特定外国人起業家の上記（２６）キに規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

イ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　滞在費を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　滞在費を明らかにする資料

ウ　在留期間

上記（６）エのとおり決定する。

エ　入国・在留目的コード

[redacted]

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第四十四号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ　資格外活動

第１０編第２章第２節第２の４と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（２８）本邦大学等卒業者（告示４６号）

ア 該当範囲

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づき、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であって、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要な業務）を除くもの。

なお、ここでいう「業務独占資格が必要な業務」とは、企業の市場参入規制に相当する、個人の特定の市場への参入を規制する目的を持つものを意味する。

イ　用語の定義

（ア）「本邦の公私の機関」、「契約」及び「常勤の職員」については、第１節を参照。

（イ）「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、日本語を活用し、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味し、通訳を兼ねた外国人観光客対応や、日本語能力が低い他の外国人従業員に対する指導などが含まれる業務をいう。

そのため、単に雇用主からの作業指示や日本語で記載された業務マニュアル等を理解して行うだけの業務では、円滑な意思疎通を要する業務とはいえない。

（ウ）「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力」とは、具体的には、独立行政法

人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のＮ１のレベルに合格する能力である。また、同試験のほか、他の日本語能力に関する試験でこれと同等の能力を有していると考えられるものとして、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」において４８０点以上を得点した者が対象となる。

なお、現時点においては、上記いずれかの試験に係る合格・成績証明書を提出させて確認する。

（注）日本語能力試験については、旧試験制度の「１級」も対象となる。

（エ）「（上記（ウ）の能力を有することを）試験その他の方法により証明されていること。」の「その他の方法」とは、現時点においては、日本語を専攻して大学を卒業していることの証明が該当する。この場合においては、外国の大学を含む。

なお、「日本語を専攻して」については、第９節第２の３を参照。

（オ）「本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに規定する専修学校の専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。」とは、従事しようとする業務内容に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は今後当該業務を行うことが見込まれることを意味する。

ウ　立証資料

（ア）在留資格決定時

①　申請人の学歴等を証明する文書

a　本邦の大学卒業者又は大学院修了者

卒業（修了）証書（写し）又は卒業（修了）証明書（学位の確認が可能なものに限ります。）

b　本邦の短期大学若しくは高等専門学校を卒業又は専門職大学の前期課程を修了し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、学士の学位を授与された者

（ａ）本邦の短期大学又は高等専門学校卒業者については卒業証書（写し）又は卒業証明書、専門職大学前期課程修了者については修了証書（写し）又は修了証明書

（ｂ）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が交付した学位記（写し）又は学位授与証明書

ｃ　認定専修学校専門課程を修了し、高度専門士の称号を付与された者

高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書

② 日本語能力試験Ｎ１又はＢＪＴビジネス日本語能力テスト４８０点以上の成績証明書（写し）

なお、外国の大学において日本語を専攻した者については、当該大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書（学部・学科、研究科等が記載されたものに限る）

③ 労働契約を締結する場合は、労働基準法第１５条第１項及び同法施行規則第５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

④ 雇用理由書（日本語を活用した業務及び大学において修得した知識を活用した業務について説明した文書（所属機関が作成したもの））

なお、上記③に記載された業務内容から、日本語を用いた業務等、本制度に該当する業務に従事することが明らかな場合は、免除して差し支えない

⑤ 勤務先の事業内容及び申請人が従事する事業分野が分かる資料（会社のパンフレット、ホームページの写し若しくはその他の勤務先等の作成した文書、写真等若しくは案内書等又は登記事項証明書）

（注）必ずしも登記事項証明書を求める必要はなく、申請人が従事しようとする業務が判別できる程度の資料で足りる。

⑥ 課税証明書及び納税証明書（証明書を取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）ただし、他の就労資格からの在留資格変更許可申請又は、転職による在留資格変更許可申請に限る。

（注）転職による在留資格変更許可申請については、①及び②は求めない。

（イ）在留期間の更新時

① 課税証明書及び納税証明書（証明書を取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）

② その他参考となる資料

エ　審査のポイント

（ア）在留資格決定時

① 雇用契約書、雇用理由書等の所属機関が作成した文書（写しを含む。）から、申請人が本邦において行おうとする活動が、告示４６号の活動の範囲に該当することを確認する。

② 告示別表第１１の要件に該当することを立証資料により確認する。

③ その他、第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（注）大学における専攻と従事しようとする業務内容の関連性は問わない。

※ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４６号)」と記入した上で、同証明書の裏面に「指定する活動」を記載しておくこととする。

（イ）在留期間の更新時

前回申請時に提出された資料から報酬内容を確認した上で、今回提出された課税証明書・納税証明書と照合し、適正な報酬を受けていることを確認する。なお、昇給についても念頭において審査をすること。

その他、第１０編第４章第３節に基づき審査する。

（ウ）留意事項（共通）

① 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。」については、第１節第２の３に規定されているところ、「他の企業の同種の職種の賃金」の確認については、「民間給与実態統計調査」（国税庁公表)、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省公表)、「民間給与の実態」（人事院公表）等の公的機関による各種公表資料についても参考とする。

また、申請人が、他の職員よりも語学に関する能力が高く採用されたことを背景としている場合、それらが加味された報酬となっているかを確認する。

なお、本件については、既に出国した元留学生についても対象となるが、これらの者が本国等において経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっているかについても慎重に確認することとする。

② 「日本語能力試験」の結果の真偽照会については、第１２編第２章第１節第１１参照。

オ 在留期間

在留期間	運用

５年	次のいずれにも該当するもの。 ① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ② 別表第一の「教授」から「技能」までの在留資格又は特定活動」（本邦大学卒業者）で、３年以上の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き当該活動に該当する活動を通算３年以上行っているもの ③ 就労予定期間が３年を超えるもの ④ 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの

３年	次のいずれかに該当するもの。 ① 次のいずれにも該当するもの a 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） b 別表第一の「教授」から「技能」までの在留資格又は「特定活動」（本邦大学卒業者）で、引き続き２年以上当該在留資格に該当する活動を行っているもの c 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの ② ５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当すること a 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの b 過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの c 就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ③ ５年、１年、６月又は３月の項のいずれにも該当しないもの （注）ただし、１年の項の①を除く。

１年	次のいずれかに該当するもの。 ①　「特定活動」（本邦大学卒業者）を初めて決定されるもの及び初回の在留期間更新に係るもの （注）５年の項の②、３年の項①ｂを除く。 ②　３年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれかに該当しないこと ａ　申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの ｂ　過去の申請内容から、適正な報酬を受けていることに特段の疑義がないもの ③　（申請人の）職務上の地位及び活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１年に１度確認する必要があるもの ④　就労予定期間が６月を超え１年以内であるもの
６月	就労予定期間が３月を超え６月以内であるもの
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

※２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

※３　他の就労資格の在留期間更新許可申請が不許可（終止）処分となり、「特定活動」（出国準備期間）からの申請に及ぶ者については、従前の就労資格から直接、在留資格変更許可申請があったものとみなして在留期間の決定をして差し支えない。

カ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を

要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機　関　名：

本店所在地：

キ　入国・在留目的コード

[redacted]

（２９）本邦大学等卒業者の配偶者等（告示４７号）

ア　該当範囲

「特定活動」（本邦大学等卒業者）に掲げる活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

イ　立証資料

（ア）次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に変更がない場合で住民票の提出があるときは、免除して差し支えない。）

①　戸籍謄本

②　婚姻届受理証明書

③　結婚証明書

④　出生証明書

⑤　上記①から④までに準ずる文書

（イ）扶養者の在留カード、旅券の写し又は住民票（注）旅券の写しについては、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期

間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

（ウ）扶養者の職業及び収入を証する次の文書

① 在職証明書

② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

ウ 在留期間

上記（６）エのとおり。

エ 指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）第四十六号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

オ 入国・在留目的コード

[redacted]

カ 在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示４７号）」と記入する。

キ 資格外活動

第１０編第２章第２節第２の５と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（３０）スキーインストラクター（告示５０号）

ア 該当範囲

一定の資格を有する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

イ 立証資料

（ア）公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「ＳＩＡ」という。）が認定するアルペンスキー・ステージⅠからアルペンスキー・ステージⅣまでのいずれかの資格又はＳＩＡがこれと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格（注）を有することを証明する文書

（注）対象となる資格については、入管ＷＡＮ「在留審査情報統合掲示板」に掲載する。

（イ）申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料

a　労働契約を締結する場合は、雇用契約書並びに労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第１項及び労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条の規定に基づき労働者に交付される労働条件を明示する文書

b　雇用以外の契約に基づいて業務に従事する場合は、業務従事に係る契約書

（ウ）契約先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書その他契約先等が作成した文書又は登記事項証明書

ウ　審査のポイント

（ア）申請書の記載及び上記アの資料から、申請人が本邦において行おうとする活動が、告示第５０号の活動に該当することを確認する。

（イ）申請書の記載及び上記アの資料から、申請人が、告示別表第１２に掲げる要件のいずれにも該当することを確認する。

（ウ）その他、第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

エ　在留期間の更新

スキーシーズンのみにおける期間限定の滞在を前提としているため、在留期間の更新は原則として認めない。ただし、在留期間「３月」を決定された者については、合理的な理由がある場合に限り、１回の更新を認める。

オ　決定する在留資格

「特定活動」

カ　在留期間

（ア）予定する活動期間が３月を超える場合は、「６月」

（イ）予定する活動期間が３月以内の場合は「３月」

キ　入国・在留目的コード

[redacted]

ク　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

ケ　在留資格認定証明書を交付する際の留意点

在留資格認定証明書を交付する際は、在留資格の欄に「特定活動（告示５０号）」と記入する。

（３１）未来創造人材（告示５１号）

ア　対象者の要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

（ア）大学格付３機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー（中国））の大学ランキングのうち２つ以上において１００位以内の大学又は当該大学の大学院（以下「大学等」という。）を卒業（大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与された場合を含む。以下同じ。）していること。

（イ）在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点において、上記（ア）に規定する大学等を卒業してから５年以内であること。

（ウ）在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の時点において、申請人の預貯金の額が日本円に換算して２０万円以上であること。

イ　在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　上記ア（ア）に規定する大学等を卒業したこと及び当該大学等卒業後５年以内であることを証する文書（卒業証明書等）

b　滞在当初の生計維持費として２０万円相当額を所持していることを証する資料（預金通帳写し等）

c　経歴書（別添参考）

d　滞在予定表（別添参考）

（イ）審査

上記（ア）の立証書類等から、申請人が次のいずれの要件にも該当していることを確認する。その他、入国・在留審査要領（以下「入在要領」という。）第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

a　上記ア（ア）に規定する大学等を卒業したこと。

b　大学等卒業後５年以内であること。

c　申請人が本邦における就職・起業の準備に係る活動を行うこと。

d　生計維持費として２０万円相当額を所持していること。

e　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度（「特定活動（継続就職活動）」、外国人起業活動促進事業、国家戦略特区創業活動促進事業、「特定活動（卒業後起業活動）」、JETRO の支援する事業に係る特例、地方公共団体の起業支援対象者に係る特例。以下同じ。）を利用したことがないこと。利用したことがある場合は、その際付与された在留期間の累計が１年６月以内であること。

f　安全保障貿易管理上の懸念がないこと。

（ウ）決定する在留資格

「特定活動」（特定活動告示第５１号）

（エ）在留期間

a　原則「１年」を決定する。

b　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度による在留歴がある場合には、その際付与された在留期間の累計と今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する。

c　滞在予定期間が６月以内である場合又は在留状況を６月に１度確認する必要がある場合は、「６月」を決定する。

（オ）指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５１号に掲げる要件のいずれにも該当する１８歳以上の者が、本邦において２年を超えない期間滞在して行う、就職活動及び本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動（以下「起業準備活動」という。）並びにこれらの活動を行うために必要な資

金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動並びに起業準備活動に付随して行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（カ）入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　在留期間更新許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　就職活動・起業準備活動を行っていることを明らかにする資料

b　滞在予定表（別添参考様式）

（イ）審査

上記ウ（ア）の立証書類等から、申請人が次のいずれの要件にも該当していることを確認する。その他、入在要領第１０編第１章第３節に基づき審査する。

a　申請人が就職・起業準備活動に従事すること。

b　過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度を利用したことがある場合は、その際付与された在留期間の累計と今次付与する在留期間との合計が２年以内であること。

c　在留状況が良好であると認められること。

d　安全保障貿易管理上の懸念がないこと。

（ウ）在留期間

a　原則「１年」を決定する。

b　今次付与する期間との合計が２年を超えないように「１年」又は「６月」を決定する（過去に本件未来創造人材制度又は類似の制度による在留歴がある場合も同様とする。）。

c　滞在予定期間が６月以内である場合又は在留状況を６月に１度確認する必要がある場合は、「６月」を決定する。

（３２）未来創造人材の配偶者又は子（特定活動告示第５２号）

ア　対象者の要件

上記（３１）の未来創造人材として在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として日常的な活動を行うものであること。

（注１）「配偶者」には、内縁の者は含まれない。

（注２）「子」には、成年に達した者及び養子も含まれる。

（注３）「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

イ　在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請の取扱い

（ア）立証書類

a　次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書

①　戸籍謄本

②　婚姻届受理証明書

③　結婚証明書

④　出生証明書

⑤　上記①から④までに準ずる文書

b　扶養者の在留カード又は旅券の写し

（イ）審査

入在要領第９編第２章第３節及び第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（ウ）決定する在留資格

「特定活動」（特定活動告示第５２号）

（エ）在留期間

a　在留資格認定証明書交付申請の場合は、交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する（ただし、中長期在留者となるよう決定する在留期間は「４月」以上とする。）。なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

b　在留資格変更許可申請の場合は、許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位で決定する（ただし、中長期在留者となるよう決定する在留期間は「４月」以上とする。）。

（オ）指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５１号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　在留期間更新許可申請の取扱い

（ア）立証書類

扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

（イ）審査

入在要領第１０編第１章第３節に基づき審査する。

（ウ）在留期間

上記イ（エ）b のとおり。ただし、「在留資格変更許可申請」を「在留期間更新許可申請」と読み替えることとする。

エ　資格外活動

第１０編第２章第２節第２の５と同様、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的又は個別的に資格外活動を許可する。

（３３）デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）（告示５３号）

ア　用語の意味

（ア）「外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動」外国の公私の機関との雇用契約に基づいて、本邦においてリモートワーク等に従事し、報酬を受ける活動

（イ）「外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）」外国の公私の機関における貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する者（フリーランスや個人事業主を含む。）が行う国際的なリモートワーク。本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受ける活動や、本邦に事業の基盤を有して行う物品の販売・役務提供等は認められないが、個人事業主が事業の一部として本邦の公私の機関及び本邦の個人向けに売買契約を締結することは、あくまで国外事業の経営の一部として許容され得る（注）。

（注）国内労働市場へ影響しない範囲での活動に限られることから、本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除いているが、例えば、インターネット上で国際的に販売業、ｅコマースを行っている場合で、外国の公私の機関に加えて、事業の一部として本邦の公私の機関や個人と売買契約を締結することは許容され得る。

他方で、本邦の公私の機関や個人と雇用契約や委任契約等を締結して役務提供することは、本体活動の内容として認められない。そのため、日本国内向けに、ＩＴディベロッパー等としてシステム開発・納品、コンサルティング業務、オンラインでの外国語指導、インフルエンサーとしてＳＮＳ上で商品の宣伝活動を行うことは許容されない。

（ウ）「本邦に上陸する年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において開始し、又は終了する十二月の期間の全てにおいて、本邦での本号に規定する活動を指定されて滞在する期間が六か月を超えないこと」

滞在期間が複数年にまたがる場合、同一年内に収まる場合のいずれの場合であっても本邦での滞在期間が６月を超えないことを要する。

なお、この６月の滞在期間には、「短期滞在」等の他の在留資格における滞在期間は含まれないため、告示５３号で本邦に入国する日の直近６月以内に「短期滞在」等の他の在留資格での入国歴があっても差し支えない。

（エ）「申請の時点において」

「申請の時点において」は、「上陸申請の時点」を指す。

（オ）年収が千万円以上であること

申請時点で、納税証明書等の立証資料を提出することが可能な直近の年収が千万円以上であることを要する。したがって、本邦入国後の年収が千万円を下回る場合であっても、当該要件の該当性が否定されるものではない。

イ 該当範囲

（ア）対象となる者

次のいずれにも該当する者

① 告示別表第十四に掲げる国籍者等であること。

② 申請の時点において、申請人の年収が日本円に換算して千万円以上（配偶者又は子が告示５４号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとしている場合にあっても、年収要件の金額加算は行わない。）であること。

③ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

６月を超えない期間滞在して行う国際的なリモートワーク等に従事する活動（資格外活動不可）

（ウ）滞在期間

６月（更新不可）

ウ　立証資料

①　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における連絡先、活動内容及び滞在期間に係る記述を含む。）

（注１）本邦入国後の活動内容等を在留資格認定証明書交付申請書の「具体的な在留目的」の欄又は活動予定表（参考様式）に記入させる。

（注２）年収額を偽って申告し在留資格認定証明書の交付又は査証の発給を受けて、上陸許可の証印等を受けた場合は、在留資格の取消しの対象となる。

②　申請人が就労した国等において発行された納税証明書又は所得証明書、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約書、取引先との契約書（契約金額が明記されているもの）、年収に係る入金が分かる申請人名義の銀行等の預貯金口座の資料（預貯金通帳等の写し）、その他、これらに相当する年収額が分かる資料

（注）原則として納税証明書又は所得証明書において年収額を確認することとし、納税証明書等の提出ができない場合は、雇用契約書や預貯金通帳口座の写し等により年収額を確認することとする。提出資料から年収額について、不審な点が認められる場合（[redacted]）は、年収額の詳細を明らかにする資料の提出を求める。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また補償内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

なお、申請人名義のクレジットカードに付帯する保険で当該補償内容を担保できる場合は、当該補償内容等を証明する資料等の提出を求める。

エ　審査

①　旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第十四に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

②　在留目的が、上記ア（ア）又は（イ）に該当する活動であることを確認する。

③　年収が千万円以上であることを確認する。

（注１）提出された資料では年収要件を満たさないが、申請書等における申告額は年収要件を満たしているときは、当該申告のあった年収額を有することを明らかにする資料の提出を求める。

（注２）[redacted]

④　申請人が加入する民間保険（申請人名義のクレジットカードに付帯する保険を含む。）について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が補償の対象となっていること、当該保険の傷害・疾病への治療費用補償額が千万円以上であること及び本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（注）クレジットカード付帯保険の場合には、保険適用条件を確認し、本邦在留中の活動が補償対象となることが担保されていることを確認する。例えば、旅行代金の一部を当該クレジットカードで支払うことが保険の適用条件となっている場合には、当該クレジットカードで支払った旅行代金の領収証等の提出を求める。

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５３号に掲げる要件のいずれにも該当する者が、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）

カ　在留期間

「６月」とする。

※　更新不可

キ　その他の留意事項

（ア）本号に係る在留資格認定証明書交付申請については、代理人に係る規定を設けていないことから、原則本人からの申請を想定している。

（イ）本号に該当する外国人は、中長期在留者には該当しないものの、最長６月の在留が想定されることから、災害等の非常時に申請人と連絡を取ることができる手段を確保する観点から、申請時に連絡先（日本国内で連絡することが可能な電話番号及びメールアドレス）を記載させる。

（ウ）資格外活動許可申請及び本号への在留資格変更申請があった場合は、制度の趣旨に鑑み、原則としてこれを認めない。

（３４）デジタルノマド（国際的なリモートワーク等を目的として本邦に滞在する者）が帯同する配偶者又は子（告示５４号）

ア 用語の意味

（ア）「帯同する」

必ずしも告示５３号に該当する者と同時に入国する必要はない。なお、本号に該当する配偶者又は子が、告示５３号に該当する者に先行して単独で入国すること、又は告示５３号に該当する者が出国した後に単独で本邦に在留することは認められない。

（イ）扶養を受ける配偶者又は子

「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあっては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあっては扶養者の監護養育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者も含まれない。

（注）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。

社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

イ　該当範囲

（ア）告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者が帯同する扶養を受ける配偶者又は子であって、次のいずれにも該当する者

①　告示別表第十五に掲げる国又は地域の国籍者等であること。

②　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

（イ）活動範囲

６月を超えない期間、告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者に同行し、扶養を受ける配偶者又は子が行う日常的な活動

（ウ）滞在期間

６月（更新不可）

ウ　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者との身分関係を証する文書

②　具体的な在留目的を明らかにする資料（本邦における連絡先、活動内容、滞在期間及び同行者に係る記述を含む。）

（注）本邦入国後の活動内容等を在留資格認定証明書交付申請書の「具体的な在留目的」の欄又は活動予定表（参考様式）に記入させる。

③　民間の医療保険に加入していることを証明する資料

（注）本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっており、また補償内容に本邦滞在中の死亡、負傷、疾病に罹患した場合が含まれているもの。

なお、申請人等名義のクレジットカードに付帯する保険で当該補償内容を担保できる場合は、当該保証内容等を証明する資料等の提出を求める。

エ　審査

（ア）在留資格決定の場合

① 旅券等の写しにより、申請人が、告示別表第十五に掲げる国又は地域の国籍者等であることを確認する。

② 告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者の配偶者又は子であることを確認する。

（注）本号の規定により在留が認められる「扶養を受ける配偶者又は子」については、上記ア（イ）を参照。

③ 在留目的が上記イ（イ）に該当する活動であることを確認する。

④ 申請人等が加入する民間保険（申請人等名義のクレジットカードに付帯する保険を含む。）について、本邦滞在中に死亡、負傷、疾病に罹患した場合が補償の対象となっていること、当該保険の傷害・疾病への治療費用補償額が千万円以上であること及び本邦の滞在予定期間に応じた保険期間となっていることを確認する。

（注１）クレジットカード付帯保険の場合には、保険適用条件を確認し、本邦在留中の活動が補償対象となることが担保されていることを確認する。例えば、旅行代金の一部を当該クレジットカードで支払うことが保険の適用条件となっている場合には、当該クレジットカードで支払った旅行代金の領収証等の提出を求める。

（注２）告示５３号に掲げる活動を指定されて本邦に在留し又は在留しようとする者が有する民間保険における家族補償による場合は、当該者が有する民間保険の補償範囲等を確認する。

オ　指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の第５３号に掲げる活動を行う次の者の扶養を受ける配偶者（又は子）として、短期滞在査証免除国のうち、同告示別表第十五に掲げるものの国籍者等であって、かつ、同号ニに該当するものが、本邦において６月を超えない期間滞在して行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 等：

氏　　名：

生年月日：

（注）上陸許可時に交付する指定書に記載する氏名等については、活動予定表（参考様式）又は告示第５３号の者の旅券の写しに記載された告示第５３号の者の氏名等により電算記録を検索し（家族が同時に入国する場合など、当該配偶者の旅券を確認できる場合は、当該旅券により）当該配偶者（告示第５３号の者）を特定して記載する。この際、本号に掲げる活動を指定されて本邦に入国しようとする者が単独で入国しようとする場合は、当該配偶者（告示第５３号の者）が本邦に在留していることを併せて確認する。

カ　在留期間

原則６月（更新不可）

（注）在留資格認定証明書交付申請の場合は、交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合は許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から１月を超えない期間を月単位で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合にあっては、扶養者と同じ在留期間を決定する。

キ　その他の留意事項

上記（３３）キに同じ。

３　告示外特定活動

特定活動において指定する活動としては、特定活動告示に規定する活動のほか、就職先内定者及びその家族の継続在留活動（第２１節参照）、出国準備のための活動（第１０編第１章第４節参照）、人身取引等被害者の在留活動（同第３節参照）があるが、これ以外の活動を特に指定する必要があるときは、下記第２の２ないし１０に例示するものを除き、個別に法務大臣に請訓する。

ただし、取扱いについて別途通知されているものを除く。

第２　応用・資料編

１　特定活動告示

（１）台湾日本関係協会職員とその家族（告示３号）

本邦事務所の名称、所在地等は次のとおり。

ア　台北駐日経済文化代表處（０３－３２８０－７８１１）
東京都港区白金台５－２０－２

イ　台北駐日経済文化代表處横浜分處（０４５－６４１－７７３６～８）
横浜市中区日本大通り６０　朝日生命横浜ビル２階

ウ　台北駐大阪経済文化弁事處（０６－６４４３－８４８１～７）
大阪市西区土佐堀１－４－８日栄ビル４階

エ　台北駐大阪経済文化弁事處福岡分處（０９２－７３４－２８１０）
福岡市中央区桜坂３－１２－４２

オ　台北駐日経済文化代表処那覇分處（０９８－８６２－７００８）
那覇市久茂地３－１５－９アルテビル那覇６階

カ　台北駐日経済文化代表処札幌分處（０１１－２２２－２９３０）
札幌市中央区北４条西４丁目１番地伊藤ビル５階

（２）国際仲裁代理

本邦の公私の機関ではないもの（事業主体性のない個人）との契約に基づき国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士について、平成８年８月３０日、特定活動告示に追加した。

ア　特許関係に関する国際仲裁代理を行わせるために、一個人が外国弁護士と契約した場合のように、当該依頼主が事業主体性を有しない場合、「本邦の公私の機関」に当た

らないことから、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格には該当しないこととなる。本改正ではこのような場合でも、外国弁護士の入国が可能となるよう改正告示を追加したものである。

（ア）依頼主が外国にあるもの（企業であると個人であるとを問わない。）である場合には、我が国で報酬を受ける活動に従事するものではないので、在留資格「短期滞在」を付与する（「短期商用」の一類型である。）。

（イ）依頼主が我が国の企業等「本邦の公私の機関」（事業主体性を有する個人を含む。）である場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を付与する。

（ウ）依頼主が外国にあるものではなく、かつ、「本邦の公私の機関」に該当しないもの（単なる一個人である場合等。したがって、事業主体性を有するものは除かれる。）である場合には、在留資格「特定活動」を付与することとなる。

イ　我が国において国際仲裁代理を行う外国弁護士については、上記（ａ）～（ｃ）で示したように依頼主に応じて３種類の在留資格に分けられるところ、このうち「短期滞在」以外の在留資格に該当するものについては、在留資格認定証明書の交付を受け、又は同証明書の交付を受けることなく在外公館限りで就業査証の発給を受ける必要がある。この点については、本省司法法制部や在外公館等のルートを通じて広報がなされる予定であるが、我が国の企業、個人から地方出入国在留管理局に対して国際仲裁事件に関係する外国弁護士の入国手続に関する照会があった場合には、上記に十分留意した上で説明を行う。

また、外弁法第５８条の２により、国内において雇用される場合は除かれることから外国弁護士が数か月以上在留する可能性は低いものと見込まれるが、仮に国際仲裁代理のために引き続き在留する必要がある旨の申立があった場合には、たとえ「短期滞在」の在留資格であったとしても在留期間更新許可申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける（米国人の査証免除事案にあっても同じ。）。

なお、外弁法第５８条の２においては、外国弁護士が国際仲裁代理が認められるのは「外国において依頼され又は受任する」ことを要件としているところ、当初正式な受任契約がないとして「短期滞在」で入国する場合も考えられる。このような場合で、入国後に正式の受任契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」への在留資格の変更申請があったときには、上記と同じく当該申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける。

（３）インターンシップ

ア　インターンシップ（外国の大学生等が学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動）に従事しようとする者には、従来、在留資格「文化活動」又は「短期滞在」を付与してきたが、本告示施行（平成１１年１０月１日）後は、本邦の公私の機関から報酬を受ける場合にあっては、「特定活動」の在留資格を付与する。

イ　本邦の公私の機関から報酬を受けない場合（生活手当等の支給を受けることは妨げない。）にあっては、滞在期間が９０日を超える場合は、「文化活動」の在留資格を、滞在期間が９０日を超えない時は「短期滞在」の在留資格を付与する。

ウ　インターンシップ（文化活動又は短期滞在の在留資格を決定する場合を含む。）の審査に当たっては、特定活動第９号の審査の留意点を参照して、審査する。

（４）特定研究等活動又は特定情報処理活動の両親若しくはその配偶者の両親

ア　扶養者との同居

「親」は、扶養者と同居し扶養を受ければ足りる。したがって、配偶者の「親」であっても、扶養者と同居し扶養を受ければ（当該配偶者と同居しなくても）要件を満たすこととなる。

イ　外国における同居・扶養

「親」は、外国において扶養者と同居し、その者の扶養を受けていたことが要件となる。

したがって、配偶者の「親」であっても、扶養者と同居しその者の扶養を受けていたことが要件となる。

ウ　扶養者と共に転居

（ア）現に外国において扶養者と同居し扶養されている「親」が、当該扶養者と同時に上陸申請する場合、「扶養者と共に本邦に転居をする」という要件を満たすことは明らかであるが、特段の事情（注）により「親」が扶養者と同時に上陸申請しない場合であっても、在留資格認定証明書交付申請の審査において、扶養者との同居事実及び扶養者と共に本邦に転居をする意思を有することが確認され、同証明書が交付されている場合には、この要件を満たすこととなる。

（注）「特段の事情」とは、扶養者が日本の生活事情の把握や住居探しのため２～３か月先に一人だけ入国している場合などが挙げられる。

なお、扶養者の入国前に「親」だけが上陸申請した場合は、当該「親」は本件告示の対象とならない。

（イ）特定研究活動者等が既に本邦で活動を行っているにもかかわらず、「親」が単独で外国での生活を継続している場合（特定研究活動者等が、来日後に「親」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合を含む。）には、当該「親」は本件告示の対象とはならない。

２　告示外特定活動（特定活動に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの）

【留意事項】

（１）立証資料

告示外指定活動（先例）に係る「立証資料」については、下記のそれぞれの条件を満たしていることが確認できる文書を適宜提出させる。

（２）在留期間

ア　現在指定されている活動による「特定活動」への在留資格変更後３年が経過する場合で、在留状況に特段の問題が認められないときは、「３年」の期間を決定する。

イ　在留資格変更により、新たに「特定活動」の在留資格を決定する場合及び上記ア並びに下記ウ及びエに該当しない場合は、「１年」の期間を決定する。

ウ　予定滞在期間が３月を超え６月以内の場合は、「６月」の期間を決定する。

エ　予定滞在期間が３月以内の場合は、「３月」の期間を決定する。

オ　本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者としての活動を行う者については、上記アからウにかかわらず、以下のとおり在留期間を決定する。

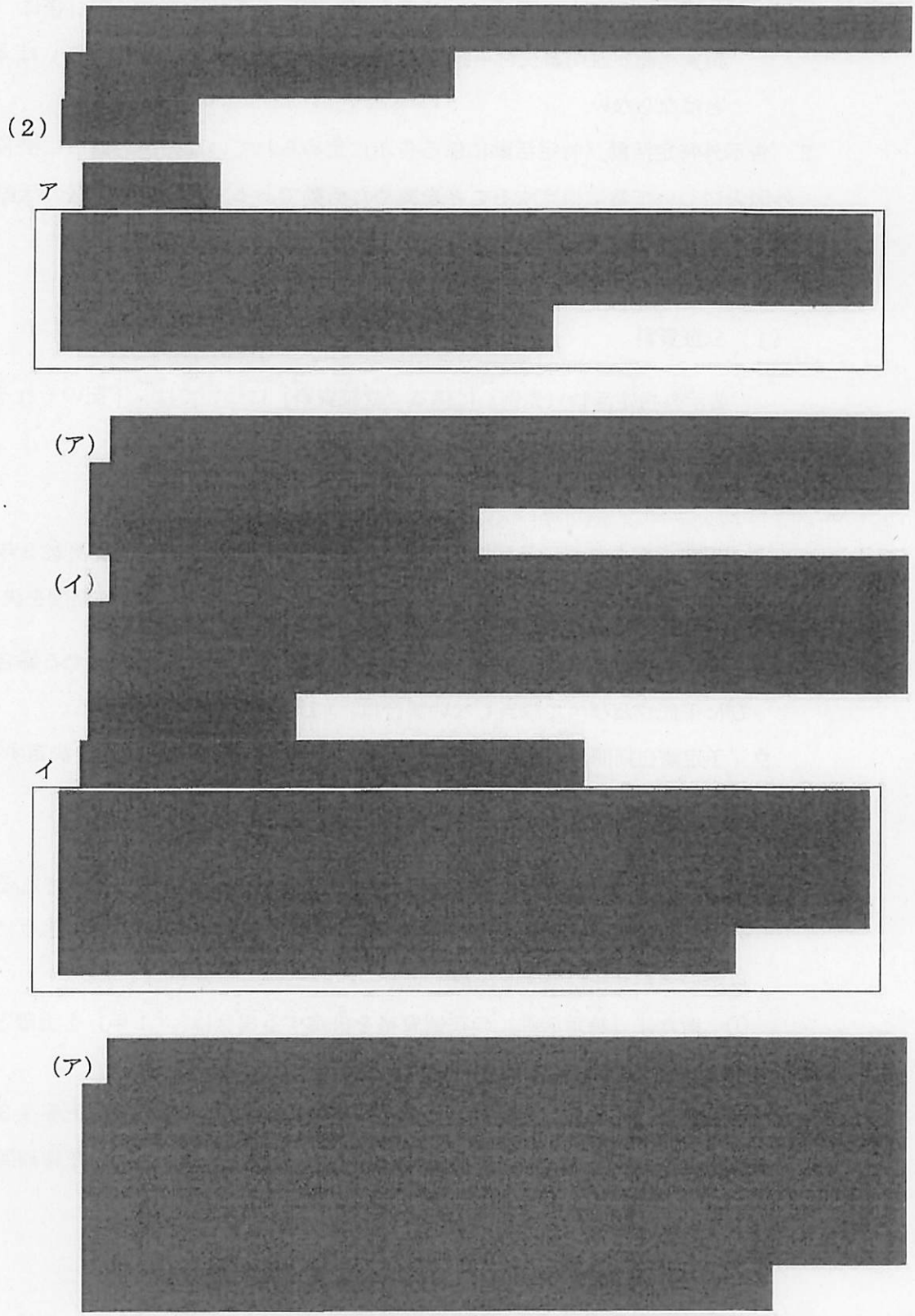
①　新たに「特定活動」の在留資格を決定する場合は、「１年」を上限として、上記第１の２（６）エに則り在留期間を決定する。

②　現在指定されている活動に係る「特定活動」に在留資格変更等後３年が経過し、かつ、在留状況に特段の問題が認められないときは、１回の在留期間の上限を「３年」として、上記第１の２（６）に則り在留期間を決定する。

【先例】

１ [redacted]

（１）[redacted]



（イ）

（ウ）

（3）

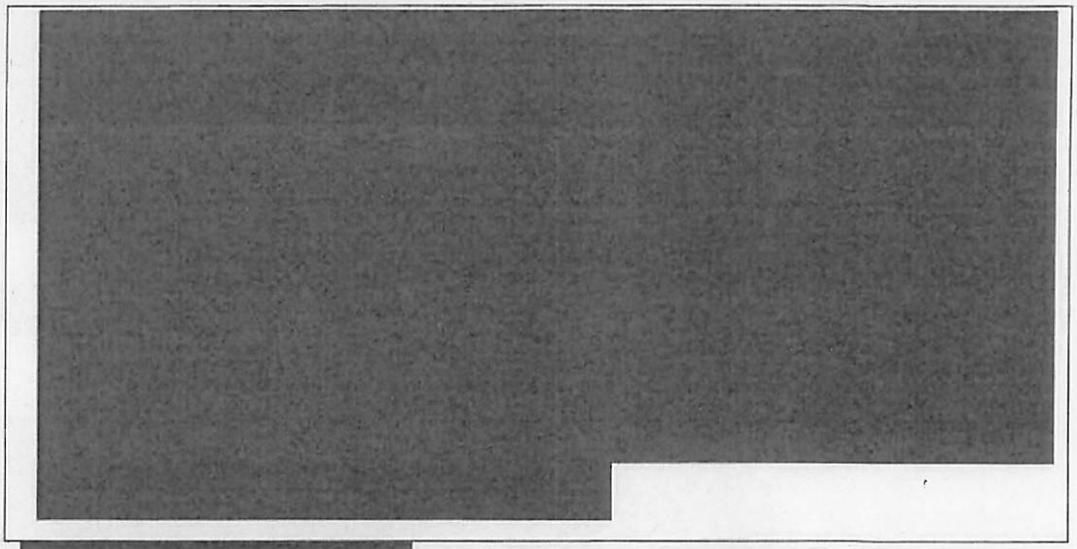
2

（1）

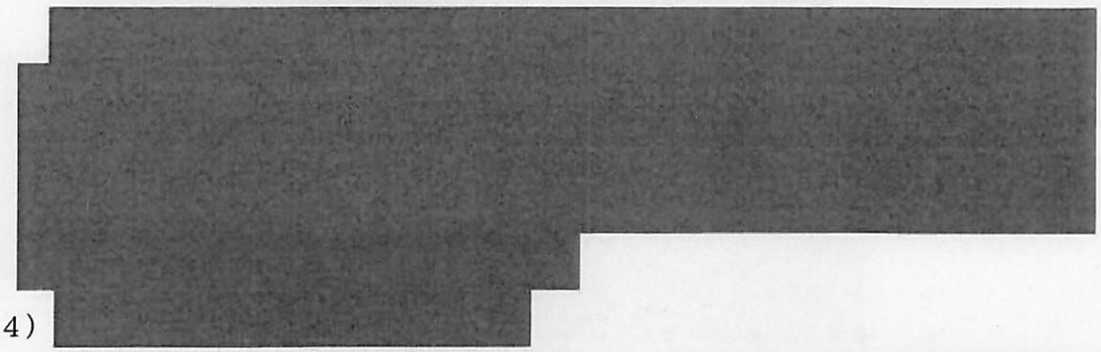
（2）

ア

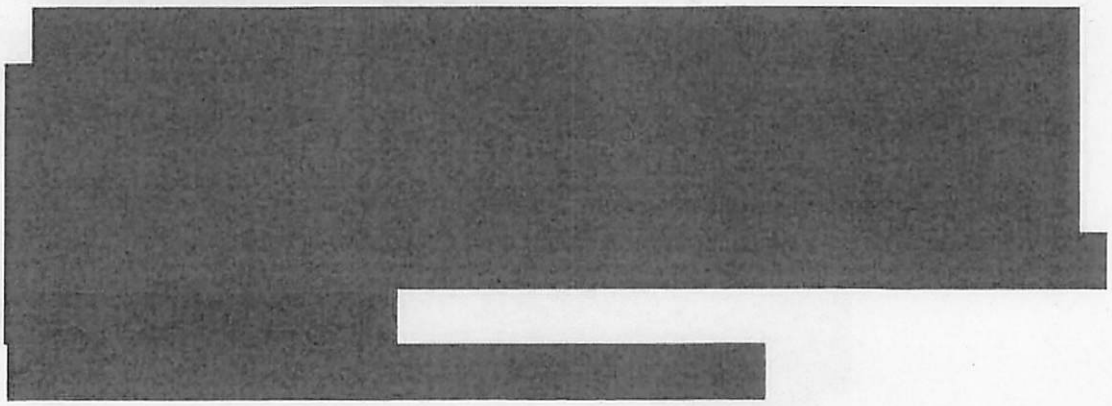
イ



（３）

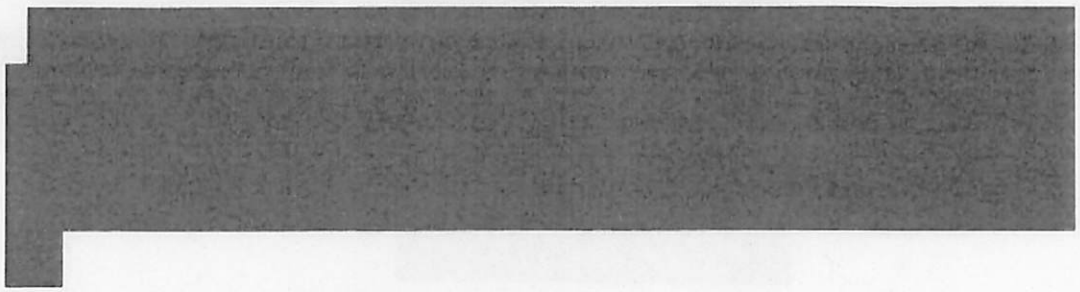


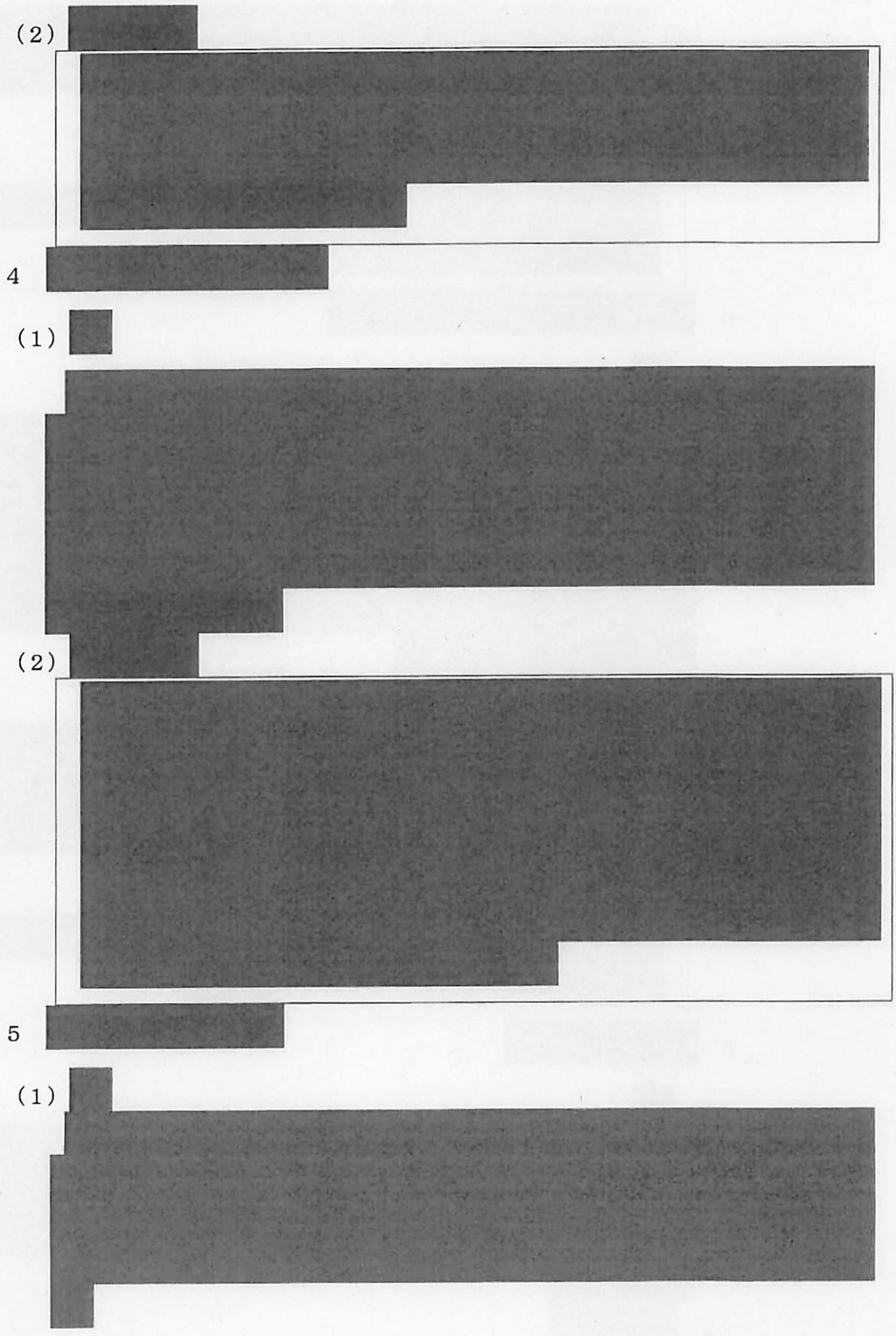
（４）

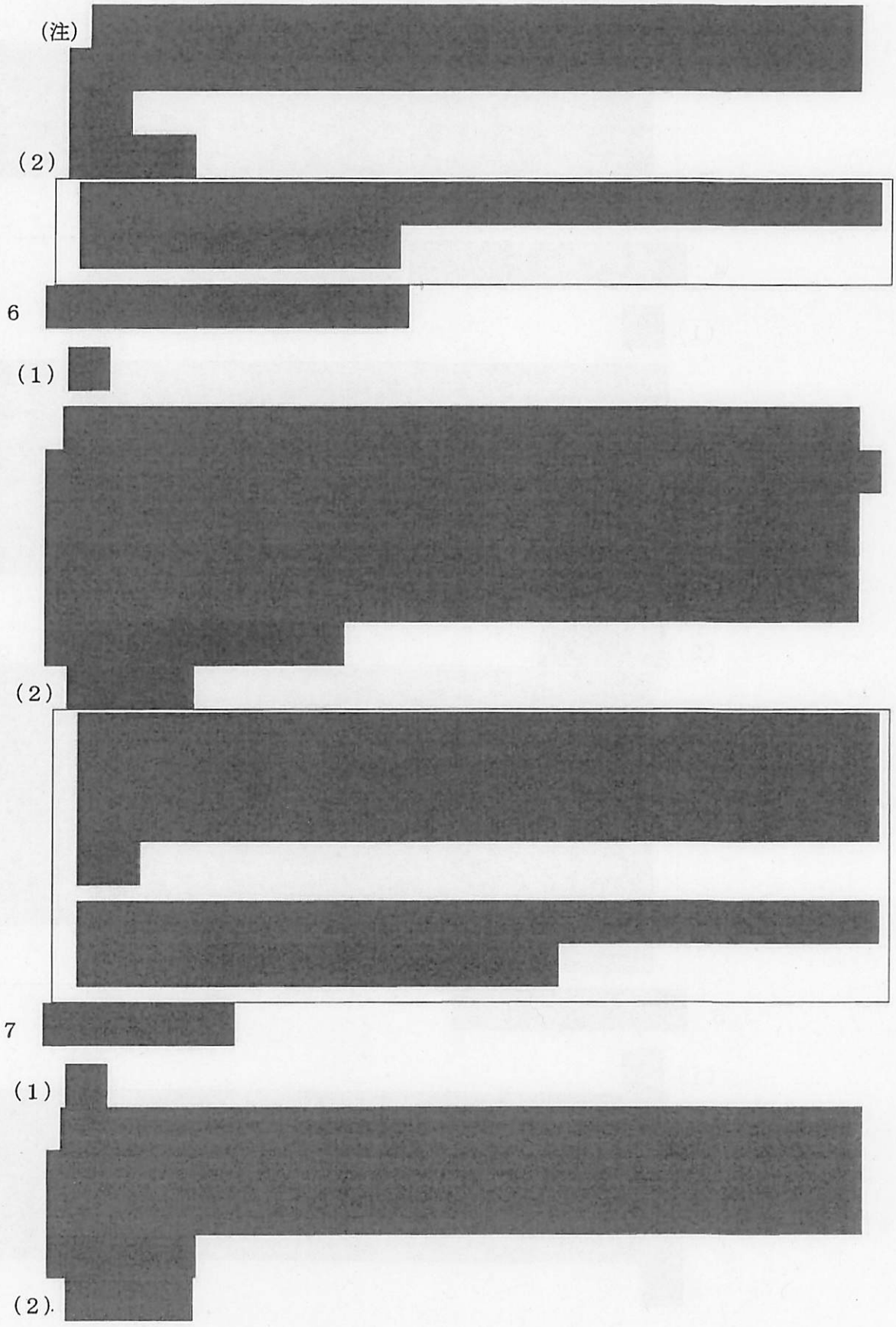


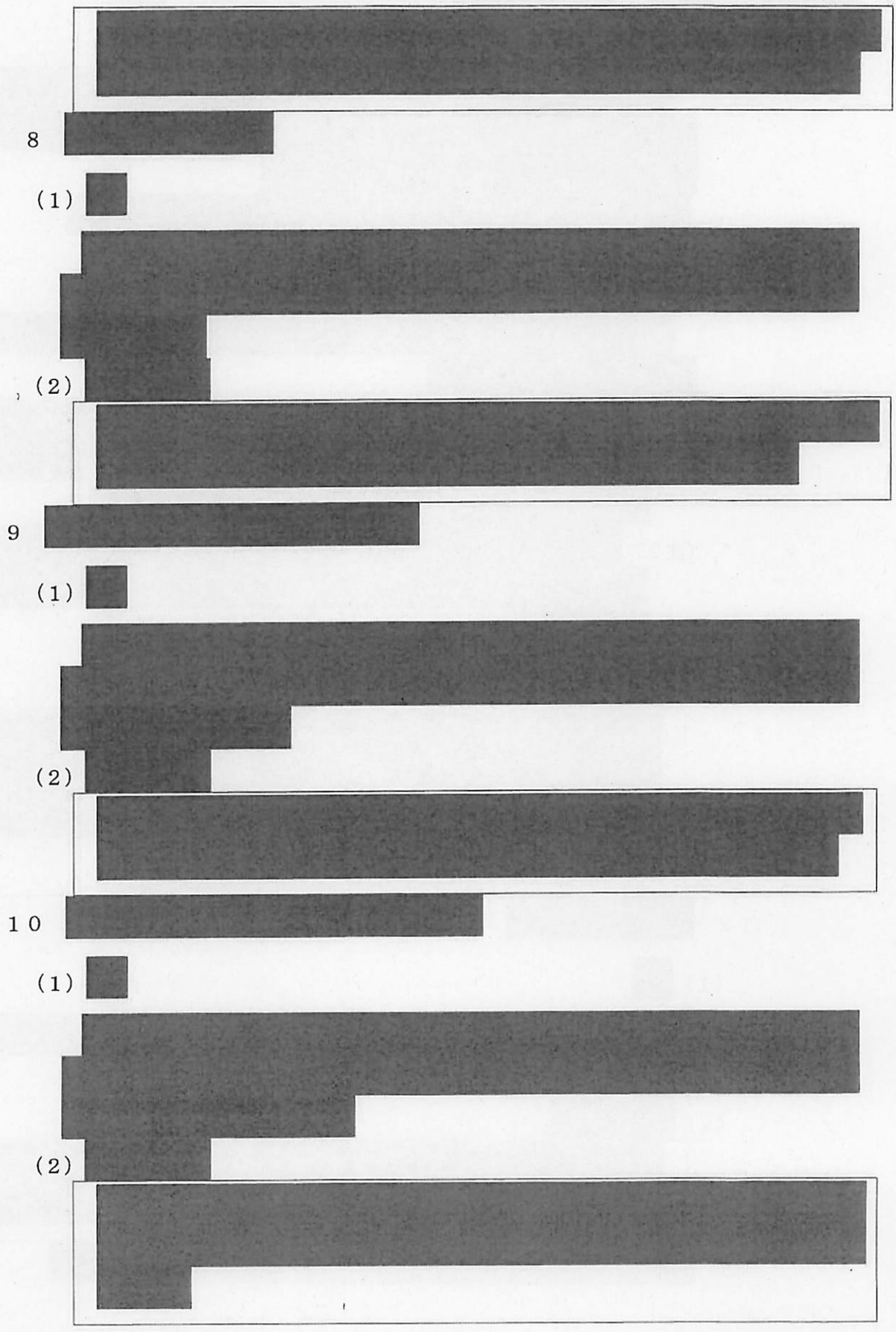
３

（１）






(注)
(2)
6
(1)
(2)
7
(1)
(2)



（３）

１１

（１）

（注１）

（注２）

（２）

１２

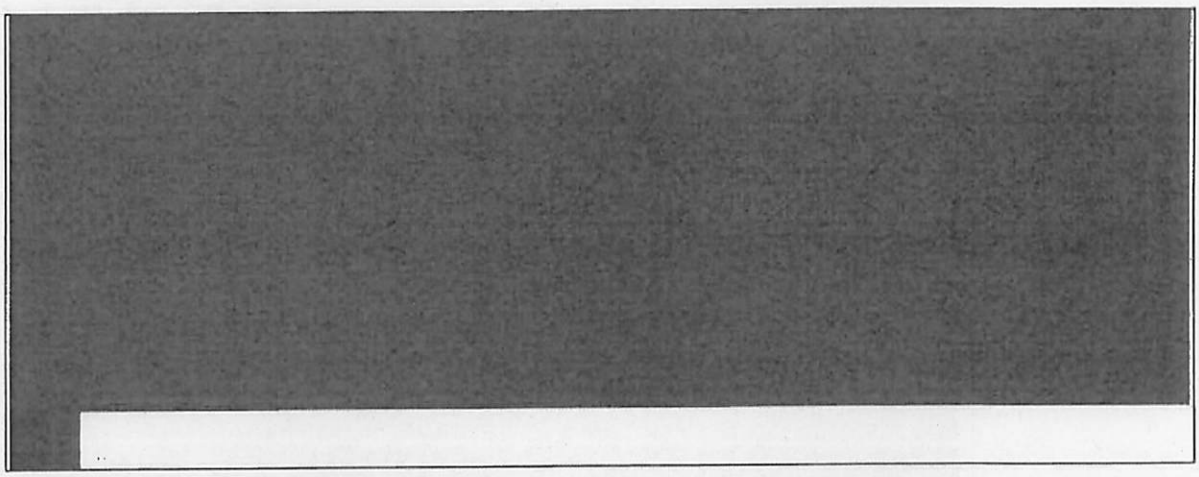
（１）

（２）

１３

（１）

（２）



１４

（１）

ア

イ

（２）

ア

イ

ウ

エ

（３）

（４）

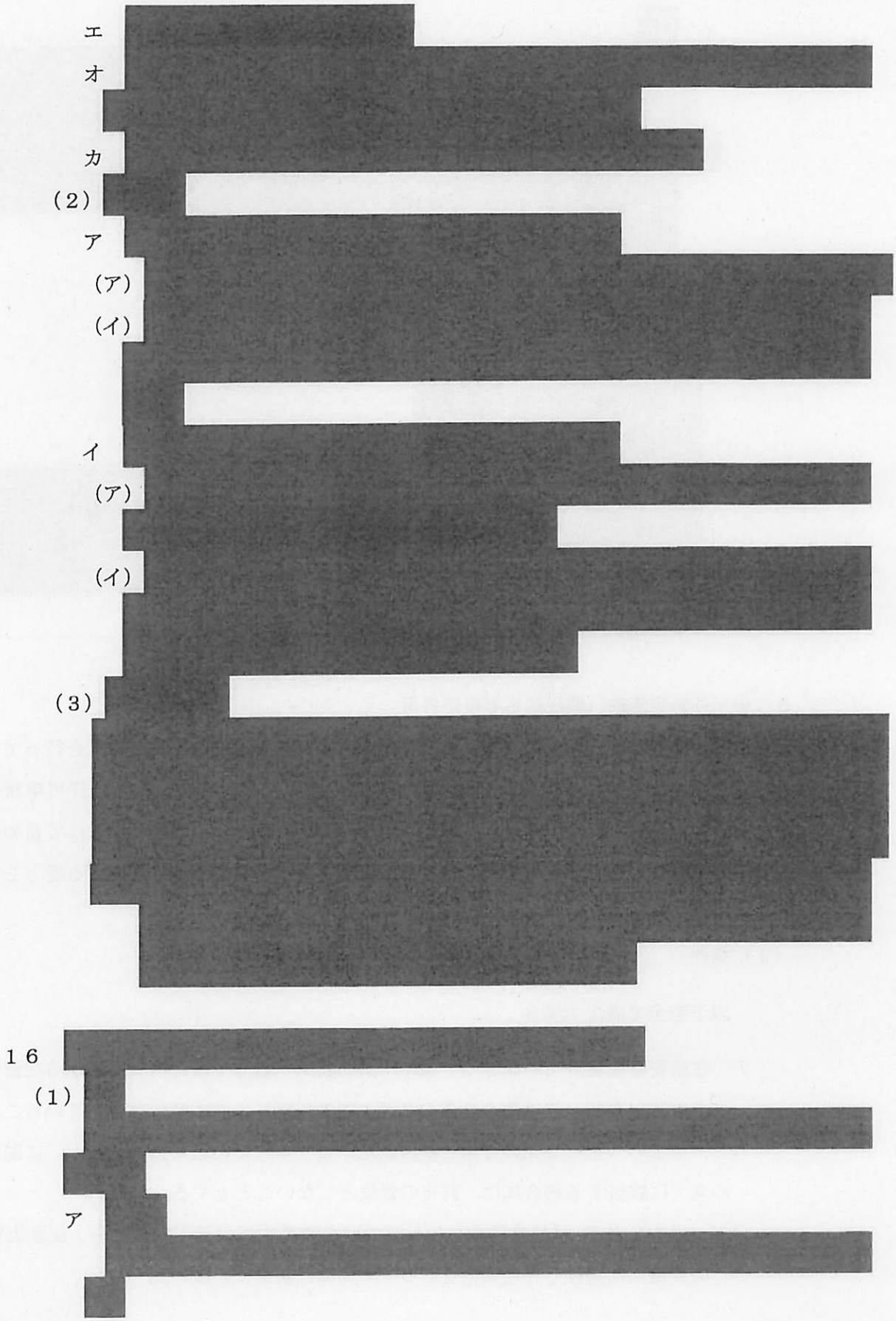
１５

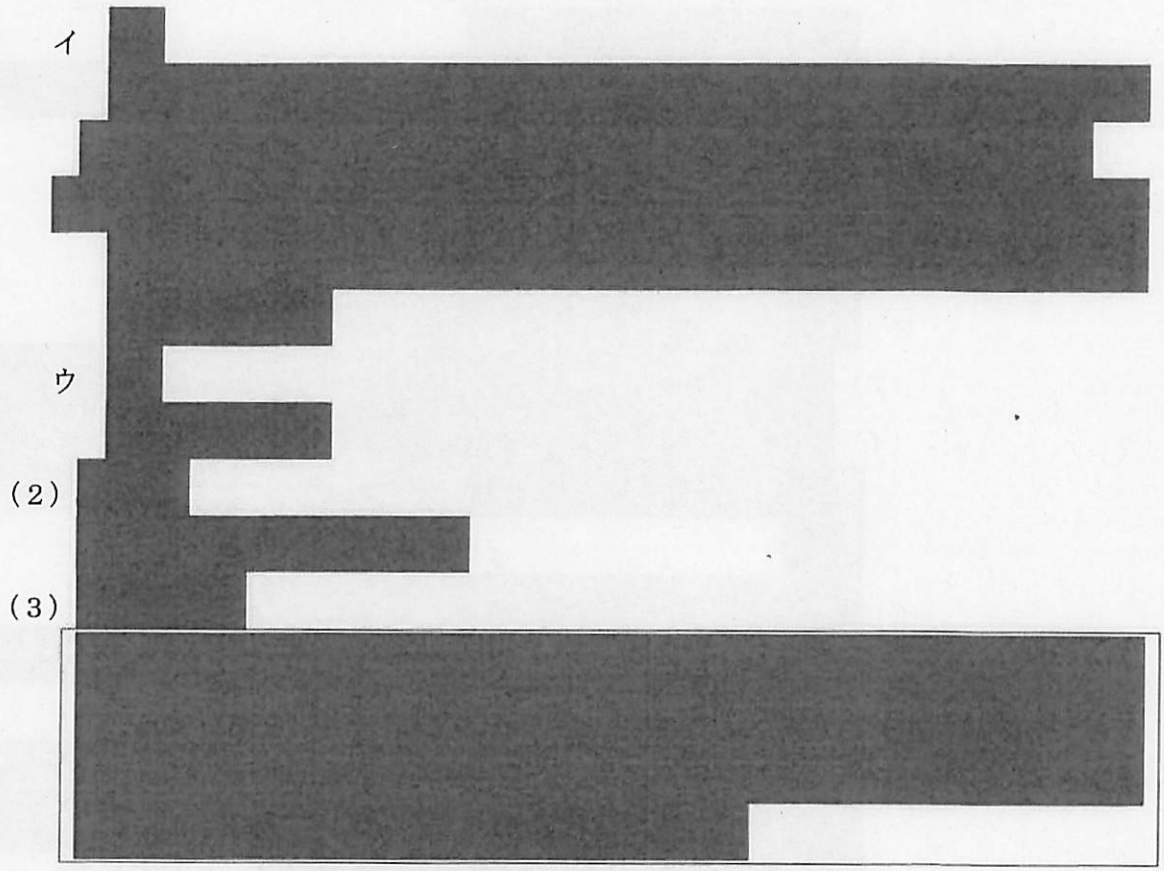
（１）

ア

イ

ウ


エ
オ
カ
（２）
ア
（ア）
（イ）
イ
（ア）
（イ）
（３）
１６
（１）
ア



3　告示外特定活動（難民認定等申請者用）

難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者で、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）に係る活動が法別表第一（特定活動の在留資格については告示をもって定める活動）又は同第二（定住者の在留資格については告示をもって定める地位を有する者としての活動）に掲げる在留資格該当性を有していないもの。

（１）条件

以下を全て満たす場合

ア　在留資格変更許可申請等の申請時に法別表第一若しくは同第二に掲げる在留資格をもって本邦に在留、又は第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していること。ただし、後者の「第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していること」に関し、以下の全てに該当する場合には、許可の対象としないこととする。

（ア）出生した子（「特定活動」の申請者）を監護する父母がいずれも、法別表第一又は同表第二に掲げる在留資格をもって本邦に在留していない。

（イ）出生した子（「特定活動」の申請者）を監護する父母がいずれも、第２２条の２第１項の規定により本邦に在留していない。

イ　在留資格変更許可申請等に係る活動が法別表第一（特定活動の在留資格については告示をもって定める活動）又は同第二（定住者の在留資格については告示をもって定める地位を有する者としての活動）に掲げる在留資格に該当しないこと。

ウ　以下のいずれかに該当すること。

（ア）初回の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請の場合（これまでに難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたことがない場合に限る。）

難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知（当該処分に対する審査請求を行っている場合は、裁決の告知）がなされておらず、かつ、難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情のみを主張していないこと。

（イ）再度の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請（これまでに難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請をしたことがある者）の場合

今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知（当該処分に対する審査請求を行っている場合は、裁決の告知）がなされておらず、かつ、難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われること又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われること。

エ　難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求に係る手続について、職員の指示に従い手続に協力すること。

オ　我が国の法令を遵守すること。

（２）指定する活動

ア　本邦において報酬を受ける活動の指定を行わない場合

本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

次のいずれかに該当する場合、報酬を受ける活動の指定を行わない。

（ア）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った日（後記（３）アのとおり、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対して、振分けに必要な期間として在留期間を決定した場合は、当該在留期間の満了日）から６月を超えていない者

（イ）在留資格変更許可申請等において報酬を受ける活動を行うことを希望しない者

（ウ）現に有する在留資格（「短期滞在」及び別表第二の在留資格を除く。）に該当する活動を行わなくなった後（注）に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った者

（注）「現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後」とは、例えば、技能実習生が技能実習先から失踪した後のほか、技能実習計画を終了した後も含む。

（エ）出国準備のために在留を認められた期間（注）に難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った者

（注）「出国準備のために在留を認められた期間」とは、出国準備を理由として他の在留資格から変更許可された「短期滞在」及び出国準備のための活動が指定された「特定活動」の在留資格に係る在留期間を指す。

イ　本邦において報酬を受ける活動の指定を行う場合

本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）

以下のいずれも満たす場合は、指定する活動は報酬を受ける活動とする。ただし、上記ア（ウ）又は（エ）に該当する者（難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる者又は本国における個

別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる者を除く。）については、報酬を受ける活動の指定は行わない。

（ア）報酬を受ける活動を行うことを希望していること。

（イ）難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行った日（後記（３）アのとおり、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対して、振分けに必要な期間として在留期間を決定した場合は、当該在留期間の満了日）から６月を超えていること。

（注）難民条約上の難民若しくは法第２条第３号の２に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる者又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる者については、６月を超えていなくても報酬を受ける活動を許可する。

（ウ）本邦において利用可能な自己資産額に鑑みて、生計を立てることが困難であり（家族がいる場合には家族の資産額、家族の生活支援、扶養人数を考慮）、かつ、本邦又は海外の申請人の親類、友人、組織、身元保証人等から生活支援を受けることができないこと。

（注）本邦において生計を立てることができる月額については、一律に金額に基準を設けることは困難であるが、申請者の居住地における世帯の生活保護給付額（生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合計額）を一応の目安とする（申請者に陳述書（参考様式）を記入させ、自己資産額等を確認する。）。

（３）在留期間

ア　振分けに必要な期間としての在留期間を決定する場合

難民認定等事務取扱要領第３章第１節第４に定める振分けに必要な期間としての在留期間を要する場合は、今次の難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請後の初回の在留資格変更許可申請等に対しては、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請の状況等に応じ、２月を超えない範囲内で決定する。

イ　振分けが終了した後の在留期間を決定する場合

原則として、上記（２）アのときは「３月」、上記（２）イのときは「６月」とするが、上記（２）イ（イ）を満たすものの、上記（２）イ（ア）又は（ウ）のいずれかを満たさないことを理由として報酬を受ける活動を指定しないときは「６月」とする。

ただし、難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請に係る処分の告知若しくは審査請求に係る裁決の告知が早期に行われることが見込まれるなど、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請に係る手続の状況を勘案する必要があるときは、６月を超えない範囲内で決定することができる。

４　告示外特定活動（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）に基づく手続の結果本邦に在留する外国人用）

ハーグ条約に基づく手続の結果本邦に入国・在留する外国人（子を連れ去った親（以下「奪取親」という。）、子を連れ去られた親（以下奪取親と併せて「奪取親等」という。）及び当該奪取親等が自らの監護権について争っている子）については、以下のとおりとする。

（１）奪取親等について

ア　在留資格の変更

（ア）該当範囲

①　対象者の範囲

一方の親の了解なしに子を国外に連れ去った親又は子を連れ去られた親

②　活動の範囲

子の監護権を争う活動

（イ）立証資料

①　奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

（例）配偶者が日本人である場合は戸籍謄本の提出が望ましいが、提出できない場合はこれに代わる公的資料

②　奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

（例）子が日本人である場合は戸籍謄本の提出が望ましいが、提出できない場合はこれに代わる公的資料

③　裁判手続又は協議により子の監護権を争っていることを明らかにする資料

④　本邦における就労を希望する場合においては、就労の必要性を明らかにする資料（陳述書等）

（ウ）決定する在留資格

① 子の監護養育をしながら監護権を争う場合

特定活動

② 子の監護養育を行わずに監護権を争う場合

短期滞在

(エ) 在留期間

① 上記（ウ）①の場合

６月

② 上記（ウ）②の場合

９０日

(オ) 特定活動の在留資格を決定する場合に指定する活動

① 子を監護養育しながら裁判手続により監護権を争う場合

a 就労可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき返還された、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行っている者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

b 就労不可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② 子を監護養育しながら裁判手続によらず協議により監護権を争う場合

a 就労可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき返還された、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行っている者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第７項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第１０項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

b　就労不可

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行い、かつ、当該〔国籍〕人の監護及び養育を行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）留意点

①　上記（オ）①ｂ又は②ｂの場合において、子の監護養育のため、本邦における就労により滞在費を支弁する必要が生じたときは、上記（オ）①ａ又は②ａへの変更を認める（所得、資産の有無等にかかわらず、本邦における監護養育のために就労が必要であるとの申出があれば就労を認める。）。

②　監護権の決定方法を変更する場合は、在留資格変更許可申請を要する。

③　上記（オ）の指定活動が適用できない場合は、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係に照会する。

イ　在留期間の更新

（ア）立証資料

①　奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

②　奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③　裁判手続又は協議により監護権を争っていることを明らかにする資料

④　本邦における就労を希望する場合においては、就労の必要性を明らかにする資料（陳述書等）

（イ）在留期間

① 子の監護養育をしながら監護権を争う場合

６月

② 子の監護養育を行わずに監護権を争う場合

９０日

（ウ）留意点

「短期滞在」での在留を認められている場合で、裁判期日等により、「９０日」を超えて本邦に在留する必要が生じたときは、一回に限り在留期間の更新を認める。

（２）奪取親等が自らの監護権について争っている子について

ア 在留資格の変更

（ア）該当範囲

① 対象者の範囲

奪取親等が自らの監護権について争っている子

② 活動の範囲

自らの監護権を争っている奪取親等と同居し、かつ、当該奪取親等の扶養を受ける者が行う日常的な活動

（イ）立証資料

① 奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

② 奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③ 奪取親等が裁判手続又は協議により自らの監護権を争っていることを明らかにする資料

（ウ）決定する在留資格

特定活動

（エ）在留期間

６月

（オ）特定活動の在留資格を決定する場合に指定する活動

① 奪取親等が裁判手続により監護権を争っている場合

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等に関する民事上の裁判手続を行っている〔国籍〕人〔個人名〕と同居し、かつ、当該〔国籍〕人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

② 奪取親等が協議により監護権を争っている場合

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に基づき、〔国籍〕人〔子の個人名〕の監護権等を確定させるために協議を行っている〔国籍〕人〔個人名〕と同居し、かつ、当該〔国籍〕人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（カ）留意点

① 奪取親等が監護権の決定方法を変更する場合は、在留資格変更許可申請を要する。

② 上記（オ）の指定活動が適用できない場合は、本庁在留管理支援部在留管理課永住審査係に照会する。

イ 在留期間の更新

（ア）立証資料

① 奪取親等の婚姻状況を明らかにする資料

② 奪取親等と子が親子関係にあることを明らかにする資料

③ 奪取親等が裁判手続又は協議により監護権を争っていることを明らかにする資料

（イ）在留期間

６月

５　ハラール牛肉生産活動

（１）概要

農林水産省において、日本再興戦略（平成２５年６月１４日閣議決定）及び牛肉の輸出戦略（平成２５年８月農林水産省策定）に基づき、イスラム圏への牛肉の輸出拡大のほか、イスラム圏からの訪日観光客の増加を図るため、国内においてハラール牛肉生産活動を行う者が十分に確保できるまでの間、外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る施策の適正かつ円滑な実施を図るため、「外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項」（平成２６年７月２８日公表、平成３１年２月１日改正。以下「農水省基本的事項」という。）が策定され、これに伴い、当庁においては、農水省基本的事項に基づき認定された事業計画に従いハラール牛肉生産活動に従事する外国人の入国・在留を認めるもの。

本件措置は、ハラール認証機関から推薦を受けた外国人が、公私の機関との契約に基づき、農水省基本的事項に基づく事業計画の認定により特定されたハラール事業所において、ハラール牛肉生産に係る業務に従事しようとする場合に、「特定活動」の在留資格により、「ハラール牛肉生産活動」（農水省基本的事項第２第１項）を行うことを認めるものである。

（２）該当範囲

本件措置の対象となる外国人作業員（申請人）及びハラール事業所（受入れ施設）は次のように定められている（農水省基本的事項第２第２項及び第３項）。

ア　外国人作業員（申請人）

次の要件をすべて満たし、かつ、ハラール牛肉生産活動に従事する者であること。

（ア）ハラール認証機関から、と畜作業を含むハラール牛肉の生産工程の管理を行う際に必要な知識及び技能を修得しているイスラム教徒である旨の推薦を得ていること

（イ）ハラール牛肉生産活動に従事する意思を有すること

（ウ）ハラール牛肉生産活動への従事を開始する時点で満１８歳以上であること

イ　ハラール事業所（受入れ施設）と畜解体及び部分肉処理等を行う食肉処理施設を有し、次の要件をすべて満たす公私の機関であること。

（ア）その行う事業が、日本標準産業分類（平成２１年３月２３日付け総務省告示第１７５号）におけると畜場、部分肉・冷凍肉製造業に該当すること

（イ）その有する施設が、ハラール認証機関から、ハラール牛肉を生産することができる施設として認証を受け、又は受けようとしていること

（ウ）外国人作業員がハラール牛肉生産活動を適切に行うことのできる設備を有していること

（エ）健全かつ安定的な経営状況であること

（オ）労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること

（カ）過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

ウ　ハラール事業所（受入れ施設）の策定した事業計画が農林水産省による認定を受けていること。

（注）認定を受けると事業計画認定通知書が交付される（農水省実施要領第３第５項）。

（ア）事業計画の要件（農水省実施要領第３第３項）

①　事業計画の期間が５年以内であること

②　事業計画の開始から１年以内に当該施設で生産される牛肉の概ね全量がハラール牛肉になると認められること

③　外国人作業員が、当該ハラール事業所の所定労働時間を通じてハラール牛肉生産活動を行うこととされていること

④　外国人作業員をイスラム教徒であることを要しない業務に従事させるものではないこと

⑤　外国人作業員がハラール牛肉生産活動を行う期間が、事業計画の期間内であること

⑥　ハラール牛肉生産活動を行うハラール事業所の外国人作業員の人数が施設の規模及び当該施設におけるハラール牛肉生産量に応じて適正なものであること

⑦　外国人作業員の報酬が、と畜解体処理・施設管理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬額と同等以上であること

⑧　外国人作業員が、事業所から保証金等を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと

⑨ ハラール事業所が、外国人作業員のハラール牛肉生産活動を記載した作業日誌を作成し、保存するなど、外国人作業員の作業内容を明らかにする旨の規定を作成していること

⑩ ハラール事業所が、外国人作業員がその責に帰さない事由により帰国旅費を支弁できない際に、帰国旅費を負担できること

（イ）事業計画には次の事項を含むものとされている（農水省実施要領第３第２項）。

① ハラール牛肉を生産、販売するための計画及び施設に関する事項

② 外国人作業員の在留中の住居の確保に関する事項

③ 生活指導員の任命に関する事項

④ 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑤ 外国人作業員からの生活・労働等に係る相談への対応（通訳の手配や苦情処理を含む。）に関する事項

⑥ 外国人作業員の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑦ ハラール牛肉生産活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑧ その他ハラール牛肉生産活動に必要な事項

（３）立証資料

ア 在留資格決定の場合

（ア）地方農政局長からハラール牛肉生産活動を実施する事業所の代表者宛てに交付された事業計画認定通知書の写し

（注）事業計画認定通知書には、事業計画の写しが添付されている。

（イ）申請人の労働条件を明示する文書（雇用契約書の写し等）

（ウ）ハラール牛肉生産活動を実施する事業所の概要を示す資料

イ 在留期間の更新の場合

（ア）上記アの資料

（イ）在職証明書

（ウ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

（エ）事業計画の実施状況を説明する資料

（４）在留期間

ハラール牛肉生産活動に従事する期間が６月以上の場合は「１年」、６月未満の場合は「６月」を決定する。

（注１）ハラール牛肉生産活動に従事する期間は、事業計画認定通知書に記載される。

（注２）ハラール牛肉生産活動に従事する期間が１年とされている等、在留期間更新許可申請を受け付けた時点では残余の期間がないときは、在留期間更新を希望する理由を確認の上、本庁在留管理支援部在留管理課（就労審査係）へ連絡する。

（５）指定する活動

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項（平成３１年２月１日農林水産省公表）第３の３の認定を受けた事業計画に基づき、下記１の機関との契約に基づいて下記２の事業所において、ハラール牛肉の生産に係る業務に従事する活動 記 １　機関名： （所在地：　　） ２　事業所名： （所在地：　　）

（６）留意点

ア　地方農政局長は、少なくとも１年に１回、事業計画の認定を受けたハラール事業所に対して確認を行い、その結果を地方出入国在留管理局長へ報告することとされているので、在留審査に活用する。

イ [redacted]

６　特定調理等活動

（１）概要

調理師養成施設や製菓衛生師養成施設等を卒業して調理師免許又は製菓衛生師免許を取得した留学生や、その免許の申請資格を得た者等について、「日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領」（以下「農水省実施要領」という。）に基づき取組実施機関（調理師

養成施設、製菓衛生師養成施設等）と受入機関（飲食店、菓子・パン製造小売店、ホテル・旅館等）が共同で策定した実習計画の認定を受けることなどの一定の要件の下、「特定活動」の在留資格により、本邦の公私の機関（受入機関）との契約に基づいて調理又は製菓（以下「調理等」という。）に関する技能を要する業務に従事する活動（以下「特定調理等活動」（農水省実施要領第２の４）という。）を認めるものである。

（２）経緯

調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生については、農林水産省が策定した「日本料理海外普及人材育成事業実施要領」（以下「旧農水省実施要領」という。）に基づき調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事する活動（特定日本料理調理活動）を「特定活動」の在留資格により認めていたものであるが、日本の食文化の海外への普及をより一層促進するため、旧農水省実施要領が改正され、日本料理のみならず、日本の食文化・技術を取り込んでいる外国料理や製菓分野についても事業の対象に追加されたことを受け、これらの外国人の入国・在留を認めることとなった。

（３）本件措置の対象となる取組実施機関の概要（農水省実施要領第２の１）

次のいずれかに該当するもの

ア　都道府県知事の指定を受けた調理師養成施設

イ　都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設

ウ　製菓分野の課程を置く大学等（大学・短期大学・高等専門学校、専修学校（専門士の称号を付与できるものに限る。））

（４）本件措置の対象となる外国人調理師等の概要（農水省実施要領第２の２）

取組実施機関において、調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者又は上記（３）イ若しくはウの取組実施機関を卒業若しくは修了した者で、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うもの。

ア　取組実施機関において調理等の業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。

イ　調理等の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後に日本の食文化を世界へ発信する意思を有すること。

ウ　特定調理等活動を開始する時点で満１８歳以上であること。

エ　調理師免許又は製菓衛生師免許の申請資格を有している者については、本件措置の対象となる活動に従事する時点において当該免許を取得していること。

オ　製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、卒業した後３年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、実習計画認定申請書にその旨を宣誓していること。

（注１）厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した調理師養成施設を卒業した者には、無試験で調理師免許が与えられる。

（注２）製菓衛生師免許については、製菓衛生師試験に合格する必要があるところ、製菓衛生師試験の受験資格は、上記（３）のイ（都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設）において１年以上知識及び技能を修得した者のほか、２年以上菓子製造業に従事した者が得ることができる。

（５）立証資料

ア　在留資格決定の場合

（ア）農林水産省食料産業局長から受入機関宛ての実習計画認定通知書（農水省実施要領別記様式第２号）の写し

（注）実習計画認定通知書には、実習計画の写しが添付されている。

（イ）農林水産省食料産業局長から申請人宛ての実習計画認定通知書（農水省実施要領別記様式第２号）の写し

（ウ）労働条件を明示する文書の写し

（エ）受入機関の概要を示す資料

（オ）取組実施機関の卒業証明書、成績証明書

イ　在留期間の更新の場合

（ア）在職証明書

（イ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

（ウ）農林水産省食料産業局長から申請人宛ての特定調理等活動の継続の適否に関する通知書（農水省実施要領別記様式第６号）の写し

（６）審査

ア　第１０編第１章第３節及び第４章第３節に基づき審査する。農水省実施要領に掲げる要件については、農林水産省食料産業局から交付される実習計画認定通知書が提出されていることをもって原則として該当しているものと認めて差し支えないが、受入機関が過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと（農水省実施要領第２の３（４））については、当庁の記録等で確認して審査する。

なお、これらの要件に該当していないことが判明した場合には、直ちにその旨を本庁在留管理支援部在留管理課（以下「本庁就労審査係」という。）に連絡する。

イ　在留期限までに実習計画の認定が受けられない等の理由により、在留資格変更許可申請時に上記４ア（ア）及び（イ）の資料が提出できない場合であっても、農林水産省の受付印が押印された実習計画認定申請書（農水省実施要領別記様式第１号）の写しが提出された場合は、在留資格変更許可申請を受け付けて差し支えない。
この場合、上記（５）ア（ア）及び（イ）の資料の追完を指示する。

なお、取組実施機関又は受入機関に関する資料が整わない等の事情により、在留期限までに実習計画の申請ができないとして相談があった場合には、その状況に応じ、就職活動を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請（第２１節第２の８）等を検討する。

ウ　「留学」又は「特定活動」（継続就職活動）以外の在留資格を有する者から在留資格変更許可申請がなされた場合は、上記（５）アの資料を確認の上、本庁宛て請訓する。

エ　在留期間更新許可申請において上記（５）イ（ウ）について、継続「不適当」との資料が提出された場合は、不許可処分とする。

オ　製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者のうち、製菓衛生師免許を取得していない者について

実習計画の認定に際し、製菓衛生師免許を取得していない者については、特定調理等活動に従事する期間が３年とされているため留意する。

なお、これらの者が製菓衛生師免許を取得し、継続して特定調理等活動を行う場合は、実習計画の変更申請がされるため、農林水産省食料産業局長から交付される受入機関及び申請人宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）の写しを求める。

（注）この場合であっても、受入機関に変更がない場合は、在留期間更新許可申請を受け付けることとなるので留意する。

（７）在留期間

ア　在留資格決定の場合

特定調理等活動に従事する期間が６月以上の場合は１年を決定し、６月未満の場合は６月を決定する。

（注）特定調理等活動に従事する期間は、実習計画認定通知書の４（受入期間）に記載されている。

イ　在留期間の更新の場合

在留期間更新許可申請の時点で、特定調理等活動に従事する期間（農水省実施要領別記様式第６号の通知書の２に記載されている受入期間）の残余が６月以上の場合は１年を決定し、６月未満の場合は６月を決定する。

（注）最終の在留期間更新許可処分時においては、特定調理等活動に従事することができる期間（免許を取得している者は「５年」、取得していない者は「３年」）を超えて許可されることが想定されるが、特定調理等活動に従事することができる期間自体に変わりはないため、当該活動期間終了後は、速やかに帰国をするよう申請人及び受入機関等に指導すること。

（８）指定する活動

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領（平成２６年２月１４日 農林水産省決定、令和元年１１月１日一部改正）第４の２の認定を受けた実習計画に基づき、下記１の機関との契約に基づいて下記２の事業所において、調理等に関する技能を要する業務に従事する活動

記

１　機関名：

（本店所在地：　　）

２　事業所名

（所在地：　　）

（注）１は実習計画認定通知書の１に記載されている機関を、２は同通知書の２に記載されている事業所を記載する。

（９）入国・在留目的コード

[redacted]

（注）旧農水省実施要領に基づき「特定日本料理調理活動」を行っている者についても、上記の入国・在留目的コードが適用される。

（１０）留意事項

ア 「特定活動（特定調理等活動）」からの在留資格変更許可申請

（ア）実習計画が変更になった場合の取扱い

特定調理等活動において、農水省実施要領第４の１に定める事項に重要な変更が生じた場合（受入機関の変更を含む）、取組実施機関及び受入機関は共同で、農林水産省に対し実習計画の変更を申請し、承認を受ける必要があるところ（農水省実施要領第５）、承認を受けた場合であって、その内容が受入機関の変更を伴うものではない場合（指定する活動に変更がない場合）に在留資格変更許可申請がされた場合は、当該申請が不要である旨を外国人調理師等（申請人）に教示する。

なお、受入機関の変更に伴う在留資格変更許可申請においては、以下の資料を求めることとする。

① 農林水産省食料産業局長から受入機関宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）

② 農林水産省食料産業局長から外国人調理師宛ての実習計画変更承認通知書（農水省実施要領別記様式第４号）

③ 労働条件を明示する文書の写し

④ 受入機関の概要を示す資料

また、旧農水省実施要領により特定日本料理調理活動を行っている者についても、（現行の）農水省実施要領により認定を受けているものとみなされるため、在留資格変更許可申請の要否に係る相談があった場合、上記同様、受入機関に

変更がない場合は、在留資格変更許可申請は不要である旨教示する。なお、これらの者については、次回の在留期間更新許可時に、指定する活動を上記（８）のものに差し替えることとする。

（イ）特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置

受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合等において、外国人調理師等に責がなく、かつ、外国人調理師が継続して特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関が新たな受入機関を確保する等の必要な措置を講じることとなっているところ（農水省実施要領第１１の１）、取組実施機関が新たな受入機関を確保したことにより、農林水産省から実習計画の変更の承認を受けた場合は（農水省実施要領第１１の２及び３）、上記（ア）と同様に取扱う。

なお、取組実施機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合は、取組実施機関の変更は予定されておらず、実習計画の認定が取り消される場合があるため（農水省実施要領第１２の３）、事案を把握した場合には、本庁就労審査係に連絡すること。

（ウ）実習計画の認定が取り消された場合の取扱い

農林水産省が、受入機関に対し下記イの監査を実施し、外国人調理師の受入状況に関する是正が必要と認めたときは、是正を必要とする事項について、取組実施機関及び受入機関から報告を求め、必要な措置を講じることとされているが（農水省実施要領第８の５）、当該指導に従わず、必要な改善が認められない場合、実習計画の認定が取り消されることがある（農水省実施要領第１２の１）。

この場合であって、外国人調理師及び取組実施機関が引き続き上記農水省実施要領第２の１及び２の要件を満たしている場合には、取組実施機関は、新たな受入機関を確保した上で、再度実習計画の申請をすることができることとされている（農水省実施要領第１２の４）ため、新たな実習計画の承認を受けた場合は、上記（ア）と同様に取扱う。

（エ）特定調理等活動を終了した者についての取扱い

特定調理等活動終了後、法別表第一の在留資格への在留資格変更許可申請がなされた場合には、特定調理等活動の目的（帰国して日本の食文化を世界へ発信すること）が変更されたものと考えられるため、在留資格変更許可申請に至った経緯等に

ついて詳細に聴取の上、意見を付して本庁宛て請訓する。なお、本庁においては、農林水産省宛てに当該申請があったことを連絡し、対応方針について協議する。

イ　取組実施機関が実施する監査

取組実施機関は、少なくとも６月に１回、受入機関又は事業所に対して監査を行い、その結果を地方出入国在留管理局へ報告（農水省実施要領第８の１）することとされているので、在留審査に活用する。

ウ　上陸審査事務の取扱い

（ア）事前相談に対する対応

平成２９年８月２５日以前においては、特定日本料理調理活動は２年以内の活動とされていたことから、２年以内の当該活動を終えて既に帰国した外国人調理師等について、農水省実施要領に基づいた新たな実習計画の認定を受けたとして入国手続に関する相談を受けた場合は、査証申請を行うよう案内する。

（イ）[redacted]

（ウ）上陸審査

本件査証を所持する者からの上陸申請については、所定の口頭審理等の手続を経て上陸特別許可により対応する。決定する在留期間及び指定活動は、上記（７）及び（８）のとおりとする。

７　「特定技能１号」に係る家族帯同を例外的に認める取扱い

（１）概要

在留資格「特定技能１号」については、原則として家族帯同を認めていないものの、特に人道上の配慮が必要と認められる場合には、「特定技能１号」の在留資格を有する者の配偶者や子について、在留を認めるものである。

（注）「特に人道上の配慮が必要と認められるもの」として想定されるものは以下のとおり。

① 中長期在留者として本邦に在留していた者が特定技能１号の在留資格に変更する以前から、既に身分関係が成立している中長期在留者として在留していた同人の配偶者や子

② 特定技能１号の活動を行う外国人の子として本邦で出生し、当該「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受ける者

（２）該当範囲

特に人道上の配慮が必要と認められるものとして、「特定技能１号」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が該当する。

（３）用語の意義

ア 「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあっては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあっては扶養者の監護養育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

イ 「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

ウ 「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者、死別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同性婚による者も含まれない。

（注）法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあって社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえず、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

エ 「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

（４）立証資料

ア 扶養者との身分関係を証する文書

次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に特に疑義のない場合は、免除して差し支えない。）

（ア）戸籍謄本

（イ）婚姻届受理証明書

（ウ）結婚証明書

（エ）出生証明書

（オ）上記（ア）から（エ）までに準ずる文書

イ　扶養者の在留カード又は旅券の写し

（注）旅券の写しによる場合、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

ウ　扶養者の職業及び収入を証する文書

（ア）在職証明書

（イ）住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（１年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

（５）審査上の取扱い

ア　専決の対象

「特定技能１号」の配偶者又は子から「特定活動」の在留資格への変更許可申請又は在留資格取得許可申請がされ、下記（ア）から（ウ）までに該当する場合は、専決により許可することとして差し支えない。

（ア）次のいずれにも該当すること。

①　申請人と扶養者の身分関係の成立日が扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前であること。

②　申請人が扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前から、扶養者の扶養を受ける目的で、中長期在留者（本邦出生後６０日以内の在留資格未取得外国人を含む。）として在留していること

（注）申請人が中長期在留者の扶養を受けるものとして、「家族滞在」や「特定活動」の在留資格をもって在留しており、扶養者が「特定技能１号」への在留資格変更許可を受けた後も引き続き在留を希望する場合が該当する。なお、扶養者の「特定技能１号」への在留資格変更許可日よりも前に身分関係が成立していたとしても、当該扶養者の扶養を受ける活動を目的とした在留資格を現に有していない場合は該当しない。

（イ）「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の子として本邦で出生した者であって、かつ当該外国人の扶養を受けるもの（当該者の母親が中長期在留者である場合に限る。）

（注１）「特定技能１号」の在留資格を有する者の配偶者が「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格をもって在留し、当該配偶者の扶養を受ける子として「家族滞在」の在留資格を決定できる場合については、「家族滞在」の在留資格変更許可申請等を行うように案内する。

（注２）外国人が再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国して本邦外で子を出産（いわゆる里帰り出産）し、その後、当該子の本邦在留を希望する旨の相談があった場合には、「短期滞在」等の在留資格で入国した後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うよう案内する。

（ウ）「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受ける子（中長期在留者（本邦出生後６０日以内の在留資格未取得外国人を含む。）に限る。）の親（中長期在留者である場合に限る。）であって、当該「特定技能１号」の在留資格を有する外国人の扶養を受けるもの

（注）当該子の出生が見込まれることが母子健康手帳等により明らかな場合の当該子の親を含む

イ　請訓の対象

上記ア（ア）ないし（ウ）までのいずれにも該当しない配偶者又は子で、地方出入国在留管理局長において特に人道上の配慮が必要と認められる場合には、意見を付して本庁宛て請訓する。なお、特に人道上の配慮が必要であることについては、個別の事情に応じて判断されるものであることから、申請人に対して立証を十分に行うよう案内する。

また、特に人道上の配慮が必要として在留を認められた配偶者又は子に係る在留期間更新許可申請については、身分関係や同居実態等に変わりがない場合には、請訓を要さない。

（６）在留期間

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から１月を超えない日となるよう月単位（１２月を１年とする。）で決定する。

扶養者が在留諸申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、申請人が中長期在留者となるよう「４月」以上の在留期間を決定する。

（７）指定する活動

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

（８）入国・在留目的コード

[redacted]

（９）資格外活動許可

第１０編第２章第２節第２の６のとおり

（１０）再入国許可

本体者と同様の取扱いとする。

８　本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動

（１）制度の概要

本邦の大学等を卒業した留学生による我が国での起業の円滑化を図るため、一定の要件の下、在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）を決定し、起業に係る活動を最長２年間認めるもの。

（２）対象者・要件等

次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア　次のいずれにも該当する者（以下「優秀大学等卒業生」という。）

（ア）文部科学省が実施する「留学生就職促進プログラム」の採択校若しくは同プログラムの参画校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択校（大学、大学院、短期大学又は高等専門学校を含む。以下これらを総称して「優秀大学等」という。）を卒業し、引き続き本邦に在留して起業活動を行う者であること。

（イ）直前まで所属していた優秀大学等から、起業活動を行うことが適当な者として推薦を受け、次に掲げる内容を誓約した誓約書が提出されること 。

①　在留資格変更許可時

a　申請人が誓約書を提出する優秀大学等の卒業者（見込みを含む。）であること。

b　申請人が在学中から本邦において起業活動を行っていたこと。

c　申請人に対し、在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

d　申請人が起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

e　申請人に対し、日本国法令を遵守することを指導すること。

②　在留期間更新許可時

上記①ｄ及びｅに加え、申請人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており、かつ、今後も引き続き報告を受け、起業支援を行うこと。

③　資格外活動許可時

上記①ｄ及びｅに加え、申請人に対し、許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

（ウ）２年以内の活動を行うものであること。

イ　次のいずれにも該当する者（以下「起業促進事業活用者」という。）

(ア) 本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程のいずれか（以下「本邦大学等」という。）を卒業し、引き続き国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業又は外国人起業活動促進事業（特定活動告示第四十四号）（以下、これらを「起業促進事業」という。）を活用していた者で、かつ、引き続き本邦に在留して起業活動を行うものであること。

(イ) 起業促進事業の活動期間中に「経営・管理」の在留資格で求められる事業規模要件及び事業所要件を満たすことができなかった者であること。

(ウ) 起業促進事業において支援を行っていた機関（地方公共団体）から当該事業期間内に起業に至らなかった理由について合理的な説明がなされ、かつ、今後起業を行うことの確実性高いことの評価を受けていること。

(エ) 起業促進事業における支援機関（地方公共団体）又は申請人が卒業した本邦大学等から、起業活動を行うことが適当な者として推薦を受け、次に掲げる内容を誓約した誓約書が提出されること。

① 在留資格変更許可時

a 申請人が本邦大学等を卒業していること（本邦大学等が誓約書を提出する場合は、申請人が当該本邦大学等を卒業していること。）。

b 起業に必要な支援計画を策定し、申請人に対し、在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

c 申請人が起業活動が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

d 申請人に対し、日本国法令を遵守することを指導すること。

② 在留期間更新許可時

上記①ｃ及びｄに加え、申請人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており、かつ、引き続き報告を受け、支援計画に沿った支援を行うこと。

③ 資格外活動許可時

上記①ｃ及びｄに加え、申請人に対し、許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

(オ) 起業促進事業における活動期間と合わせ、通算２年以内の活動であること。

（３）立証資料

ア　在留資格決定の場合

（ア）優秀大学等卒業生

①　直前まで在籍していた本邦大学等の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書

（注）卒業前に申請がなされた場合は、卒業（見込み）証明書の提出をもって申請を受け付け、許可時に卒業したことを確認すること。

②　直前まで在籍していた本邦大学等が優秀大学等であることを明らかにする資料

（注）文部科学省ホームページの写し等で足りる。

③　誓約書（参考様式）

（注）申請に応じた必要箇所にチェックマークが付されたもの

（イ）起業促進事業活用者

①　本邦大学等の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書

②　外国人創業人材／外国人起業家の評価書（参考様式）

③　誓約書（参考様式）

（注）申請に応じた必要箇所にチェックマークが付されたもの

なお、過去の在留状況等により、起業活動を行うことに疑義が認められる場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共体が策定した起業支援計画等を求めて審査する。

イ　在留期間の更新の場合

（ア）優秀大学等卒業生

誓約書（参考様式）

（イ）起業促進事業活用者誓約書（参考様式）

なお、過去の在留状況等により、起業活動を行うことに疑義が認められる場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共団体が作成した起業支援計場合は、起業支援を行う本邦大学等又は地方公共団体が作成した起業支援計画等を求めて審査する。

（４）審査

上記（２）に該当することを確認する。なお、提報等がない限りにおいて、アに掲げる資料の提出をもって、要件に該当するものとして取り扱って差し支えない。

ただし、優秀大学等又は本邦大学等卒業後、単純出国又は他の在留資格に変更したことがある者は対象とならないことに留意する。

（５）在留期間

原則として「６月」を決定する。

ただし、本制度は起業に係る活動を最長２年間認める措置であるところ、最終の在留期間更新許可時において、起業活動に従事することができる残余の期間が４月以下である場合は、中長期在留者から除外されることのないよう、「４月」を決定する。なお、最終の在留期間更新許可時においては、起業に係る活動を開始してから２年以内に「経営・管理」への在留資格変更許可申請を行う必要がある旨適宜指導すること。

（６）入国・在留目的コード

[redacted]

（７）指定する活動

本邦の大学等を卒業又は修了した者が、本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

（８）資格外活動

在留資格「特定活動」（卒業後起業活動）に基づく在留中は、生活費支弁のため、１週につき２８時間以内の資格外活動を包括許可する。

なお、起業準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動により報酬を受ける活動は、資格外活動には当たらないことに留意する。

（９）配偶者等

上記（７）の活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

ア　立証資料

（ア）在留資格の決定時

①　扶養者との身分関係を証する文書

②　扶養者の在留カード又は旅券の写し

③　滞在費を明らかにする資料

（イ）在留期間の更新時

①　扶養者との身分関係を証する文書

（注）身分関係に特に疑義がない場合、提出を免除して差し支えない。

②　滞在費を明らかにする資料

イ　決定する在留資格

「特定活動」

ウ　在留期間

「６月」を決定する（４月を下回らない期間で扶養者に合わせ決定する。）。

エ　入国・目的コード

[redacted]

オ　指定する活動

本邦の大学等を卒業又は修了し、本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活

動又は本邦において貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動を指定されて在留する者（（ 国籍） 人（氏名））の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

カ　資格外活動

入国・在留審査要領第１０編第２章第２節第２の４と同様に、申請に係る活動の内容に応入国・在留審査要領第１０編第２章第２節第２の４と同様に、申請に係る活動の内容に応じて要件の適合性を確認した上、包括的に資格外活動を許可して差し支えない。

9　所属機関に在籍又は所属機関との契約等に基づき在留する外国人が妊娠・出産等する場合に係る取扱い

（1）概要

本邦の公私の機関との雇用契約に基づき就労する外国人は、日本人の労働者と同様に原則として労働関係法令が適用されることから、在留外国人が妊娠・出産等する場合、これらを理由として、雇用主が労働者を解雇する等の不利益な取扱いをすることは、労働関係法令上禁止されており、また、留学生等の本邦の所属機関に在籍する外国人についても、妊娠・出産等を理由として、本人の意に反して所属機関を離脱させる等の不利益な取扱いをすることも当然適当ではないところ、在留外国人が産前産後の休業や出産後に育児休業を取得する等し、現に有する在留資格に該当する活動を休止した場合において、その後の復職等が円滑に行われるようにする観点から在留を認めるもの。

（2）所属機関に在籍又は契約機関との契約を締結したまま、産前産後の休業や育児休業を取得等した後に復職等して現に有する在留資格に該当する活動を再開しようとする者

ア　在留資格上の取扱い

現に有する在留資格に該当する活動を行わないことについて正当な理由があるものとして、当該在留資格に応じた通常どおりの審査を行った上で在留期間の更新を許可する。

在留資格「技能実習」については、外国人技能実習機構へ届け出られた技能実習実施困難時届出書等による技能実習の中断期間及び再開後に行う技能実習の期間を踏まえて在留期間の更新を許可する。

在留できる期間の上限が定められている在留資格（「技能実習」等）を有している者であって、期間の上限に達している場合（達することが見込まれる場合を含む。）については、在留期間の更新は認められないこととなるが、次段階の技能実習へ移行見込

みである技能実習生等、所属機関との契約等を維持したまま、産前産後休業や育児休業等を取得し、その後に当初予定されていた活動を再開することが見込まれる者については、在留資格等を次のとおりとして、在留資格の変更を許可する。

（ア）在留資格

「特定活動」

（イ）在留期間

「６月」。事案に応じて産前産後休業又は育児休業期間等を考慮し、在留期間の更新を許可するが、休業期間を踏まえて「４月」、「５月」又は「６月」のいずれかの在留期間を決定する。

（ウ）指定する活動

本邦において出産を予定している者又は出産した者が産前若しくは産後に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。）

（エ）入国・在留目的コード

[redacted]

イ　提出資料

（ア）母子手帳の写しなど妊娠事実及び出産予定日に関する資料

（イ）産前産後休業等が承認されていることなどの復職等の見込み（復職等予定日を含む。）に関する資料

（ウ）復職等するまでの経費支弁能力を証明する資料

※（イ）について、「技能実習」の在留資格を有する者のうち、既に再開予定の実習時期に係る技能実習計画の変更認定を受けている場合にあっては、同認定通知書及び変更認定申請書の写しを提出させることとし、未だ変更認定を受けていない場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式第１－４２号）の写しを提出させることとする。

※ （イ）及び（ウ）について、申請人から事情により資料の提出が困難である旨の申立てがあった場合には、当該理由等を聴取し、その結果を踏まえて判断する。

ウ 留意事項

（ア）産前産後の休業や育児休業の取得の場合に限らず、例えば、切迫早産等医師の指示により安静・入院が必要となった場合など、現に有する在留資格に該当する活動を行っていないことにやむを得ない事情がある者については、本件取扱いの対象とする。

（イ）本件取扱いの趣旨に鑑み、資格外活動は許可しない。

（ウ）在留期間更新許可申請に係る受付期間については、現に有する在留期間の残余の期間がおおむね６か月以内の場合を目安として、柔軟に受け付けることとして差し支えない。

（３）上記（２）に該当しない者

ア 在留資格上の取扱い

所属機関を離脱又は契約機関との契約が終了等している者（ 上記（２）アにおいて、次段階の技能実習へ移行見込みがない者を含む。）については、在留資格該当性がないため、現に有する在留資格に係る在留期間の更新は認められないが、当該離脱又は契約の終了等の時期がおおむね産前６週間に入っており、既に本邦で出産するための病院を予約している等所属機関を離脱等する前から本邦での出産を予定している者であって、かつ、出産後速やかに他の在留資格に変更又は帰国することが予定されている場合には、在留資格等を次のとおりとして、在留資格の変更を許可する。

なお、産前６週間以前に所属機関を離脱又は契約機関との契約が終了等していることに合理的な理由が認められる場合には、これに限らず、在留資格の変更を許可して差し支えない。

原則として、在留期間の更新は認めない。

（ア）在留資格、指定する活動及び入国・在留目的コード

上記（２）ア（ア）、（ウ）及び（エ）のとおり。

（イ）在留期間

「６月」。ただし、産後８週間以前に在留期間が満了する場合には、下記イ（ウ）及び（エ）の資料を提出させた上で、在留期間を「４月」として在留期間の更新を許可する。

イ　提出資料

（ア）本邦で出産を行うことについての事情を説明する文書

（イ）母子手帳の写しなど妊娠事実及び出産予定日に関する資料

（ウ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書

（エ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの生活状況等を説明する文書

ウ　留意事項

本件取扱いの趣旨に鑑み、資格外活動は許可しない。

（４）出生した子

ア　在留資格上の取扱い

出生した時点で「家族滞在」又は「特定活動」（本通知で定めるものを除く。）の在留資格を決定できない場合には、在留期限内に他の在留資格へ変更又は帰国することを誓約させた上で、在留資格等を次のとおりとして在留資格の取得を許可する。

やむを得ない事情がある場合を除き、原則として在留期間の更新は認めない。

（ア）在留資格

「特定活動」

（イ）在留期間

「６月」。ただし、扶養者の在留期間の満了日を考慮し「４月」又は「５月」の在留期間を決定することも可とする。

（ウ）指定する活動

（在留資格） の在留資格をもって在留する（ 国籍・地域） 人（ 個人名）と同居し、かつ、当該（国籍・地域）人の扶養を受ける者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を除く。）

（エ）入国・在留目的コード

[redacted]

イ　やむを得ない事情の判断における考慮要素

次の（ア）ないし（ウ）のいずれにも該当する場合は、やむを得ない事情があると認められることから、在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由があるものと評価することとして差し支えない。

なお、次の（ア）ないし（ウ）のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない事情があると思料される場合は、本庁在留管理課の担当係宛てに照会する。

（ア）[redacted]

（イ）扶養者が、申請人を本邦において扶養する能力（経費支弁能力を含む）を有していると認められること

（ウ）[redacted]

ウ　提出資料

（ア）出生届記載事項証明書の写し、出生届の写し等の出生の事実及び親子関係を証明する資料

（イ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書

（ウ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの生活状況等を説明する文書

エ　留意事項

（ア）上記イ（イ）の申請人を扶養する能力のうち経費支弁能力については、[redacted]

（イ）上記イ（ウ）については、[redacted]

（ウ）在留期間更新許可の申請においては、上記ウ（ア）及びウ（イ）の資料の提出は不要とする。

（エ）扶養者が技能実習生の場合にあっては、申請人の出生時における扶養者の技能実習計画終期（第１号及び第２号技能実習にあっては第２号技能実習計画終了時、第３号技能実習にあっては第３号技能実習計画終了時、技能実習計画の変更認定を受けている場合はその変更後の計画終了時）を在留期間更新の上限とするため、申請人の在留期間の更新を許可するに際して、その旨扶養者に対して説明すること。

（５）既に身分関係が成立している者

ア　在留資格上の取扱い

中長期在留者として本邦に在留する外国人（以下「本体者」という。）の扶養を受ける配偶者や子について、当該本体者の在留資格が上記（２）又は（３）に定める「特定活動」に変更されたことに伴い、扶養を受ける配偶者や子としての在留資格該当性が失われる場合には、当該配偶者又は子について、在留資格等を上記（４）アのとおりとして、在留資格の変更を許可する。

イ　提出資料

（ア）身分関係を証明する資料

（イ）在留期限までに他の在留資格へ変更する又は帰国する旨の誓約及びそれまでの予定の説明に関する文書（本体者が上記（３）の適用を受ける場合）

（ウ）他の在留資格への変更又は帰国するまでの経費支弁能力を証明する資料

ウ　留意事項

（ア）当該配偶者及び子の在留期間の更新等は、本体者の在留資格、在留期間等を踏まえて許可する。

（イ）当該「特定活動」に変更する前に有していた在留資格が資格外活動許可を認めるものである場合には、当該「特定活動」に変更後においても、資格外活動を許可して差し支えない。

（６）その他

他省庁が所管する制度に基づく在留資格「特定活動」等をもって在留している者から本事案に係る申請があった場合には、事前に本庁在留管理課の担当係宛てに照会する。

10 「特定技能１号」への移行を希望する者

（１）趣旨

「特定技能１号」の在留資格に変更を希望するもので、現有の在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃えることができないなど、移行のための準備に時間を要する場合には、特定技能制度の利用促進を図る観点から、「特定技能１号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるよう一時的な在留を認めるものである。

（２）対象者

在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を予定している者

（３）要件

ア 申請人の在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を行うことが困難である合理的な理由があると認められること

イ 今次の受入れ機関（注）において特定技能外国人として在留資格「特定技能１号」に該当する業務に従事するために同在留資格への在留資格変更許可申請を予定していること

(注) 受入れ機関が派遣元として認められるのは、当該機関が特定技能に係る農業分野又は漁業分野の業務を行う場合であって、かつ、特定技能制度において派遣元として適当な機関として認められているものに限る。

ウ 申請人が今次の受入れ機関との契約に基づいて在留資格「特定技能１号」で従事する予定の業務と同様の業務に従事すること

エ 申請人が特定技能外国人として就労する場合に支払われる予定の報酬と同額であり、かつ、日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること

オ 申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号良好修了者等として試験免除となる場合を含む。）

カ　今次の受入れ機関又は支援委託予定先が申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を適切に行うことが見込まれること

キ　今次の受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（特定技能基準省令に定める一定の欠格事由に該当しないことを含む。）

（４）在留審査における取扱い

ア　立証資料

（ア）説明書（特定技能１号準備）【参考様式】

（イ）「特定技能１号」に変更するまでの雇用契約に関ずる書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）【任意様式】

（ウ）特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していることを証明する資料（技能実習２号良好修了者等として試験免除に当たる場合にはそれに代わる資料（技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料等））

※「特定技能１号」への在留資格変更許可申請において必要となるものと同様

イ　審査

（ア）要件（３）アについて、説明書の１欄の記載から、申請人の在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請を行うことが困難である合理的な理由を有していることを確認する。

（イ）要件（３）イについて、説明書の２欄の該当の欄にチェックマークがあり、特定技能制度における特定産業分野及び業務区分が記載されていることを確認する。

なお、農業分野又は漁業分野であって、受入れ機関が派遣元となっている場合には、入管ＷＡＮに掲載の「労働者派遣認定機関リスト」により適当な機関であることを確認する。

（ウ）要件（３）ウについて、説明書の３欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）の記載から確認する。

(エ) 要件（３）エについて、説明書の４欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）の記載から確認する。

なお、確認に当たって、今次の受入れ機関に特定技能外国人（未入国の者を含む。）が所属している場合には、申請人の報酬額が当該特定技能外国人のものと比して著しく低いものでないことを確認する。

(オ) 要件（３）オについて、説明書の２及び５欄のいずれにも該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、当該記載内容に対応する技能試験の合格証明書、日本語試験の合格証明書、技能実習２号を良好に修了したことを証する資料等が提出されていることを確認する。

(カ) 要件（３）カについて、説明書の６欄に所用の記載がされていることを確認するほか、記載内容に応じて「登録支援機関登録簿」から確認する。

(キ) 要件（３）キについて、説明書の７欄の該当の欄にチェックマークがあることを確認した上、[redacted]

ウ　決定する在留資格

「特定活動」

エ　在留期間

「６月」

オ　入国・在留目的コード

[redacted]

カ　指定する活動

指定する活動は次のとおり。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機関名　　○○○株式会社

（本店所在地　○○県○○市○○町１－１）

キ　その他留意事項

（ア）在留期間更新許可申請があった場合には、説明書により、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、１回限り許可することとし、２回目以降の在留期間更新許可申請は許可しない。この場合において、他の手続（例：建設分野における建設特定技能受入計画認定申請、協議会加入申請）に時間を要している場合には、当該手続中であることを示す書類を提出させた上で、基本的にやむを得ない事情があるものとして取り扱って差し支えない。

（イ）本措置により「特定活動」をもって在留した期間については、「特定技能１号」をもって在留した期間として取り扱う（平成３１年法務省令第７号附則第６条及び第１０条）。

（ウ）本措置による在留資格「特定活動」で在留する者から、受入れ機関を変更するとして、本措置による在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請があった場合には、やむを得ない事情があると認められる場合（受入れ機関の都合により離職した場合など、受入れ機関を変更することについて、申請人に帰責性がない場合に限る。）を除き、原則として許可をしない。

なお、上記申請があった場合には、申請者に、受入れ機関の変更理由を求めるとともに、受入れ機関の都合により離職したことが分かる資料を求め、やむを得ない事情の有無を確認する。

[redacted]

（５）配偶者又は子

ア　在留審査における取扱い

上記７（「特定技能１号」に係る家族帯同を例外的に認める取扱い）に準じて取り扱う。

イ　入国・在留目的コード

[redacted]

ウ　指定する活動

指定する活動は次のとおり。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望し、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動を指定されて在留する者（(国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

11　在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることが困難な技能実習生に係る取扱い

（１）趣旨

在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生について、技能実習生の責めに帰すべき事由によらず、在留期間の満了日までに当該認定を受けることができない場合に、当該技能実習生の安定的な在留の確保のため在留を認めるもの。

（２）自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっている場合

ア　要件

次のいずれにも該当すること。

（ア）　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がないこと

（イ）　新たな技能実習計画の認定を受けた後速やかに在留資格「技能実習」へ在留資格変更許可申請を行うことが見込まれること

（ウ）　実習実施者との契約に基づき、従前の技能実習で従事した業務と同種の業務に日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けて従事すること

（エ）　実習実施者及び実習監理を行う予定である監理団体（監理団体が変更となる際には、既に確保している又は確保できる具体的な見込みが立っている場合。以下同じ。）がこれまでに技能実習生を適正に受け入れた経験を有すること

（オ）　実習実施者又は監理団体から、「技能実習」の在留資格で在留中と同様に、必要な助言、指導及び支援等を受けることが見込まれること

イ　立証資料

（ア）　説明書（在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができないことなどの説明が記載された実習実施者又は監理団体作成の書面）（参考様式）

（イ）　誓約書（申請人の身元引受けについて責任を負い、申請人が「技能実習」に移行することなく帰国することとなった場合には、帰国費用を負担すること及び技能実習計画の認定を受けた後速やかに「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うことなどが誓約された実習実施者又は監理団体作成の書面）（参考様式）

（ウ）　実習実施者との雇用契約に関する書面（雇用契約書及び雇用条件書の写し等）

（注）上記（ア）及び（イ）について、監理団体を変更する場合で新たな監理団体が確保されていなければ、実習実施者において作成。

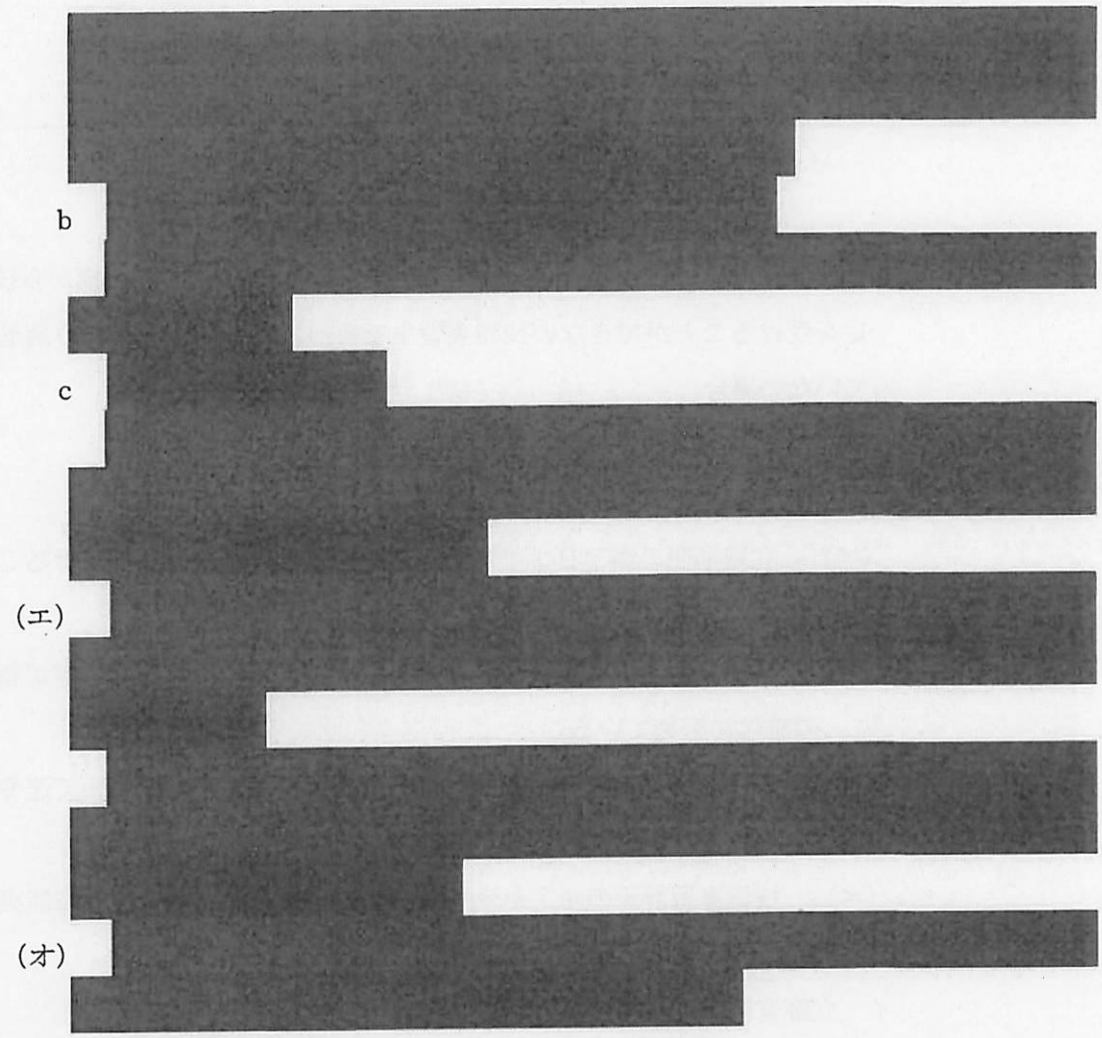
ウ　審査

（ア）

（イ）

（ウ）

a



(カ)　決定する在留資格、在留期間及び指定する活動等

a　在留資格

「特定活動」

b　在留期間

「４月」

c　指定する活動

企業単独型技能実習生の場合は、指定する活動内容のうち「各号イを除く」を「各号ロを除く」に変更する。

「技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて従前と同種の業務に従事する活動 記

機関名　　○○○株式会社

（本店所在地　○○県○○市○○町１－１）

d　入国・在留目的コード

[redacted]

（３）　自己の責めに帰すべき事由なく在留期間の満了日までに機構から技能実習計画の認定を受けることができない技能実習生であって、技能実習を行う実習実施者が決まっていない場合

ア　要件

次のいずれにも該当すること。

（ア）　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、技能実習生の責めに帰すべき事由がないこと

（イ）　技能実習生が技能実習の継続を希望しており、監理団体等が新たな実習実施者の確保に努めていること

（ウ）　新たな実習実施者が決まった後、当該実習実施者において速やかに技能実習計画の認定申請を行うことが見込まれること

（エ）　技能実習計画の認定を受けた場合は速やかに在留資格「技能実習」へ在留資格変更許可申請を行うことが見込まれること

イ　立証資料

（ア）　説明書（在留期間の満了日までに技能実習計画の認定を受けることができないことなどの説明が記載された監理団体又は申請人作成の書面）（参考様式）

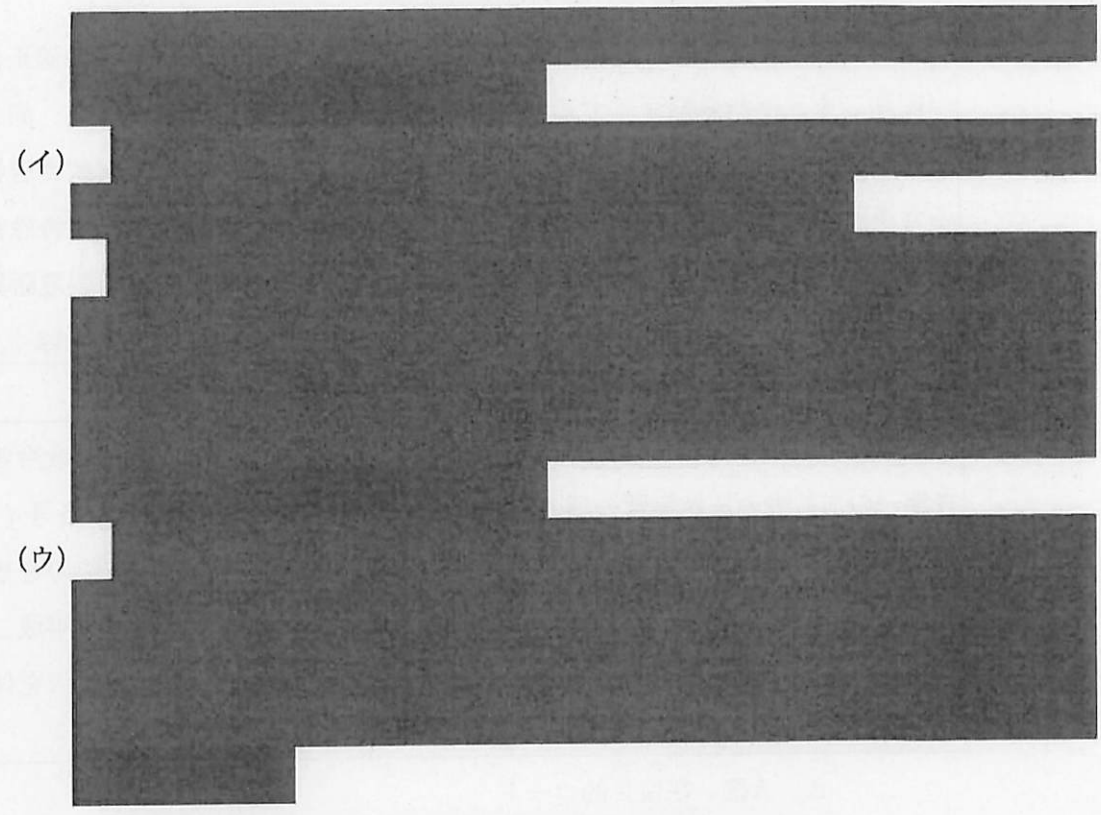
（イ）　誓約書（「技能実習」に移行せずに帰国することとなった場合には速やかに帰国させること、及び新たな技能実習計画の認定を受けた際には、速やかに在留資格変更許可申請を行うことが誓約された監理団体作成の書面）（参考様式）

（ウ）　新たな実習実施者の確保に努めていることを証する資料（監理団体の実習監理下にある場合は、監理団体作成の状況を具体的に記載した説明書（参考様式）、監理団体の実習監理下にない場合は、機構の個別支援決定通知書の写し）

（エ）　滞在費支弁方法を説明した資料等

ウ　審査

（ア）　[redacted]



(エ)　決定する在留資格、在留期間及び指定する活動

申請人が生活費を確保する目的で、転籍手続中に就労活動を行うことを希望するか否かに応じて、指定する活動内容及び入国・在留目的コードを決定した上で在留資格変更を許可する。

ただし、企業単独型技能実習生の場合は、指定する活動内容のうち「各号イを除く」を「各号ロを除く」に変更する。

a　決定する在留資格

「特定活動」

b　在留期間

「４月」

c　指定する活動

・申請人が就労活動を希望する場合

「技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて技能等を修得等するために外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項の認定を受けるまでの間行う日常的な活動（１週について２８時間

を上限として報酬を受ける活動を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定有興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

・申請人が就労活動を希望しない場合

技能実習」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号から第三号に係るもの（各号イを除く。）。）をもって在留していた者が本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて技能等を修得等するために外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項の認定を受けるまでの間行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

d　入国・在留目的コード

・申請人が就労活動を希望する場合

[redacted]

・申請人が就労活動を希望しない場合

[redacted]

（オ）　「技能実習」の在留期間が残っている場合で、申請人から、生活費等を確保する必要があるとして、資格外活動許可申請が行われた場合には、上記イ（ア）ないし（ウ）の資料を求めた上で、在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がないことや、監理団体等が新たな実習実施者の確保に努めていることが確認できた場合には、資格外活動許可期限を許可日から４月後（残余の在留期間が４月未満の場合は在留期間の満了日まで）とした上で、週２８時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

（４）　留意事項

ア　「技能実習」から上記（２）の「特定活動」への在留資格変更許可申請中に、「技能実習」に係る在留期間の特例期間が発生したとしても、当該特例期間中の就労は認められない。

イ　上記（２）の「特定活動」の変更許可を受けた者が技能実習に移行した場合、当該

技能実習の上限期間から「特定活動」により在留していた期間を差し引く。

そのため、移行後の技能実習に係る在留期間については、本件による「特定活動」での在留期間を踏まえた許可となることを申請人へ説明するとともに、技能実習計画が認定され次第、速やかに「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うよう案内する。

ウ　本措置に基づく「特定活動」の変更許可を受けた者から在留期間更新許可申請があった場合、原則として許可しない[redacted]。

一方、本措置に基づく「特定活動」の変更許可を受けた者から、新たな事情の変更を理由として、本措置に基づく「特定活動」への在留資格変更許可申請があった場合、必要に応じて、本庁在留管理課に相談の上、個別に審査を行って差し支えない。

なお、当該在留資格変更許可申請を行う場合としては、例えば、上記（２）の「特定活動」で在留中に、実習実施者が技能実習計画の認定取消しを受けたことに伴い、上記（３）の「特定活動」への在留資格変更許可申請を行う場合などが考えられる。

エ　本措置に基づき、上記（３）の「特定活動」の許可を受けた者が、その在留期間の満了日までに新たな実習実施者を確保することができず、技能実習を継続することを断念した場合であっても、当該元技能実習生が「特定技能」への移行を希望した際には、令和６年１１月１日付け入管庁管第３５６８号通知に基づく「就労継続支援」を目的とする「特定活動」を案内する。

オ　在留期間の満了日までに新たな技能実習計画の認定を受けることができないことについて、自己の責めに帰すべき事由がある場合であっても、機構から技能実習計画の認定を受けた後、「技能実習」への在留資格変更許可申請がなされれば、当該事由や申請人の在留状況等を踏まえて審査を行った結果として、「技能実習」への在留資格変更を許可することが可能と認められる場合には、上記（３）ウ（エ）ｃの「申請人が就労活動を希望しない場合」と同じ内容で在留資格変更を許可して差し支えない。

ワーキングホリデー対象国・地域別取決め等一覧表

取決め等の対象国・地域	対象者	査証	上陸審査での留意点	在留審査での留意点	開始年月日
オーストラリア	①オーストラリアに居住するオーストラリア市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 （注）26歳から30歳の者についても、特に問題がない限り18歳から25歳の者と同等の基準で査証が発給されることとなっている。 ③子を同伴しない者であること。 【各国・地域共通】 ①一定期間、本邦において主として休暇を過ごす意図を有すること。 ②有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。 ③日本国における最初の滞在期間の生計を維持するための相当な資金を所持すること。 ④健康であること。	有効期間：1年 滞在期間：6か月（例外的に90日の査証が発給されることがある。） 【各国・地域共通】 区分：特定査証 種類：1回限り有効	[redacted]	活動の内容が取決めの趣旨に反しないと認められる場合で、滞在期間が上陸後1年以内のときは、そのまま「6月」を許可する。 また、その期間が1年を超えるときは、第10編「在留審査」第4章により審査の上、1回のみ「6月」を許可することが可能である。	昭和55年12月1日から
ニュージーランド	①ニュージーランドに居住するニュージーランド市民であること。 ②18歳から30歳まで（18才及び30才を含む。）であること。 ③子を同伴しない者であること。	有効期間：1年 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	在留期間の更新は認めない。	昭和60年7月1日から
カナダ	①カナダに居住するカナダ市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 ③子を同伴する者を含む。 ④医療費を含めた相当な資金を所持すること。	有効期間：1年 滞在期間：令和6年11月末日以前に申請した場合は6か月（例外的に3か月の査証が発給されることがある。）、同年12月1日以降に申請した場合は1年 その他：同伴される子に対しては、「ACC.WH」と注記される。	オーストラリアに同じ。	活動の内容が取決めの趣旨に反しないと認められる場合で、滞在期間が上陸後1年以内のときは、そのまま「6月」を許可する。ただし、令和6年12月1日以降に査証を申請し、在留期間「1年」とする特定査証が発給され、「特定活動（告示5号）」の在留資格をもって在留する者から在留期間更新許可申請があったときは、在留期間「1年」を許可することとする（在留期間1年を連続して2回まで許可する。）。	昭和61年3月1日から
大韓民国	①韓国に居住する韓国国民であること。 ②原則として18歳以上25歳以下であること。 （注）26歳以上30歳以下の者についても、資金状況、兵役経験の有無、学歴、申請目的等につき慎重な審査を経た	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	在留期間の更新は認めない。	平成11年4月1日から

	上で、対象者として認められる場合がある。また、兵役終了者のうち大学を卒業し又は在学中の者に対しては、好意的に取り扱うこととしている。 ③子を同伴しないこと。				
フランス	①査証申請日の年齢が18歳以上30歳以下で、子を同伴しないこと。 ②以前にこの制度を利用したことがないこと。 ③良好な健康状態を証明する医療診断書を提出すること。	有効期間：1年 滞在期間：1年		①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第4条において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することはできないとされている。	平成12年7月15日から
ドイツ	①18歳以上30歳以下であること。 ②被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く）。 ③十分な健康保険に加入していることを証明すること	有効期間：1年 滞在期間：1年		在留期間の更新は認めない。	平成12年12月1日から
英国	①イギリスに居住するイギリス市民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③子を同伴しない者であること。 ④配偶者を同伴しない者であること（配偶者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く）。 ⑤滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること ⑥以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年		①在留期間の更新は認めない。ただし、令和6年12月1日以降に査証を申請し、在留期間「1年」とする特定査証が発給され、「特定活動（告示5号）」の在留資格をもって在留する者から在留期間更新許可申請があったときは、在留期間「1年」を許可することとする（在留期間1年を連続して2回まで許可する。）。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている（令和6年12月1日をもって上記のとおり一部変更あり。）。	平成13年4月16日から

アイルランド	①アイルランドに居住するアイルランド市民であること。 ②18歳以上25歳以下であること（日本国政府の権限ある当局が30歳まで延長することに同意する場合を除く。）。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成19年1月1日から
デンマーク	①デンマークに居住するデンマーク国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認めないとされている。	平成19年10月1日から
台湾	①台湾居住者であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者がワーキングホリデー査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと ⑤犯罪歴を有しないこと	有効期間：1年 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）平成21年4月3日付け外務省アジア大洋州局長発亜中モ第365号文書に添付された財団法人交流協会から台湾当局への通報文書の第4において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成21年6月1日から
香港	①香港特別行政区の通常の居住者であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④以前に同査証の発給を受けていないこと。	有効期間：3月 滞在期間：1年	[redacted]	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成22年1月1日から
ノルウェー	①ノルウェーに居住するノルウェー国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しない者であること（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入していること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成25年2月1日から

ポルトガル	①ポルトガルに居住するポルトガル国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。 ⑧十分な健康保険に加入すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）覚書附属書1第4において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成27年7月1日から
ポーランド	①ポーランドに居住するポーランド国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条第2項(f)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条において、「入国の日から1年間の滞在を許可し」とされている。	平成27年7月11日から

スロバキア	①スロバキアに居住するスロバキア国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第5項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成28年6月1日から
オーストリア	①オーストリア国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が自己の事由において日本国に入国することができる場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：6月	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成28年7月1日から
ハンガリー	①ハンガリーに居住するハンガリー国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)項において、滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこととされている。また、協定第4条において、入国から1年までの期間、日本国における滞在を許可するとされている。	平成29年7月1日から
スペイン	①スペインに居住するスペイン国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥良好な健康状態を証明する医療診断書を提出すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)項において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条において、「入国の日から1年までの期間滞在を許可し」とされている。	平成29年7月1日から

アルゼンチン	①アルゼンチンに居住するアルゼンチン国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥犯罪経歴を有しないこと。 ⑦国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協力覚書3(a)において、許可された期限を超えて滞在を延長すること又は滞在中に滞在資格を変更することはできないとされている。	平成29年10月1日から
チリ	①チリに居住するチリ国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な健康保険に加入すること。 ⑦滞在する全期間を通じて有効な入院及び死亡した場合の送還保険を含む保険を有すること。 ⑧健全な経歴を有し犯罪歴を有しないこと。 ⑨滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協力覚書1(vii)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協力覚書5において、入国の日から1年間、受入国に滞在することを許可するとされている。	平成30年2月23日から

アイスランド	①アイスランドに居住するアイスランド国民であること。 ②18歳以上26歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）ロ上書第5項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成30年9月1日から
チェコ	①チェコに居住するチェコ国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥国民健康保険に加入し、又は類似の保険に加入すること。 ⑦犯罪経歴を有しないこと。 ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条2(a)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条2において、入国の日から1年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	平成30年11月1日から
リトアニア	①リトアニアに居住するリトアニア共和国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）ロ上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	平成31年4月1日から

スウェーデン	①スウェーデン王国に居住するスウェーデン王国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な医療保険に加入すること。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条(f)において、滞在終了時に受入国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条第1項において、入国の日から1年以内の期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和2年3月5日から
エストニア	①エストニア共和国に居住するエストニア共和国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長する及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和2年3月11日から

オランダ	①オランダ王国に居住するオランダ王国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が同査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健康であり、十分な健康保険に加入しており、健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和2年4月1日から
ウルグアイ	①ウルグアイ東方共和国に居住するウルグアイ東方共和国の国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること。 ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められないとされている。	令和5年3月1日から
フィンランド	①フィンランド共和国に居住するフィンランド共和国の国民であること ②18歳以上30歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥十分な医療保険に加入すること ⑦犯罪経歴を有しないこと ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条1(f)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第3条1において、入国の日から1年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和5年8月1日から
ラトビア	①ラトビア共和国に居住するラトビア共和国の国民であること ②18歳以上30歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥日本国において効力を有する法令によって要求される十分な健康保険に加入すること ⑦犯罪経歴を有しないこと ⑧滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格の変更は認めない。 （注）協定第1条1(f)において、受入国に滞在する間に在留資格を変更しないこととされている。また、協定第4条1において、入国の日から1年までの期間、日本国に滞在することを許可するとされている。	令和5年8月1日から
ルクセンブルク	①ルクセンブルク大公国に居住するルクセンブルク大公国の国民であること。 ②18歳以上30歳以下であること ③扶養家族を帯同していないこと（扶養家族が本査証又はその他の査証を有する場合を除く。）。 ④滞在終了後に日本国を出国する予定であること。 ⑤以前に同査証の発給を受けていないこと。 ⑥健全な経歴を有し、かつ、犯罪経歴を有しないこと。 ⑦滞在の間日本国の法令を遵守する意図を有すること。	有効期間：3月 滞在期間：1年	オーストラリアに同じ。	①在留期間の更新は認めない。 ②在留資格変更は認めない。 （注）口上書第4項において、許可された期間を超えて在留すること及びその滞在期間中に在留資格を変更することは認められないとされている。	令和6年6月3日から